経営事項審査申請書作成の手引

長野県建設部建設政策課

【令和５年１１月改訂】

目　次

１　経営事項審査について ２
　①　経営事項審査とは ３
　②　審査基準日 ３
　③　結果の有効 ４
　④　審査項目 ５

２　経営事項審査の手続方法 ７
　①　手続きの流れ ８
　②　申請書の提出方法 ８
　③　結果通知の通知日 ９
　④　申請手数料 ９
　⑤　結果通知書 １０
　⑥　審査結果の公表 １１
　⑦　内容証明 １１
　⑧　虚偽申請 １１

３　申請書類及び確認書類 １２
　①　申請書類一覧 １３
　②　確認書類一覧 １３
　③　書類作成上の注意 １８

４　記載例・記載方法 ２０
　①　申請書【様式第25号の14】 ２１
　②　工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高【別紙1】 ２４
　③　その他審査項目(社会性)【別紙3】 ３２
　④　技術職員名簿【別紙2】 ４４

５　コード表 ５８

６　参考資料 ６２

７　総合評点の算出方法 ６９

８　様式集 ８３

１　経営事項審査について

①経営事項審査とは

建設業者について、その業者の規模、施工能力、財務内容など経営に関する事項の審査を建設業法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行う制度で、政令で指定する公共工事を直接請け負う(元請)建設業者は、経営事項審査を受ける必要があります(建設業法第27条の23)。

※ 政令で指定する公共工事とは国、地方公共団体等が発注者である建設工事で工事1件の請負代金の額が政令で定める金額(建築一式工事 1,500 万円、その他の工事 500 万円)以上のものを元請で請け負うものをさします。また、発注者によっては、経営事項審査を受けていないと金額に関わらず受注できない場合がありますのでご注意ください。

※ 公共工事の発注者は 68 ページを参照してください。

建設業者と経営事項審査の関係

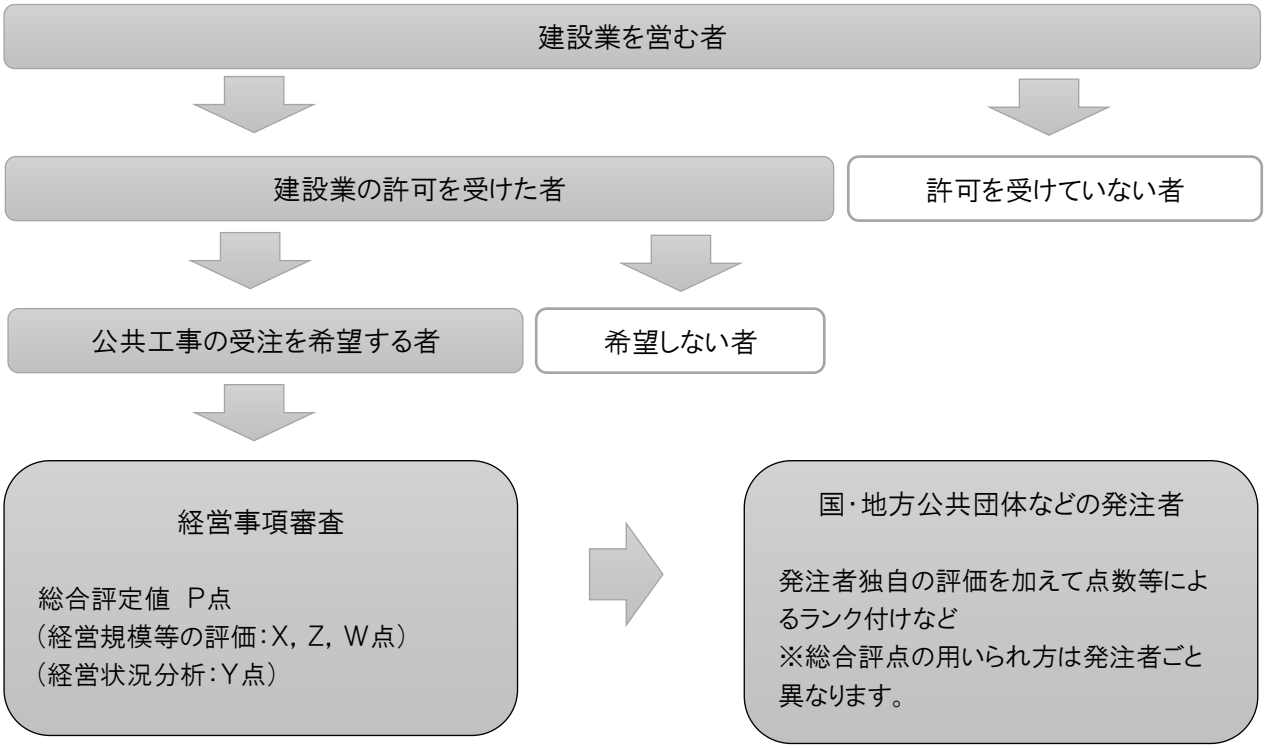

②審査基準日

審査基準日は、申請する日の直前事業年度終了日(決算日)です。

例えば、令和5年3月31日決算に基づく申請は、新たな決算(令和6年3月31日)を迎えると、令和6年4月1日以降できなくなります。

法人合併や営業譲渡が行われた場合には、当該合併日や営業譲渡日を審査基準日として、経営事項審査を受けることができます。27～31ページを参考に工事種類別完成工事高を作成してください。

③ 結果の有効期間

公共工事の受注(発注者と契約を締結すること)には、契約締結日の1年7ヶ月前以降の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、その結果通知書の交付を受けていることが必要です。

これは、公共工事発注者の入札参加資格の有無とは関係なく、公共工事の受注そのものに対し義務付けられています。

すなわち、経営事項審査の結果通知書は、交付を受けた日から当該審査の審査基準日から起算して1年7ヶ月後の日までの間、公共工事の受注について有効であるといえます。(審査基準日(事業年度終了の日)が有効期間満了の日の起点となる点に注意してください)

例)

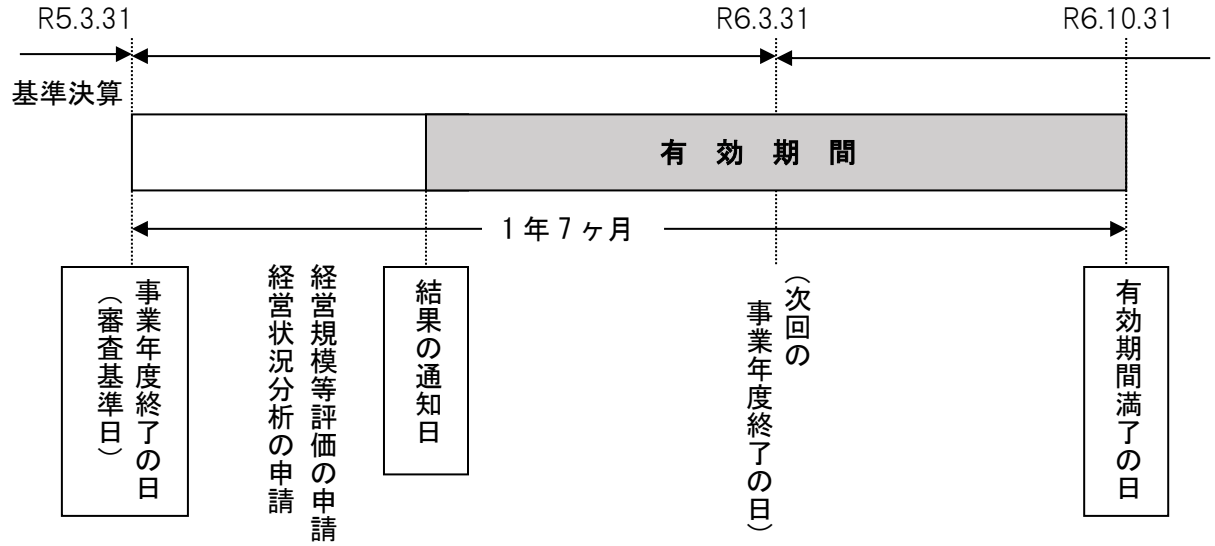

有効な結果通知書を交付されていない間(下図※の期間:R5.12.1～R6.1.9)は公共工事の受注ができません。

例)R5.4.30の審査基準日の建設業者がR5.11.27に申請をした場合

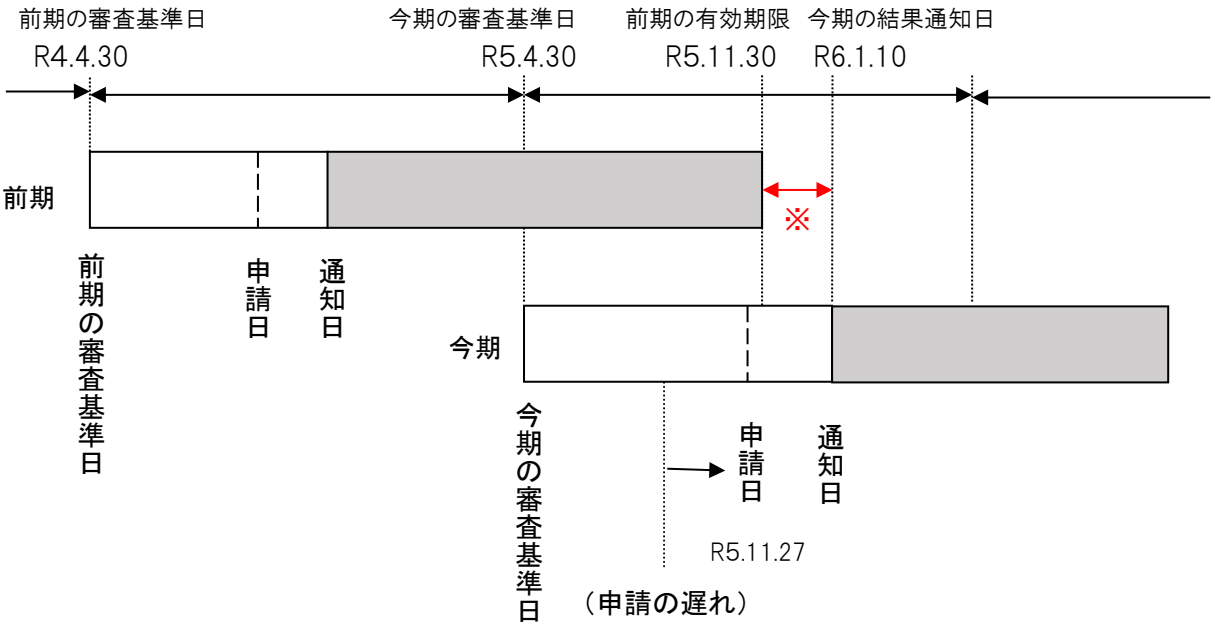

④審査項目

経営事項審査では次表の審査項目について評価を行い、業種ごとに総合評定値(P)を算出します。

区　分		審　査　項　目		最高点 最低点	ウェイト
経営規模	X_1	工事種類別年間平均完成工事高		2,309 397	0.25
	X_2	・自己資本額又は2期平均自己資本額 ・利益額(利払前税引前償却前利益) ＝営業利益＋減価償却実施額		2,280 454	0.15
経営状況	Y	①純支払利息比率 ②負債回転期間 ③売上高経常利益率 ④総資本売上総利益率	⑤自己資本対固定資産比率 ⑥自己資本比率 ⑦営業キャッシュ・フロー ⑧利益剰余金	1,595 0	0.20
技 術 力	Z	①技術職員数(業種別) ②元請完成工事高(業種別)		2,441 456	0.25
その他の審査項目	W	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	ア　雇用保険の加入 イ　健康保険の加入 ウ　厚生年金保険の加入 エ　建設業退職金共済制度の導入 オ　退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入 カ　法定外労働災害補償制度の導入 キ　若年技術職員の継続的な育成及び確保 ク　新規若年技術職員の育成及び確保 ケ　技術者のCPD単位取得数 コ　技術者の技能レベル向上者数 サ　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 シ　次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 ス　青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 セ　建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	2,073 −1,837	0.15
		②建設業の営業継続の状況	・営業年数 ・民事再生法又は会社更生法の適用		
		③防災活動への貢献の状況	・防災協定の締結の有無		
		④法令遵守の状況	・営業停止処分の有無 ・指示処分の有無		
		⑤建設業の経理の状況	・監査の受審状況 ・公認会計士等の数 ・登録経理試験2級合格者		
		⑥研究開発の状況	研究開発費(2期平均)		
		⑦建設機械の保有状況	建設機械の所有及びリース台数		

		⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	・エコアクション 21 の認証 ・ISO9001 の登録 ・ISO14001 の登録		

総合評定値(P)＝0．25X_1＋0．15X_2＋0．20Y＋0．25Z＋0．15W

※詳細は「7総合評定値の算出方法」(P69～)をご覧ください。

２　経営事項審査の手続方法

①経営事項審査申請の流れ

〇登録経営状況分析期間へ経営状況分析を申請し、「経営状況分析結果通知」を受け取る。
〇「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」を県ホームページからダウンロードし、申請書類を作成する。
〇県庁建設政策課へ申請書類、経営状況分析結果通知書、提出書類を郵送し審査を受ける。
〇「経営規模等結果通知書・総合評定値通知書」が送付される。

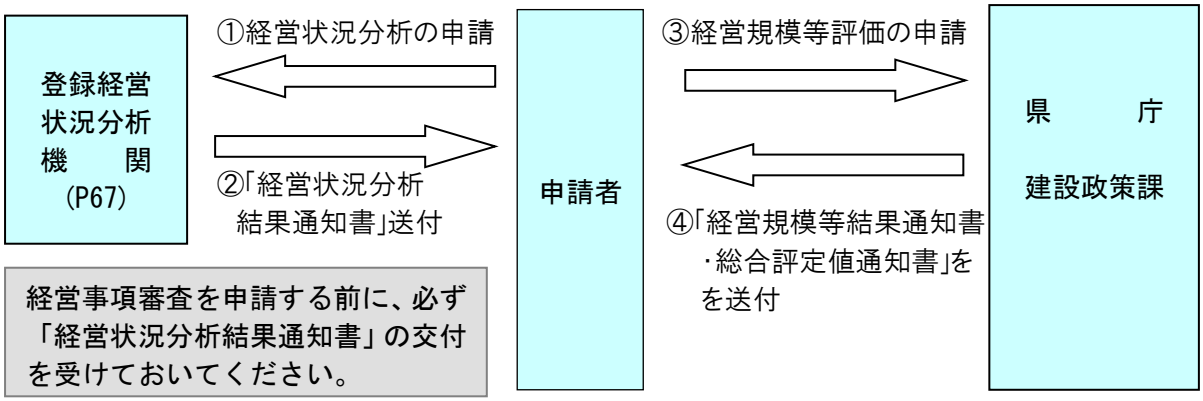

経営事項審査を申請する前に、必ず「経営状況分析結果通知書」の交付を受けておいてください。

②申請書の提出方法

書面による郵送申請または、電子申請のどちらかの方法で申請してください。

■書面による申請の場合

(1)原則郵送申請となります。
〇**1部(正本)**を送付してください。
申請書類は返却しません。原本提出が必要なものを除き、写し(コピー)を提出してください。
※原則正本1部の送付ですが、控えの返送を希望する場合には、返信用封筒に必要な切手を貼って同封してください。
※控えの書類については内容確認を行いませんので、受付印(収受印)希望の場合は、申請書の1枚目(表紙)のみの送付でも構いません。
※確認書類の控えは送付の必要はありません。

(2)申請を行うことができるのは、次の方です。
1　申請者本人
2　代理人(委任状必要)
※申請手続きの代理については、法律により行政書士(弁護士)に限られます。前記以外の者は、業としてこれを行うことはできません。

■提出先
〒380-8570
長野市大字南長野字幅下 692-2　長野県庁建設部建設政策課建設業担当
TEL:026-235-7314

■提出方法
必ず書留(レターパックプラス可)としてください。
封筒表面に「経営事項審査書在中」と朱書きしてください。

経営事項審査申請用様式は、下記の長野県のホームページからダウンロードしてください。
【長野県ホームページ】
http://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/shinsa/shinsei.html

■電子による申請の場合

電子申請をご利用の方は、以下 URL より申請してください。
https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001
電子申請システムの操作方法に関する問合せは、以下の専用ナビダイヤルまでお願いします。
TEL：0570-033-730

③結果通知の通知日

原則として**前月の 26 日から 10 日まで**の間に県庁建設政策課に書類がそろっている(審査開始できる状態となっている)申請は翌月の 10 日、**11 日から 25 日まで**の間に県庁建設政策課に書類がそろっている申請は、翌月の 25 日を交付日(発送日)とします。

ただし、交付予定日が閉庁日の場合は翌開庁日が交付日となります。

(書類に不備があった場合は、次回以降の交付日となる場合があります。)

(例) R5.12.11～R5.12.25 が審査開始日の申請 ⇒ 交付日は R6.1.25

R5.12.26～R6.1.10 が審査開始日の申請 ⇒ 交付日は R6.2.13 (R6.2.10～12 が閉庁日のため)

R6.1.11～R6.1.25 が審査開始日の申請 ⇒ 交付日は R6.2.26 (R6.2.25 が閉庁日のため)

経営事項審査結果通知書は直接申請者あてに郵送しますので、内容を必ずご確認ください。

※ホームページで交付日の日程表を公開しています。

④申請手数料

経営状況分析

登録経営状況分析機関によって異なります。申請する登録経営状況分析機関にお問い合わせください。

(分析機関一覧は67ページを参照してください。)

経営規模等評価

経営規模等評価のみの申請

8,100円＋(審査対象業種数)×2,300円

総合評定値算出のみの請求

400円＋(審査対象業種数)×200円

合計(経営規模等評価の申請及び総合評定値の算出の請求)

8,500円＋(審査対象業種数)×2,500円

手数料早見表(経営規模等評価の申請及び総合評定値の算出の請求)

業種数	手　数　料	業種数	手　数　料
1	11,000円	16	48,500円
2	13,500円	17	51,000円
3	16,000円	18	53,500円
4	18,500円	19	56,000円
5	21,000円	20	58,500円
6	23,500円	21	61,000円
7	26,000円	22	63,500円
8	28,500円	23	66,000円
9	31,000円	24	68,500円
10	33,500円	25	71,000円
11	36,000円	26	73,500円
12	38,500円	27	76,000円
13	41,000円	28	78,500円
14	43,500円	29	81,000円
15	46,000円		

・長野県収入証紙での納付となります。(収入印紙ではありません)
・電子申請の場合、Pay-easyによるインターネットバンキングからの電子納付が可能です。
ただし、電子納付の場合、領収書は発行されません。また、振り込み手数料は、申請者にてご負担ください。

⑤結果通知書について

経営規模等結果通知書が届いた際には申請書に記載した内容と、結果通知書に記載された内容に相違がないかよく確認してください。

再審査の申し立てについて
結果通知書の通知後は、次の場合を除き、訂正及び修正は認められませんので、申請漏れや誤記入のないよう十分注意してください。

①申請した内容と異なった結果通知が送付された場合
結果通知書を受領した日から30日以内に再審査を申し立てることができます。
※申請者の記入漏れや記入誤りといった申請者側に起因する誤りが理由の場合には、再審査の対象とはなりません。
②新たな業種の許可を受けた場合
経営事項審査後、新たな業種の許可を受けた場合、その業種を追加した形で再審査を申し立てることができます。この場合、追加する業種の完成工事高は建設業法第11条に基づく変更届で「その他工事」に分類されていたもののうち、該当するもののみを計上することができます。
(業種追加部分以外の審査項目を変更して申請することはできません。)
③経営事項審査の基準その他の評価方法が改正された場合
改正された日から起算して、120日以内に限り再審査の申し立てができます。(改正部分以外の審査項目を変更して申請することはできません。)

⑥審査結果の公表について

経営事項審査結果は、公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、公表を行っています。

公表している内容は、申請した建設業者本人に通知された内容と同様、総合評定値及び完成工事高等の審査項目ごとの数値・評点とし、経営事項審査の結果通知書の写しとなっています。

公表及び閲覧は、財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターのホームページから閲覧可能（結果通知書交付日から約30日後）です。

【建設業情報管理センターホームページ】

http://www.ciic.or.jp/

⑦内容証明について

結果通知書を紛失してしまった場合など、結果通知書の写しの証明が必要な場合には、内容証明申請書に必要事項を記載し、手数料額分（証明1通につき400円）の長野県収入証紙を貼付のうえ、次のあて先に申請してください。

※内容証明申請書はホームページからダウンロードできます。

■「経営事項審査結果通知書内容証明申請書」の提出先

〒380－8570
長野市大字南長野字幅下692－2
長野県庁建設部建設政策課建設業担当　あて

なお、内容証明の申請は原則として郵送とさせていただきますので、上記申請書の提出に当たっては84円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

⑧虚偽申請について

経営事項審査申請書、経営状況分析申請書、工事経歴書に虚偽の記載をして提出した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。（建設業法第50条第1項第4号）

また、虚偽の資料（確認書類）を提出した場合には、100万円以下の罰金に処されます。（建設業法第52条第4号）なお、上記の刑に処された場合には、許可の取り消しを受け、その後5年間は改めて許可を受けることができなくなります。（建設業法第8条第7号及び第29条第1項第2号）

３　申請書類及び確認書類

①申請書類一覧

□必ず提出する書類

◆該当がある場合提出する書類

	書 類 名	詳細ページ
1	□経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書 【様式第二十五号の十四】	P21～
2	□工事種類別完成工事高 【別紙一】	P24～
3	□その他の審査項目（社会性等） 【別紙三】	P32～
4	□技術職員名簿 【別紙二】	P44～
5	□経営状況分析結果通知書**（原本）［※1］［※2］**	―
6	□審査等手数料証紙貼付書 【別紙様式第1号】	―
7	◆工事種類別完成工事高付表 【別紙様式第3号】	―
8	◆経理処理を適正に確認した旨の書類 【様式第2号】	―
9	◆建設機械の保有状況一覧表 【別紙様式】	―
10	◆継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿 【別紙様式第4号】	―
11	◆CPD単位を取得した技術者名簿（技術職員名簿に記載のある者を除く） 【様式第4号】	―
12	◆技能者名簿 【様式第5号】 ※項番61「CPD単位取得数」、項番62「技能レベル向上者数」の両方が「0」の場合のみ添付不要です。	―
13	◆建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書 【様式第6号】 ※審査基準日が令和5年8月14日以降の申請において審査対象となります。	
14	◆委任状**（原本）［※1］**	―

※1　電子申請の場合、原本での提出は不要です。

※2　電子申請の場合、申請書の「登録経営状況分析機関番号」（項番20）の欄に、結果通知書の右下に記載されている認証キー（20で始まる16桁の番号）を入力するか、結果通知書の写しを確認書類にアップロードしてください。

②確認書類一覧

□必ず提出する書類**（前年度の経営事項審査を受けていない場合は、前年度分と合わせて2年度分（工事種類別完成工事高　項番31において3年平均を選択した場合は3年度分）を提出すること）**

◆該当がある場合提出する書類

審査項目	確認書類		詳細ページ
経営規模等評価申請書及び総合評定値結果通知書			
	法人	□法人税法による確定申告書の写し ・別表1～16までのすべてのページ（両面可） ・確定申告の際に税務署に提出した財務諸表 （円単位のもの、決算変更届添付のものは不	―

		可）） □総勘定元帳の写し※	
	個人事業 （青色申告）	□青色申告書に添付した損益計算書の写し □総勘定元帳の写し※	
	個人事業 （白色申告）	□所得税申告書の写し	
	※総勘定元帳のうち①、②の分かる部分のみ提出 ①売上の合計が分かる部分 ②消費税の最終清算が分かる部分 （仮受消費税等、仮払消費税等及び租税公課等の各最終ページ） ただし、疑義がある場合追加で提出を求める場合があります。		
	□「消費税確定申告書」の写し □消費税の「領収書」又は「納税証明書（その1）」の写し （個人の場合は「完納証明書」も可）		
工事種類別完成工事高			
	□「工事経歴書」（記載方法はP52） ※建設業法第11条第2項の規定による変更届が提出されている場合は省略可 □工事経歴書に記載されている工事に係る「請負契約書」又は「注文書」、「請書」等の写し ※業種の区分、公共元請・民間元請・下請の区分毎金額上位の3件分を提出 ※包含を行った場合は、包含元の工事についても必要 ※「その他工事」分は不要		―
その他審査項目（社会性）を確認する書類			
【41】雇用保険	審査基準日を含む年度の ◆「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し　又は 労働保険組合発行の「納入通知書」の写し ◆「領収済通知書」の写し		P33
【42】健康保険 【43】厚生年金保険	加入有	審査基準を含む月の ◆「領収書」の写し又は 「納入通知書」の写し	P34
	適用除外	建設国保加入の場合 ◆「健康保険被保険者適用除外承認証」の写し 後期高齢者保険加入の場合 ◆「後期高齢者医療被保険者証」の写し	
【44】建設業退職金共済制度	◆「建設業退職金共済制度加入・履行証明書」の写し		P35
【45】退職一時金制度若しくは 企業年金制度	退職一時金	独立行政法人勤労者退職金共済機構又は 特定退職金共済団体との 退職金共済契約を締結している場合 ◆「加入証明書」の写し又は「契約書」の写し 自社退職金制度を導入している場合 ◆「労働協約」又は「就業規則（労働基準監督署の受付印のあるもの）」の写し ◆積み立て状況を確認できる書面の写し （「決算書等」）	P35

	企業年金	厚生年金基金に加入している場合は ◆「加入証明書」又は「契約書及び領収書」の写し 確定拠出年金(企業型)、 確定給付企業年金(基金型)又は 確定給付企業年金(規約型)に加入している場合 ◆「加入証明書」の写し	
【46】法定外労働災害 補償制度	右の団体のいずれかに加入している場合	加入期間に審査基準日を含む ◆「加入証明書」又は 「保険証券(添付資料を含む)」の写し 対象団体 〇(公財)建設業福祉共済団、 〇(一社)全国建設業労災互助会、 〇全日本火災共済協同組合連合会 (全国中小企業共済協同組合連合会)、 〇(一社)全国労働保険事務組合、 〇中小企業等協同組合法に基づき 共済事業を営む者の労働災害補償制度	P36
	民間の保険に加入している場合	◆契約内容が分かる「加入証明書」の写し、 又は「保険証券(添付資料を含む)」の写し ◆労働者災害補償保険の審査基準日を含む年度の「概算保険料又は確定保険料の領収書」の写し(準記名式の普通傷害保険の場合) ※労働災害総合保険等、 法定外労災補償の機能を持つものに限る	
【47】若年技術職員の継続的な育成及び確保 【48】新規若年技術職員の育成及び確保	次のいずれかの提示(満35歳未満の技術職員の生年月日が確認できるもの) ◆健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」、「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し又は「被保険者資格喪失確認通知書」の写し ◆「健康保険被保険者証」、「健康保険被保険者証カード」、「国民健康保険被保険者証」、「雇用保険被保険者証」の写し		P36
【49】CPD単位取得数	◆様式第5号「技能者名簿」 ◆様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」 ◆「CPD実績証明書」又は「学習履歴証明書等」の写し **※保有資格及び常勤性の確認については、技術職員等の常勤性確認の審査方法に準じる。**		P37
【50】技能レベル向上者数 技能者数	◆様式第5号「技能者名簿」 ◆「能力評価(レベル判定)結果通知書」の写し ◆審査基準日において稼働している工事に係る「作業員名簿」の写し ※保有資格及び常勤性の確認については、技術職員等の常勤性確認の審査方法に準じる。		P37
【51】えるぼし認定	◆長野労働局から交付された審査基準日において有効な「基準適合事業主認定通知書」の写し		P39
【52】くるみん認定	◆長野労働局から交付された審査基準日において有効な「基準適合事業主認定通知書」の写し		P39
【53】ユースエール認定	◆長野労働局から交付された審査基準日において有効な「基準適合事業主認定通知書」の写し		P39

【54】建設キャリアアップシステムの活用状況	◆別紙様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」 ※令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請において、審査対象となります。		P39
【56】民事再生法又は 会社更正法の適用	◆「再生又は更正手続き開始の決定を証明する書面」又は、 「再生又は更正の手続き終結の決定を証明する書面」の写し		P40
【57】防災活動への貢献の状況	審査基準日において、 ◆「地方公共団体等と締結している協定書」の写し ※申請者が所属する業者団体が協定を締結している場合には、併せて、申請者が一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書、当該団体発行の証明書等）の写し		P40
【60】監査の受審状況	会計監査人の設置	◆「有価証券報告書」の写し又は 「監査報告書」の写し ＋「登記事項証明書」の写し	P41
	会計参与の設置	◆「会計参与報告書」の写し＋「登記事項証明書」の写し	
	経理処理の適正を確認した書類の提出	◆「経理処理の適正を確認した書類」 **※常勤性の確認については、技術職員等の常勤性確認の審査方法に準じる。** ※審査基準日時点で在籍及び常勤職員であることが要件、6か月を超える恒常的雇用関係は不要	
【61】公認会計士の数 【62】二級登録経理士事務士の数	公認会計士	◆資格者証又は合格証の写し ◆公認会計士法第28条の規定による研修を受講したことを証する書面の写し **※保有資格及び常勤性の確認については、技術職員等の常勤性確認の審査方法に準じる。**	P41
	税理士	◆資格者証又は合格者証の写し ◆所属税理士会が認定する研修を受講したことを証する書面の写し **※保有資格及び常勤性の確認については、技術職員等の常勤性確認の審査方法に準じる。**	
	経理士 （1・2級登録経理試験に合格した者）	1・2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者の場合 ◆合格証の写し 1・2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者の場合 ◆合格証の写し ◆登録経理講習を受講したことを証する書面の写し **※保有資格及び常勤性の確認については、技術職員等の常勤性確認の審査方法に準じる。**	
【63】研究開発費	◆「注記表」（建設業法施行規則別記様式第17号の2）又は これに準ずる書類の写し（有価証券報告書等） ◆「監査報告書」の写し		P42
【64】建設機械の所有及び リース台数	【評価対象】 「建設機械の保有状況一覧表」に記載のある以下の機械 A○「ショベル系掘削機」（ショベル、バックホウ等のアタッチメントを有するもの） ○「ブルドーザー」（自重が3トン以上のもの） ○「トラクターショベル」（バケット容量が0.4立方メートル以上のもの） ○「モーターグレーダー」（自重が5トン以上のもの）		P42

	○締固め用機械、解体用機械、高所作業車（作業床の高さ2メートル以上のもの） B○「移動式クレーン」（つり上げ荷重3トン以上のもの） C○「ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ）」 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」		
	Aの場合	オフロード車の場合 ◆「契約書」、「譲渡証明書」、「販売証明書」等の所有又はリースの確認ができる書類（新規掲載の場合のみ） ◆「特定自主検査記録表（表・裏）」の写し ◆対象機械の写真又はカタログの写し（新規掲載の場合のみ） オンロード車の場合 ◆「自動車検査証」の写し （電子車検証の場合は、併せて「自動車検査証記録事項」の写し） ◆「特定自主検査記録表（表・裏）」の写し リースの場合は、併せて ◆「リースの確認ができる書類」の写し（初回リースの場合のみ）	
	Bの場合	オフロード車の場合 ◆「契約書」、「譲渡証明書」、「販売証明書」等の所有又はリースの確認ができる書類（新規掲載の場合のみ） ◆「移動式クレーン検査証」の写し オンロード車の場合 ◆「移動式クレーン検査証」の写し ◆「自動車検査証」の写し （電子車検証の場合は、併せて「自動車検査証記録事項」の写し） リースの場合は、併せて ◆「リースの確認ができる書類」の写し（初回リースの場合のみ）	
	Cの場合	◆「自動車検査証」の写し リースの場合は、併せて ◆「リースの確認ができる書類」の写し（初回リースの場合のみ）	
【65】エコアクション21の認証の有無 【66】ISO9001の登録の有無 【67】ISO14001の登録の有無	◆「審査登録機関の認証を証明する書類」（登録証・附属書）の写し		P43

技術職員名簿		
技術職員の資格等要件の確認	◆技術者としての資格を証明する書類の写し ※前年度までの経営事項審査で確認済のものについては有効期限が定められているものを除き省略可能。 ◆監理技術者証及び監理技術者講習の受講が分かるものの写し ※有効期限があるため毎年確認。	P44～

技術職員等の常勤性の確認	社会保険加入者の場合 ◆社会保険（厚生年金基金）の「被保険者標準報酬決定通知」の写し（審査基準日直前の4月1日以降に到来する7月1日を基準日とするもの） 社会保険未加入者（適用除外者）の場合 ◆「源泉徴収簿」、「賃金台帳」又は「出勤簿」の写し （審査基準日以前の6ヶ月を超える雇用期間が分かるもの） ※新規掲載者は入社日の確認ができる書類（「健康保険証」の写し又は「雇用保険資格取得確認通知書」の写し等）が必要	P44～

経営事項審査　チェックシート		
	申請書類・確認書類と一緒に必要事項を記載の上、提出してください。	―

※審査の状況により、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

③申請書作成上の注意

ア **消費税の取扱いはすべて「税抜方式」としてください。**
ただし、申請者の審査対象事業年度が免税事業者であった場合は「税込方式」で経営状況分析を受けていただくことになります。従って経営規模等評価申請書の完成工事高も「税込方式」で作成してください。

イ 許可番号、審査基準日、自己資本額、完成工事高はそれぞれの書類の間で不整合がないように記載に当たっては十分注意してください。

ウ 人数、完成工事高などが「0」のときは必ず、「0」を記入してください。また、許可番号左端も空欄にせず「0」を入れてください。（カラム内の数値が負になる場合は「△」にはせず、必ず「－」（マイナス）を記入してください。）

■書面による郵送申請の場合

申請書類、確認書類の綴り方

○申請書類（P13） ※片面印刷としてください

1～13を番号順に並べ、クリップ留めとしてください。（ホッチキス、パンチは不要）

※確認書類とは別冊に綴じてください。

3「その他審査項目」と4「技術者名簿」は様式の番号と綴じる順番が異なりますので、注意ください。

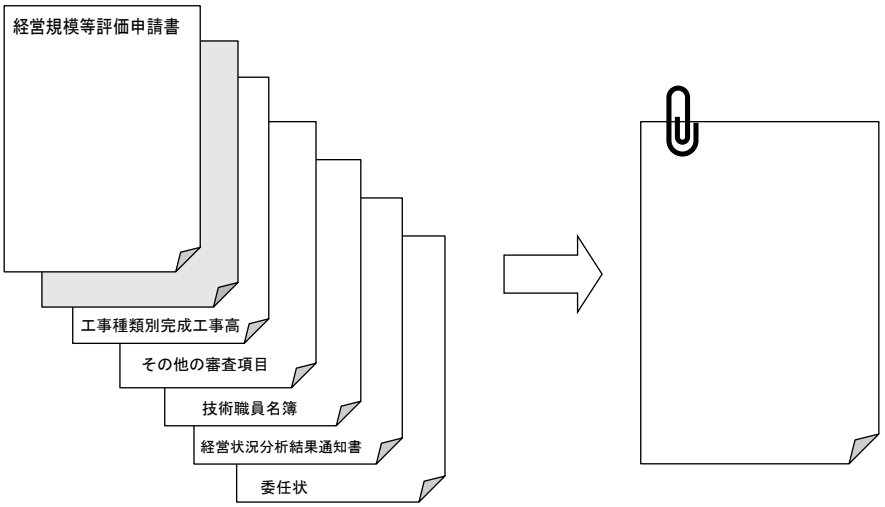

〇確認書類 （P13～） ※枚数が多い場合、両面印刷でも可

書類をチェックシートの順に揃え、綴じてください。（ホッチキスでなくても構いません。）

〇チェックシート

申請・確認書類とは別にして、申請書類の前に揃えてください。

〇注意事項

- 各申請書の記載に当たっては、誤りや記入漏れのないよう正確に記載してください。
  手書きで作成する場合はペン又はボールペンを用い楷書でていねいに記載してください。誤記入してしまった場合は、訂正個所に印鑑を押印せず、修正テープ又は修正液を使用して分かりやすく訂正してください。
- 申請書等への押印は不要ですが、代理人が申請をする場合は、**必ず申請者の代表者印を押印した委任状を添付してください。**

■電子申請の場合

〇操作マニュアル

電子申請の利用方法について、以下、国土交通省より、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）操作マニュアル」が提供されていますので、ご参照ください。

◆ダウンロードURL
https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

〇ログインIDの作成

システムのご利用(ログイン)にあたっては、デジタル庁が提供する「GビズID」が必要になります。

事前に、「GビズIDプライム」アカウントの取得、または取得後に「GビズIDプライム」アカウントから作成した「GビズIDメンバー」アカウントをご用意ください。

〇申請書類 （P13）

電子申請システムの入力項目に必須事項を入力してください。

〇確認書類 （P13～）

・全て電子データ(PDF)にて、電子申請システムよりアップロードし、提出してください。
・書面で提出することはできません。
・書類の差し替えや補正についても、すべて電子データをアップロードし直し、提出してください。

〇チェックシート

電子申請システム内で自動チェックされるため、提出不要です。

〇注意事項

・一度審査を開始した場合は、取り下げや、書面申請に変更することはできませんのでご注意ください。
・申請手数料について収入証紙で納付する場合は、電子申請システムより収入証紙の添付台紙を印刷し、収入証紙を添付のうえ、郵送ください。（今までの添付台紙の様式ではなく、必ずシステムから印刷した台紙を利用してください。電子納付も可能です。（P10参照））
・代理申請を行う場合、代理人及び申請者ともにGビズIDプライムアカウントの登録が必要です。委任の方法は、GビズIDシステムの「委任機能」を用いて申請者側から委任申請を実施します。

４　記載例・記載方法

４記載例・記載方法

申請書【様式第25号の１４】

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 1

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
総合評定値請求書

令和　　年　　月　　日

建設業法第27条の26第２項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
建設業法第27条の29第１項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
長野県　知事　　殿

長野市大字南長野字幅下６９２－２
株式会社　ナガノケン・コンストラクション
申請者　代表取締役　　長　野　太　郎

> 申請者名を記入する。
> 書類の作成に関わった者があれば、委任状を添付し、その者の氏名を併記する。
>
> 事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書きにする。
>
> （例）
> （登記上）長野市〇〇ー●●
> （事実上）長野市▲▲ー△△

行政庁側記入欄　　項番

項目	項番	記入内容
申請年月日	01	令和　年　月　日　／　請求年月日　令和　年　月　日　／　土木事務所コード整理番号　－
申請時の許可番号	02	~~大臣~~ 知事　コード 2 0　~~国土交通大臣~~ 長野県 知事　許可（般／特－0 3）第 0 1 2 3 4 5 号　許可年月日　令和 0 3 年 0 5 月 0 7 日
前回の申請時の許可番号	03	大臣／知事　コード　　国土交通大臣／知事　許可（般／特－ 1 ）第　号　許可年月日　令和　年　月　日
審査基準日	04	令和 0 4 年 0 3 月 3 1 日
申請等の区分	05	1
処理の区分	06	0 0
資本金額又は出資総額	07	1（1. 法人　2. 個人）　資本金額又は出資総額　1 0, 0 0 0（千円）　法人番号　1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 × × ×
商号又は名称のフリガナ	08	ナ ガ ノ ケ ン コ ン ス ト ラ ク シ ョ ン
商号又は名称	09	（ 株 ） ナ ガ ノ ケ ン ・ コ ン ス ト ラ ク シ ョ ン
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ナ ガ ノ　タ ロ ウ
代表者又は個人の氏名	11	長 野　太 郎
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	2 0 2 0 1
主たる営業所の所在地	13	大 字 南 長 野 字 幅 下 6 9 2 － 2
郵便番号	14	3 8 0－8 5 7 0　電話番号　0 2 6 － 2 3 2 － 0 1 1 1
許可を受けている建設業	15	土 2, 建 2, 大 1, 左 1, と 2, 石 2, 屋 1, 電 (空), 管 2, タ 1, 鋼 2, 筋 1, 舗 2, しゅ 2, 板 1, ガ 1, 塗 2, 防 1, 内 1, 機 (空), 絶 (空), 通 (空), 園 1, 井 (空), 具 1, 水 2, 消 (空), 清 (空), 解 (空)　（1. 一般　2. 特定）
経営規模等評価等対象建設業	16	土 9, 電 9, 塗 9

> 知事許可業者は「20」と記入する。

> 許可年月日が複数ある場合は、申請時点で有効な最も古いものを記入する。
> 右詰めで記入し、余白のカラムには「0」を記入する。

> 前回の申請と許可番号が異なる場合に記入する。（許可失効後新たな許可を取得した場合や異なる行政庁の許可を得ていた場合などに記入する。）

> 「申請の区分」及び「処理の区分」はP59のコード表により記入する

> 法人の種類を示す文字にはフリガナをつけないでください。
> フリガナの濁点・半濁点は文字と同じカラムに記入する。

> 個人業は記入不要。

> 法人の場合は、所定の略号を記入する。
> （例）
> 株式会社　→（株）
> 特例有限会社　→（有）
> 協同組合　→（同）

> 主たる営業所の所在する市町村の市町村コードを記入する。（P61参照）

> 市町村名に続く町名、街区符号及び住所番号等を記入する。
>
> 「大字」「字」は省略せず、「丁目」「番地」「号」は「－」（ハイフン）とする。

> 「市外局番」「局番」「番号」をそれぞれ「－」（ハイフン）で区切って左詰で記入する。

> 申請時に許可を受けている業種のカラムに、「一般」なら「1」、「特定」なら「2」を記入する。

> 審査を受けようとする業種のカラムに「9」を記入する。

> 商号・代表者・所在地・許可業種・資本金は申請日現在の内容を記入する。（審査基準日時点ではない。）

海外子会社の経営実績について国土交通大臣の認定を受けた場合は、海外子会社の自己資本額及び利益額を本邦親会社の自己資本額及び利益額と合算した数値を記入する。

数値が負の場合は「－」(マイナス)をつける。
審査対象は「基準決算」か「2期平均」のいずれかを選択する。

「基準決算」を選択した場合は、基準決算における自己資本額を記入する。
この数値は「経営状況分析結果通知書」の「自己資本」の数値と一致する。

「2期平均」を選択した場合は、右の欄に2期分の自己資本額を記入した上で、その平均値を記入する。(千円未満の端数は切り捨てる。)
右欄上部の「基準決算」の数値と「経営状況分析結果通知書」の「自己資本」の数値が一致する。

項番

自己資本額 17,962,767 (千円)

審査対象 2 (1. 基準決算 2. 2期平均)

基準決算	870527 (千円)
直前の審査基準日	1055008 (千円)

2期平均を選択した場合のみ記入する。

利益額(2期平均) 18,41,870 (千円)

利益額(利払前税引前
= 営業利益+減価償却実

千円単位(千円未満切り捨て)で右詰めで記入し、空位のカラムは空白とする。

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	11877 (千円)	営業利益	19341 (千円)
減価償却実施額	23759 (千円)	減価償却実施額	28764 (千円)

原則、経営状況分析結果通知書の下部記載の参考値を転記する。

技術職員数 19,17 (人)

別紙二「技術職員名簿」に記載した人数を記入する。

登録経営状況分析機関番号 20 000099

経営状況分析を受けた機関の名称
(財) ○○○○○○○○○

経営状況分析を受けた機関の登録番号を記入する。
(登録番号はP67参照)

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第　　号	平成　年　月　日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

再審査の請求を行った場合のみ記入。
通常の申請では記入は不要。

この欄は、今回の申請内容について確認事項等があった場合の連絡先を記入する。

連絡先

所属等　営業第一課　氏名　飯山　二郎　電話番号　026－232－0111

ファックス番号　026－232－0112

○もう一度御確認ください。
・許可番号、許可年月日は正しく記載されていますか。
・審査基準日に間違いはありませんか。経営状況分析結果通知書の審査基準日と一致していますか。
・申請区分にまちがいはありませんか。

①申請書（様式第二十五号の十四）

1. 許可番号等の記入方法

「許可番号」、「許可年月日」、「許可を受けている建設業」は、申請日現在における申請者の許可の状況により記入してください。「許可年月日」については、許可を受けた年月日が複数ある場合には、最も古いものを記入してください。

「前回の申請時の許可番号」は、許可切れ後に再度新規に許可を取得した場合や、許可換えにより異なる許可行政庁の許可番号を取得した場合などに限り、記入してください。

2. 審査基準日

「審査基準日」は、原則として経営規模等評価を申請する日の直前の事業年度の終了の日（決算日）です。なお、法人成や事業継承をした後に新たな決算が未到来の時点で申請する場合は、法人設立日又は新事業主の事業開始日が審査基準日となります。

3. 法人又は個人の別

「資本金額又は出資総額」の欄は、申請日時点の資本金額等を記入してください。

「法人番号」の欄は、国税庁から通知された「法人番号指定通知書」に記載されている法人番号（13桁）を記入してください。なお、個人事業の場合は空白で提出してください。（個人番号（マイナンバー）を記載しないでください。）

4. 経営規模等評価等対象建設業

「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、申請日時点で許可を受けている業種のうち、経営規模等評価を申請する業種のカラムに「9」を記入してください。なお、審査基準日時点で許可を受けていなくても、申請日時点で許可を受けていれば審査を受けることができます。

5. 自己資本額

「自己資本額」ついては、基準決算又は2期平均（基準決算と前期決算との平均）のいずれかを選択することができます。「基準決算」を選択した場合は、基準決算における「純資産の部」の合計額を「自己資本額」のカラムに記入してください。「2期平均」を選択した場合には、カラム右に「基準決算」及び「直前の審査基準日」における純資産合計の額を記入し、その平均額を千円未満切り捨てにより「自己資本額」のカラムに記入してください。また、マイナスであれば数字の先頭に「－」を記入してください。

6. 利益額

原則として「経営状況分析結果通知書」の下部に記載された「参考値」をそのまま転記してください。

ただし、決算期変更、合併、事業譲渡、会社分割等により12か月に満たない決算期間がある場合は、「利益額計算表」により按分計算を行い、審査基準日から遡って24ヶ月分（＝12か月×2期分）の「営業利益」及び「減価償却実施額」に振替える必要があります。この計算方法は完成工事高の場合と同じです。

7. 技術職員数

「技術職員数」は、「技術職員名簿」（別紙二）に記載した人数を記入してください。

工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高【別紙１】

審査基準日から2年または3年遡った日の翌日の含まれる月を始期とし、審査基準日から1年遡った日の含まれる月を終期とする。

例）令和5年3月31日が審査基準日の場合
令和3年（2年）4月～令和4年3月
令和5年4月10日が基準日の場合
令和3年（2年）4月～令和4年4月

「工事種類別完成工事高」が用紙2枚以上にわたる場合、2枚目以降には、事業年度は記入不要。

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 2

工 事 種 類 別 完 成 工 事 高
工 事 種 類 別 元 請 完 成 工 事 高

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は
前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度

自 0 2年 0 4月　至 0 4年 0 3月

審査対象事業年度の前審査対象事業年度	３年　４月～　４年　３月
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	２年　４月～　３年　３月

審査対象事業年度　　計算基準の区分

自 0 4年 0 4月　至 0 5年 0 3月　2（1.2年平均、2.3年平均）

年間平均完成工事高を2年平均で算出するときは「1」を、3年平均で算出するときは「2」を記入する。

「業種名」、「業種コード」を忘れずに記入してください。「業種コード」はP60のコード表により記入する。

3年平均を選択した場合の、各事業年度の完成工事高を記入する。決算日変更等により月割り計算が生じた場合には計算式も記入する。

審査対象業種に「土木一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」「鋼構造物工事」がある場合は、それぞれ「プレストレストコンクリート構造物」「法面処理」「鋼橋上部」の完成工事高を内訳として必ず記入する。

該当する完成工事高がない場合は、工事高記入欄に「0」を記入する。

審査対象の建設工事以外の完成工事高を記入する。
項番33を項番32に改変しないでください。

その他工事の完成工事高及び合計額は最後の1枚にのみ記入する。

海外子会社の経営実績について国土交通大臣の認定を受けた場合は、海外子会社の完成工事高を本邦親会社の完成工事高と合算した数値を記入する。

業種コード	工事の種類	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）
320	土木一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：435,378 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：605,186	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：217,689 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：302,593	4,053,910	2,026,955
311	プレストレストコンクリート構造物工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：0	0	0
309	鋼構造物工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：172,640 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：250,593	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：86,320 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：125,296	1,695,566	847,783
130	管工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：54,028 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：88,967	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：27,014 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：44,483	530,191	265,095
33	その他	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：3,089 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：5,581	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度：1,544 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：2,790	40,514	20,257
34	合計	807,730	403,864	6,320,271	3,160,112

契約後ＶＥに係る完成工事高の評価の特例　　（　1.　有　　2.　無　）

〇もう一度御確認ください。
・事業年度は正しく記入してありますか。
・業種コードは正しく記入してありますか。
・「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「鋼構造物」の審査を受けようとする場合に、それぞれ「プレストレストコンクリート構造物」「法面処理」「鋼橋上部」の内訳を記入してありますか。
・合計は正しく記入してありますか。
・完成工事高がない期間の申請業種の完成工事高記入欄に「0」を記入していますか。

工事種類別完成工事高は審査基準日直前の12ヶ月分と、さらにその前の12ヶ月分（又は24ヶ月分の合計を2で除した値）を記入する。

決算日変更等により12ヶ月に満たない事業年度がある場合等には、その前の事業年度から月割りで完成工事高を加えて12ヶ月分（又は24ヶ月分を算出し、2で割る）にしたものを記入する。

②工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（別紙1）

1. 計算基準の選択について

工事種類別完成工事高及び工事種類別元請完成工事高は、計算基準について2年平均（審査基準日の直前2年間の平均）か3年平均（審査基準日の直前3年間の平均）のいずれかを選択してください。ただし、計算基準は、全ての工事種類について同一の計算基準とし、また、完成工事高と元請完成工事高で異なる計算基準を選択することはできません。

「計算基準の区分」の欄には2年平均を選択した場合には「1」を、3年平均を選択した場合には「2」を記入してください。

2.「事業年度」の設定について（項番31）

「審査対象事業年度」の欄には、審査基準日から遡って2年（24か月）又は3年（36か月）を満たすまでの期間について、審査対象事業年度（審査基準日の属する事業年度）を右側に、前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度を左側に記入してください。

ただし、決算日の変更等により12か月に満たない期間がある場合には、12か月に換算して記入してください。

※換算の仕方は 27 ページを参照してください。

3.「業種コード」及び「工事の種類」の記入方法（項番32）

「業種コード」及び「工事の種類」には、審査対象となるすべての業種を記入してください。また、業種コードは小さい順で記入してください。

また、次表の3業種を申請する場合は、それぞれの内訳工事を必ず記入してください。内訳工事の実績がない場合であっても、それぞれの内訳工事に「0」を記入してください。

※業種コード、工事の種類は 60 ページを参照してください。

申請業種	内訳工事
土木一式工事 （コード「010」）	プレストコンクリート構造物工事 （コード「011」）
とび・土工・コンクリート工事業 （コード「050」）	法面処理工事 （コード「051」）
鋼構造物工事業 （コード「110」）	鋼橋上部工事 （コード「111」）

※コード「011」、「051」及び「111」の完成工事高は、内訳工事のため完成工事高合計に算入しません。

4.「その他の工事」欄及び合計欄について（項番33、項番34）

「その他の工事」の欄は、審査対象業種以外の建設業に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入してください（審査対象業種以外の許可業種及び許可を受けていない建設業の業種の合計額）。

「その他工事」は別紙一の最終ページに記入してください。

「合計」（項番34）の欄は、完成工事高及び元請完成工事高（内訳工事を除く）の合計額（円単位で集計し、千円未満を切り捨てた金額）を記入してください。審査対象事業年度の完成工事高合計は、決算終了後に提出する変更届出書の「直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）」の合計欄及び「損益計算書（様式第16号）」の完成工事高と一致させてください。

なお、項番32及び項番33で記入する完成工事高及び元請完成工事高は、いずれも千円未満切り捨てであるため、これらの合計の数値が項番34で記入する合計額と端数により一致しなくても構いません。

「合計」（項番34）については別紙一の最終ページに記入してください。

5. 契約後 VE について

契約後 VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式）に係る完成工事高がある場合は、減額変更前の契約額で評価を行ないますので、その有無について記入してください（別紙一が複数枚にわたる場合は、それぞれのページに記入してください）。

包含（業種の振替）

許可を受けている業種については、下表の区分に従って「完成工事高」及び「元請完成工事高」を振替えることができます。これを「包含（業種の振替）」と呼びます。包含を行った場合は、審査対象事業年度の「完成工事高」及び「元請完成工事高」のカラムの下余白にその内訳を明記してください。ただし、カラムの下余白に収まらない場合には、申請書類7「工事種類別完成工事高付表（別記様式第3号）」を使用して明記してください。

なお、包含を行うためには、振替元、振替先双方の業種について建設業の許可を有していることが必要です。また、振替元の業種については審査対象業種として申請できません。

申請のたびに包含の組み合わせを変更することができますが、二重に計上しないよう注意してください。

（例：令和4年度申請では、土木と舗装の包含を行い土木一式で経営事項審査を受けた場合でも、令和5年度の申請に際には包含を行わず土木一式と舗装の経営事項審査を受けることができます。）

一式工事と相互に完成工事高として通常包含（振り替えることの）できる専門工事

※ただし振り替えることのできる専門工事は、振替先に関連するものに限ります。

	含めることのできる専門工事
土木一式	とび・土工・コンクリート
	石
	舗装
	しゅんせつ
	水道施設
	鋼構造物　※

※土木一式に関連する工事のみ

	含めることのできる専門工事
建築一式	とび・土工・コンクリート
	大工
	左官
	屋根
	タイル・れんが・ブロック
	板金
	ガラス
	防水
	内装仕上
	熱絶縁
	建具
	電気　※
	管　※
	鉄筋　※
	塗装　※
	鋼構造物　※
	解体　※

※建築一式に関連する工事のみ

専門工事のうち完成工事高に通常包含（振り替えることの）できる他の専門工事

※ただし振り替えることのできる専門工事は、振替先に関連するものに限ります。

	含めることのできる専門工事
とび・土工・コンクリート	石
	タイル・れんが・ブロック
石	とび・土工・コンクリート
屋根	板金
電気	電気通信
	消防施設
管	熱絶縁
	水道施設
	消防施設
タイル・れんが・ブロック	とび・土工・コンクリート

	含めることのできる専門工事
鋼構造物	鉄筋
板金	屋根
ガラス	建具
内装仕上	建具
熱絶縁	管
電気通信	電気
建具	板金
	ガラス
水道施設	管
消防施設	電気
	管

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高の作成例

1　12ヶ月に満たない事業年度がある場合の記入例

※　(1)、(2)のいずれを問わず、審査基準日の直前12ヶ月とさらにその前の12ヶ月（または24ヶ月）に分けて記入してください。

（１）審査対象事業年度以前にある場合

①　２年平均の場合

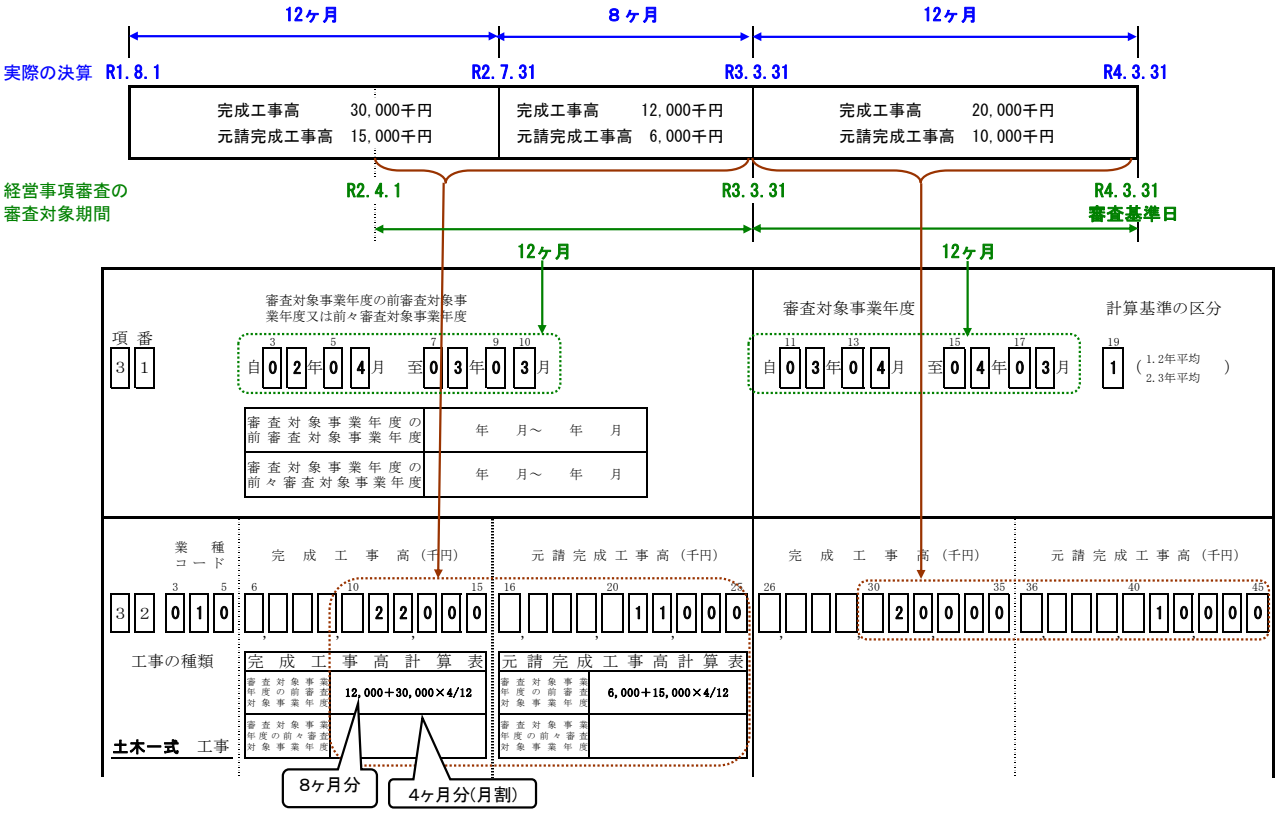

③　３年平均の場合

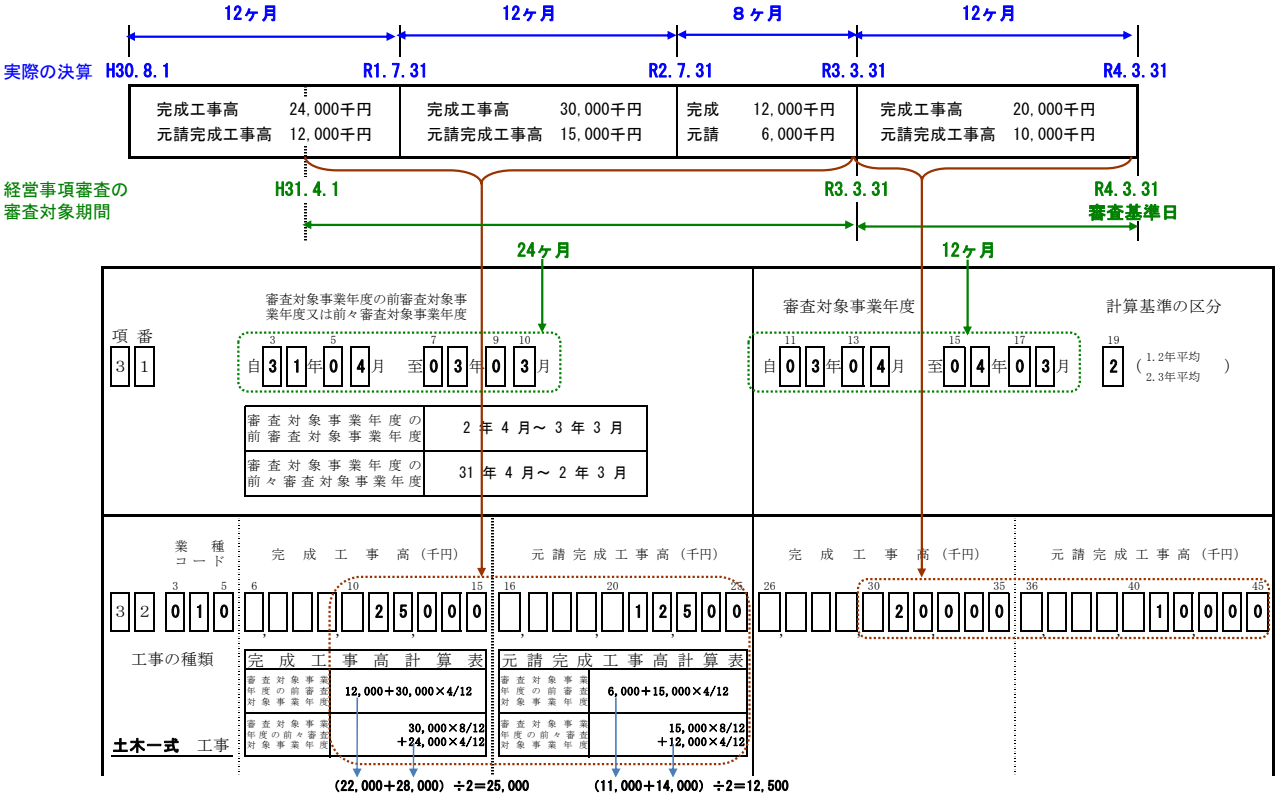

（２） 審査対象事業年度が12ヶ月未満の場合

- 審査対象年度が12ヶ月未満（下記の例では8ヶ月）の場合、12ヶ月に足りない月数（下記の例では4ヶ月）に相当する完成工事高を、その前の営業年度から加えることにより、審査基準日から遡って12ヶ月分の完成工事高とします。
- このとき、以前の事業年度から加える完成工事高は、月割りに算出します。

① ２年平均の場合

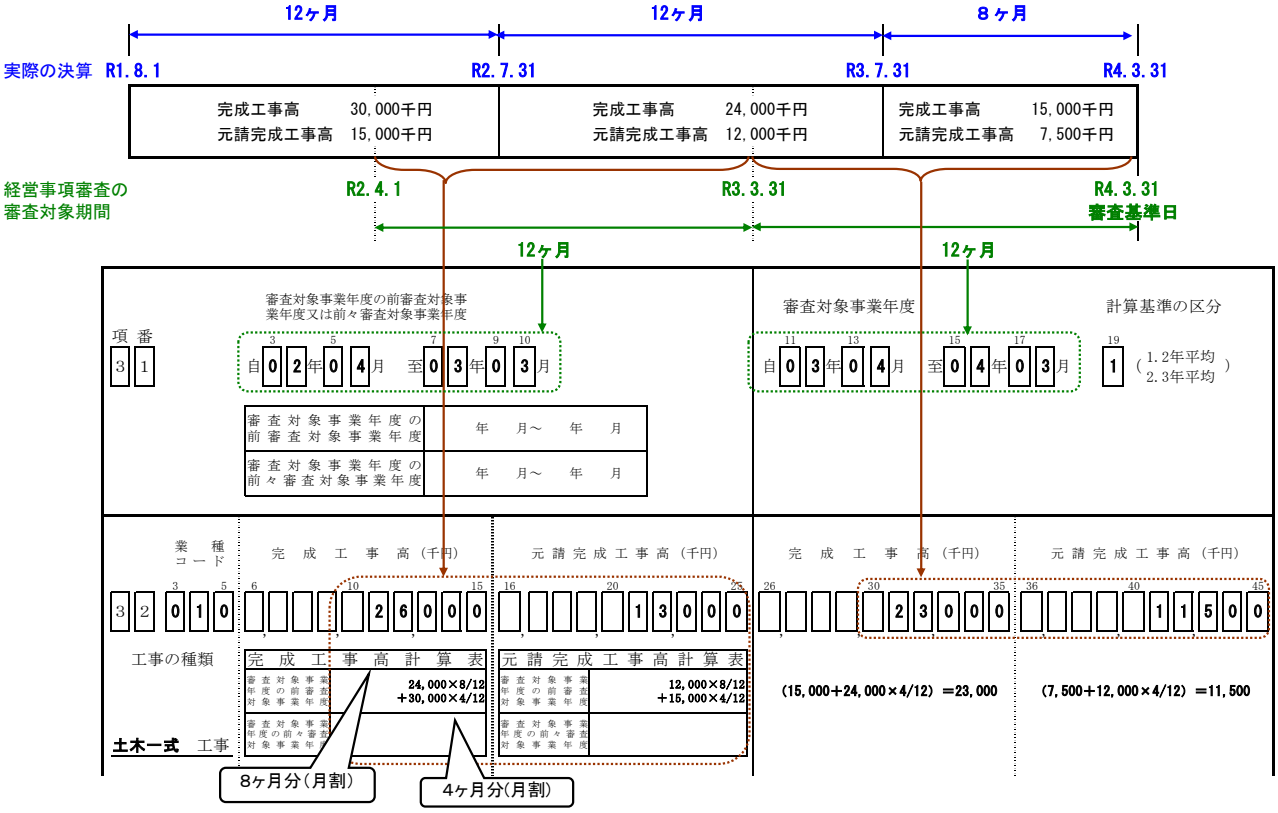

③ ３年平均の場合

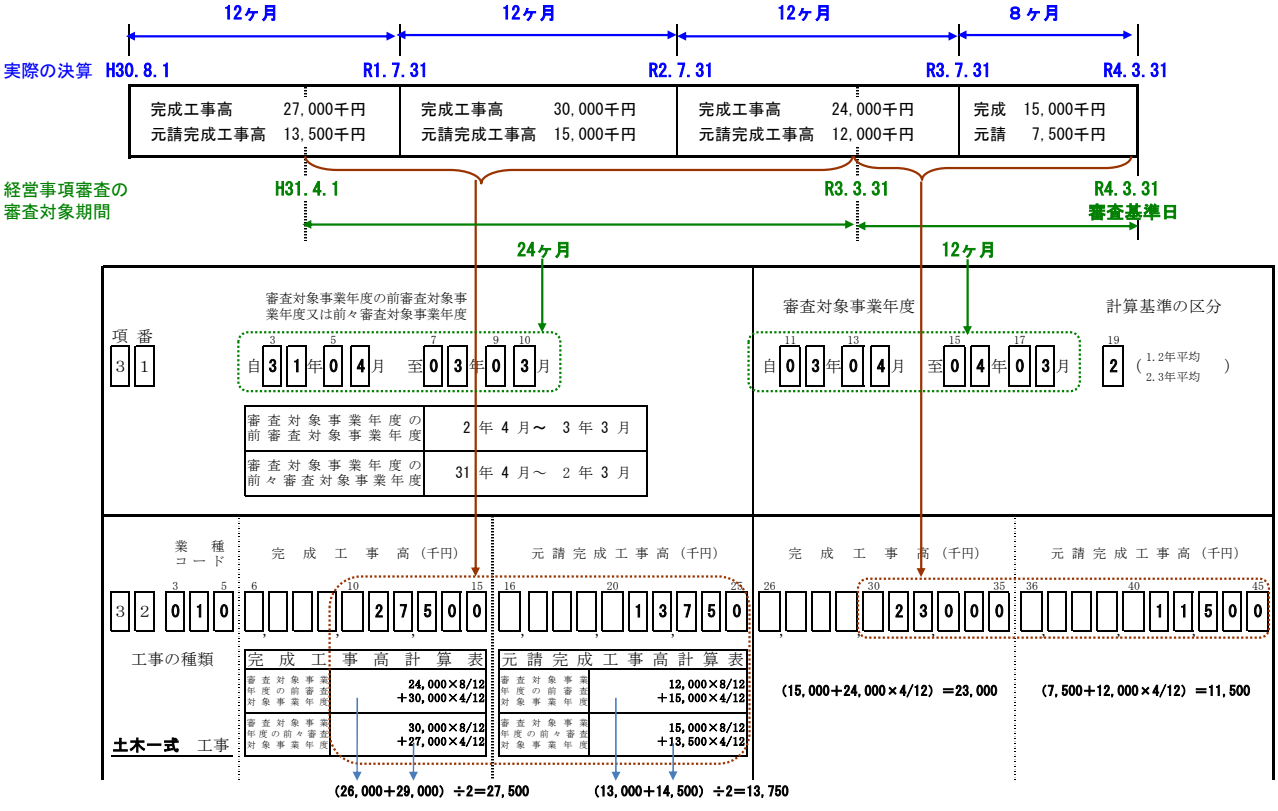

2　吸収合併または事業譲渡を受けたことにより、新たな建設業を開始した場合

（１） 合併日または譲渡日を審査基準日とした場合（いわゆる合併時または譲渡時経審）

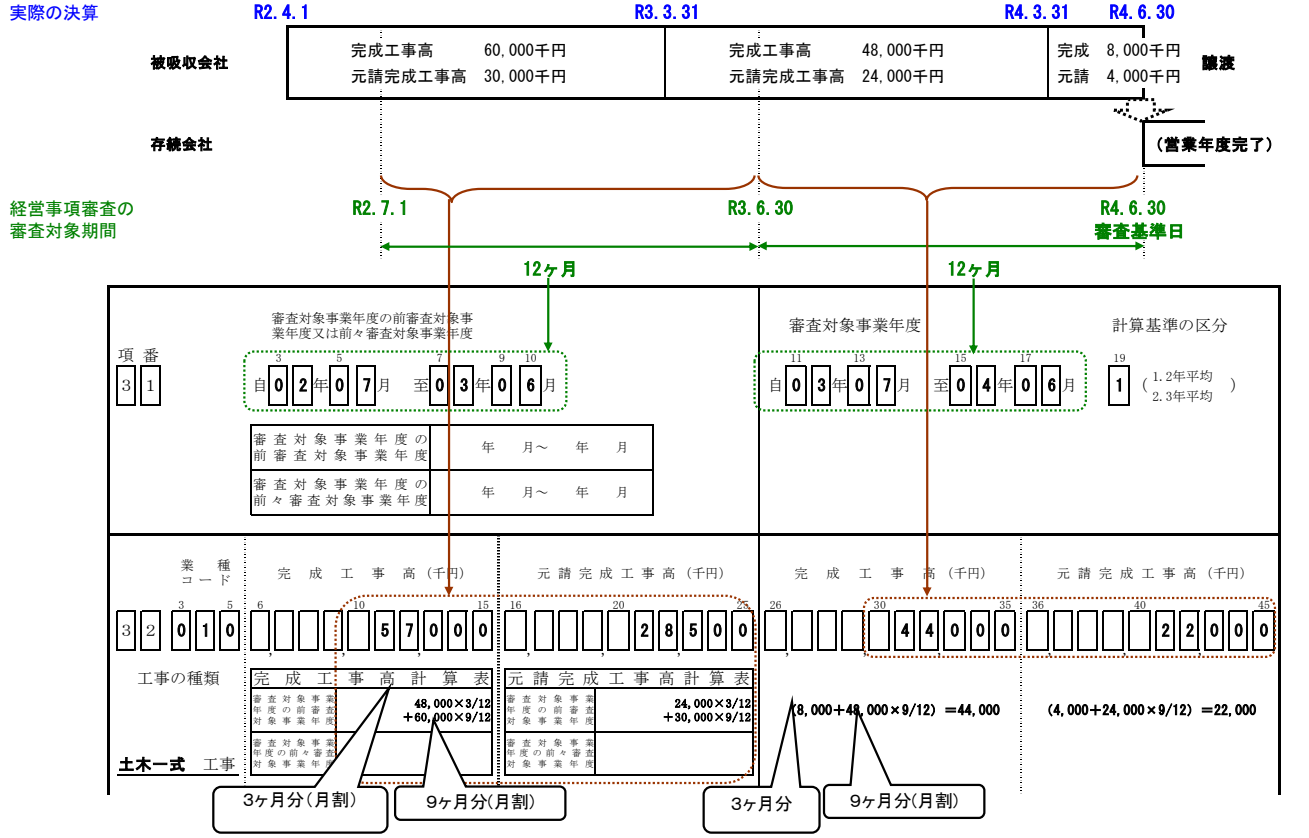

（２） 合併後または譲渡後の決算日を審査基準日とした場合

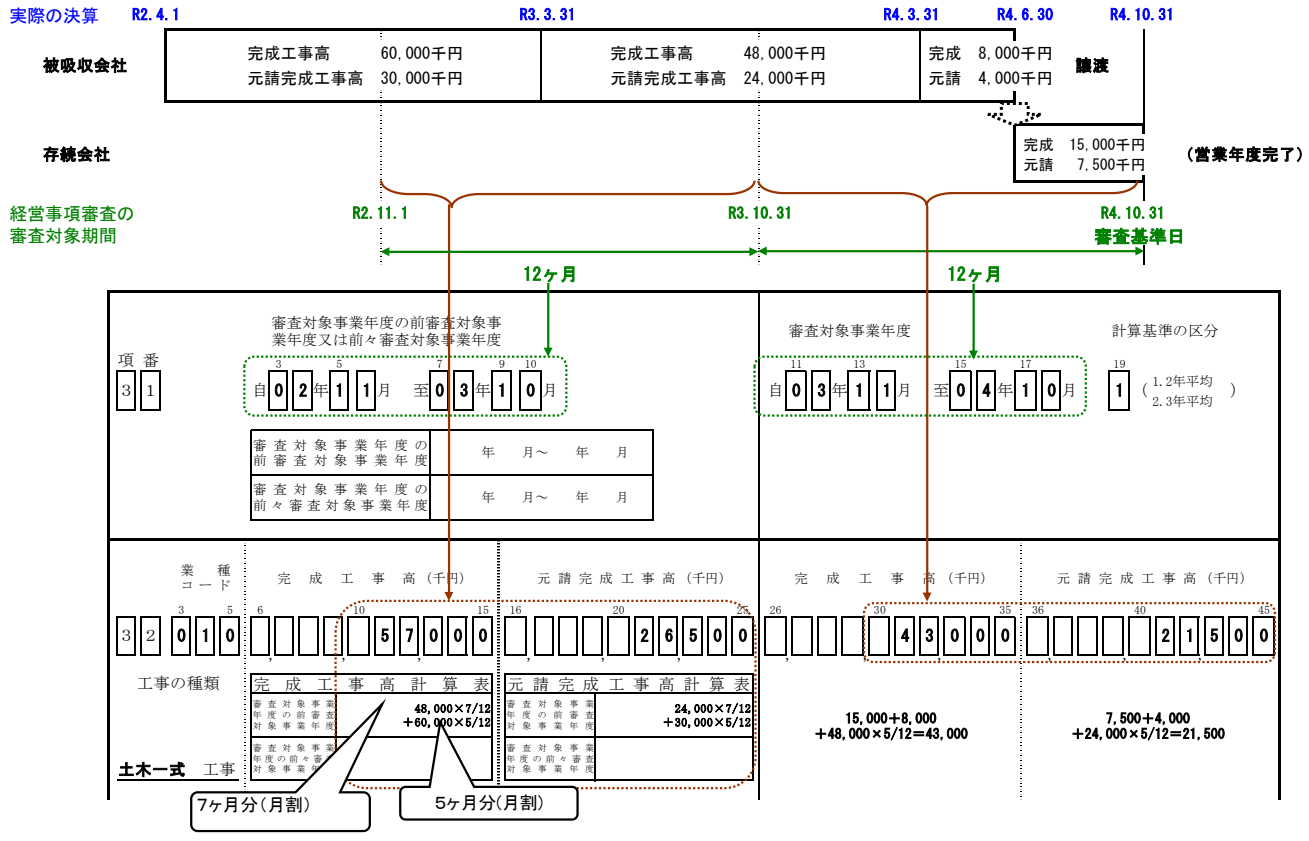

3　建設業者が他の建設業者を吸収合併した場合または建設業の事業譲渡を受けた場合

（１） 合併日または譲渡日を審査基準日とした場合（いわゆる合併時または譲渡時経審）

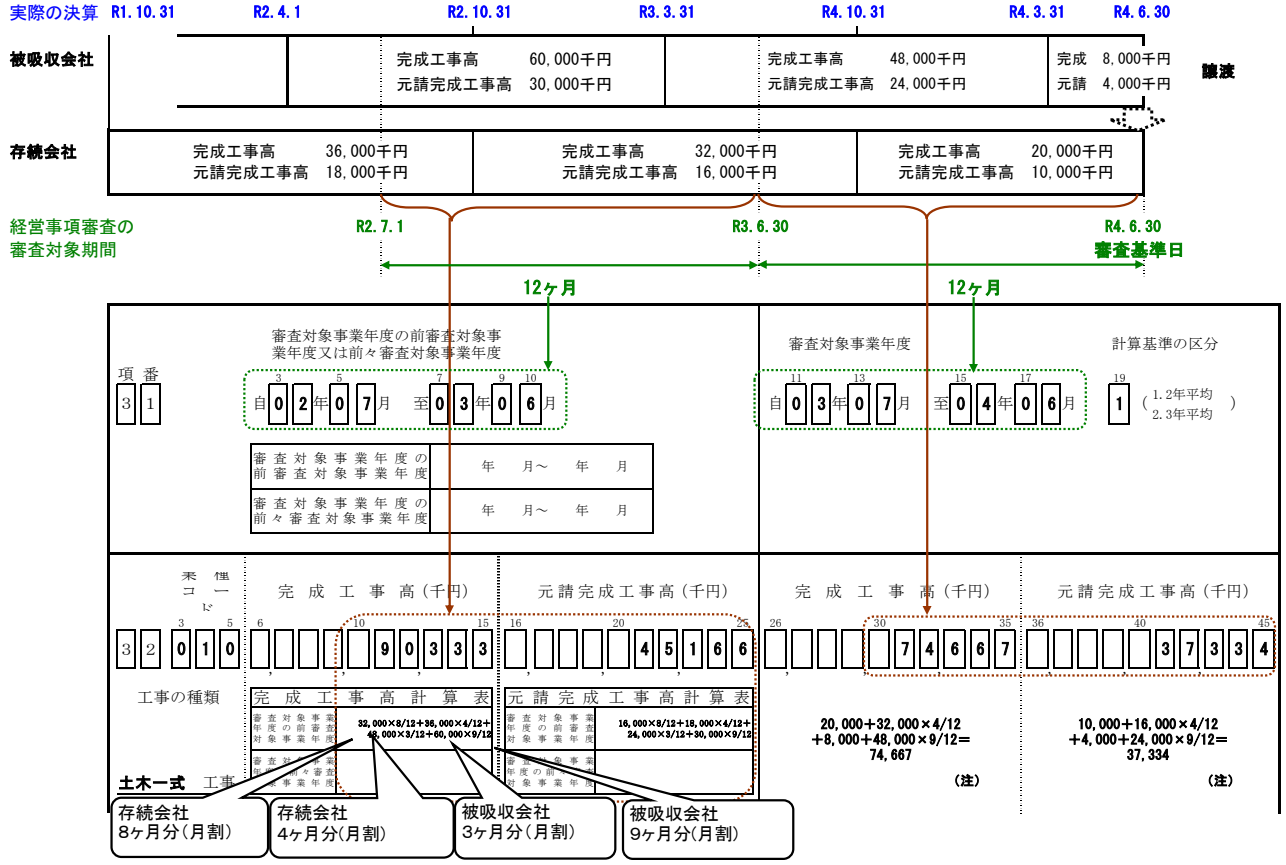

（注） H29.7.1～R1.6.30までの完成工事高の合計は
36,000×4/12+32,000+20,000+60,000×9/12+48,000+8,000=165,000
となりますので、端数調整をしてあります。
端数調整は、12ヶ月ごとの完成工事高の合計でも計算が合うように注意してください。

（２） 合併後または譲渡後の決算日を審査基準日とした場合

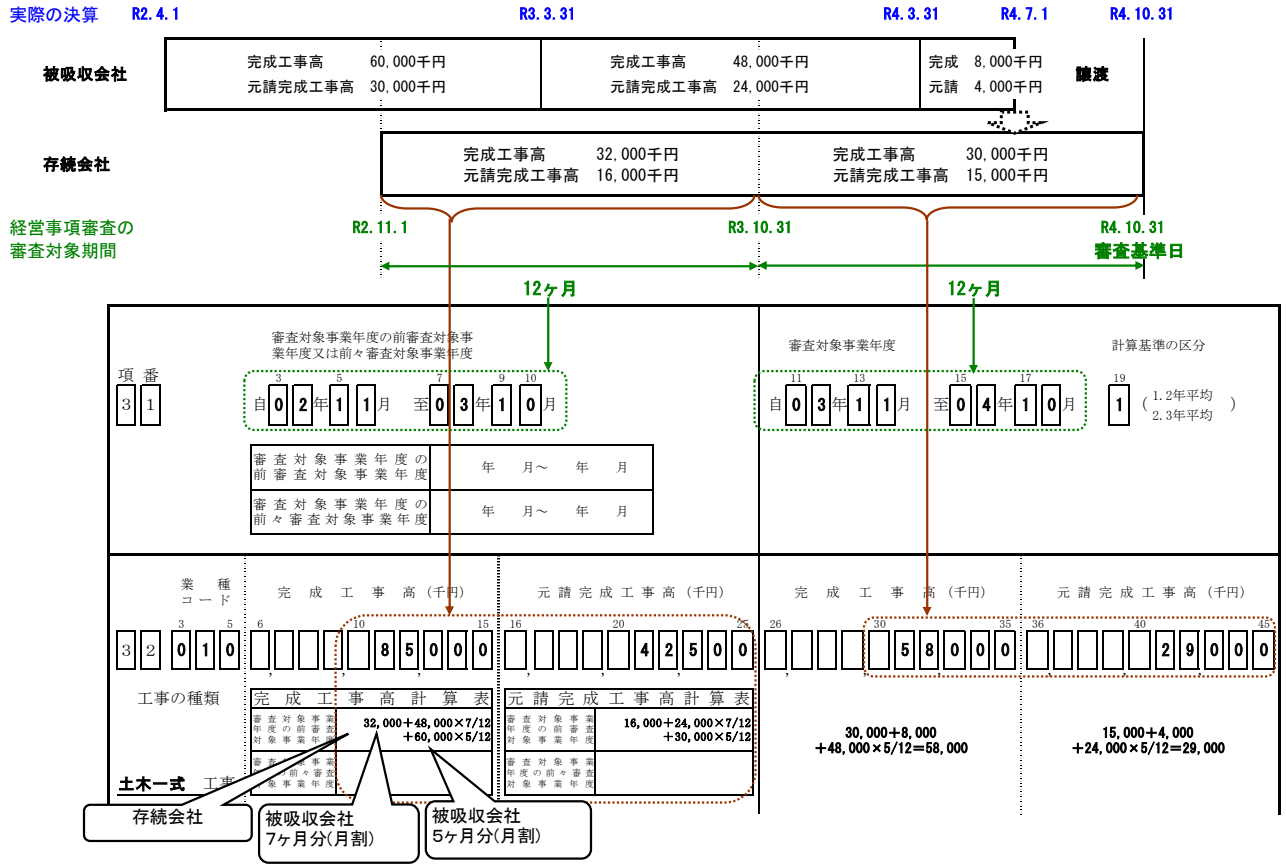

4 その他、特殊な場合

（１） 月の途中で事業年度が終了する場合

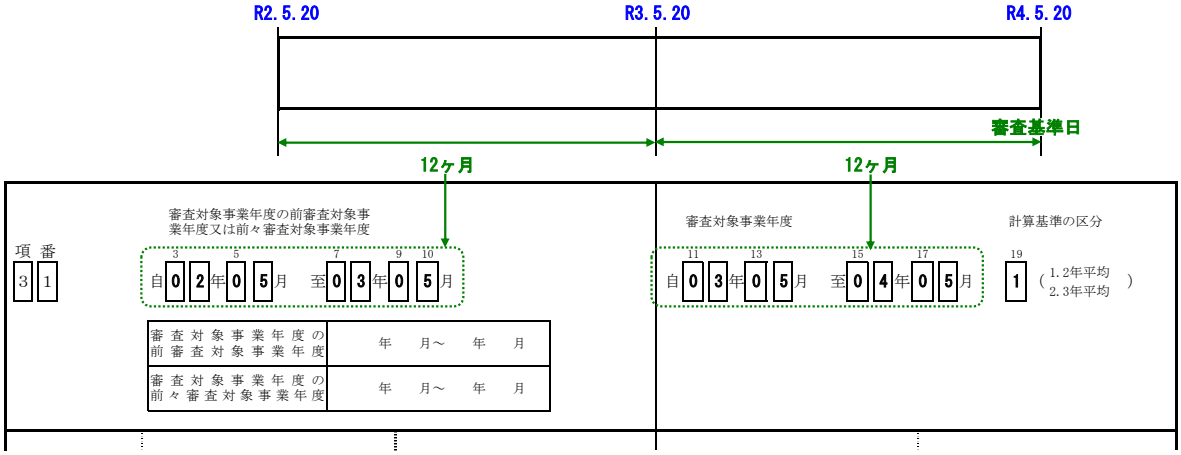

（２） 新規開業後、最初の事業年度が終了していない場合

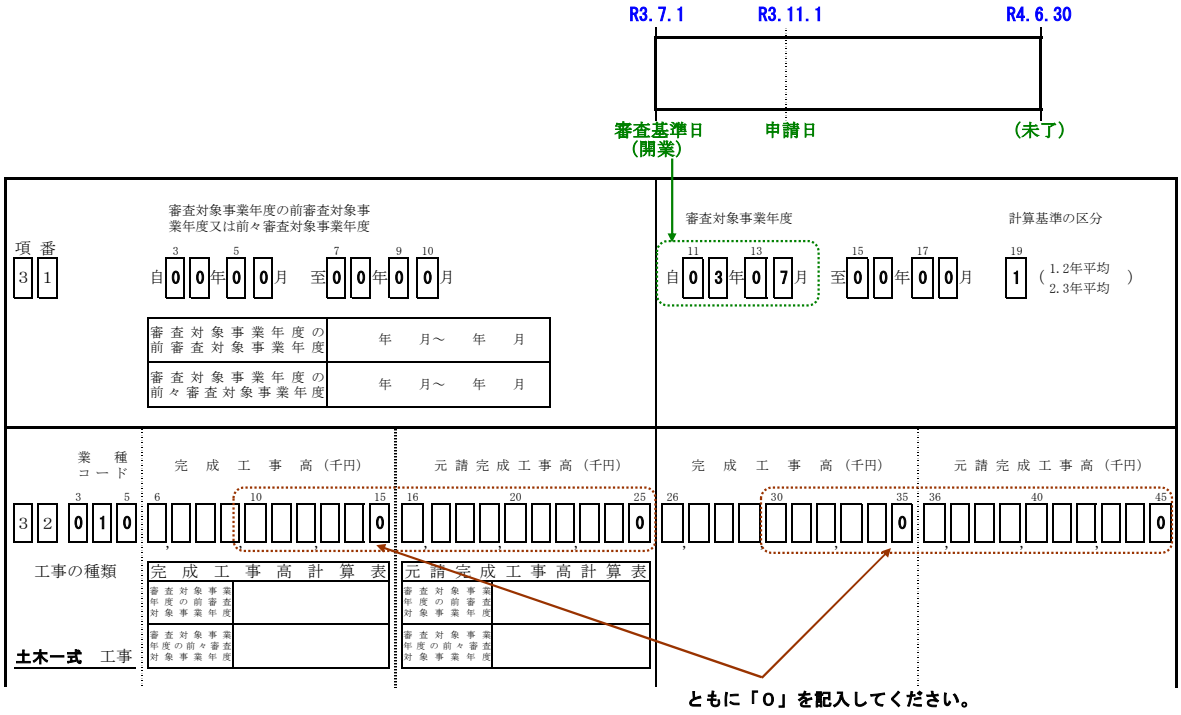

（３） 事業年度の総計が24ヶ月に満たない場合

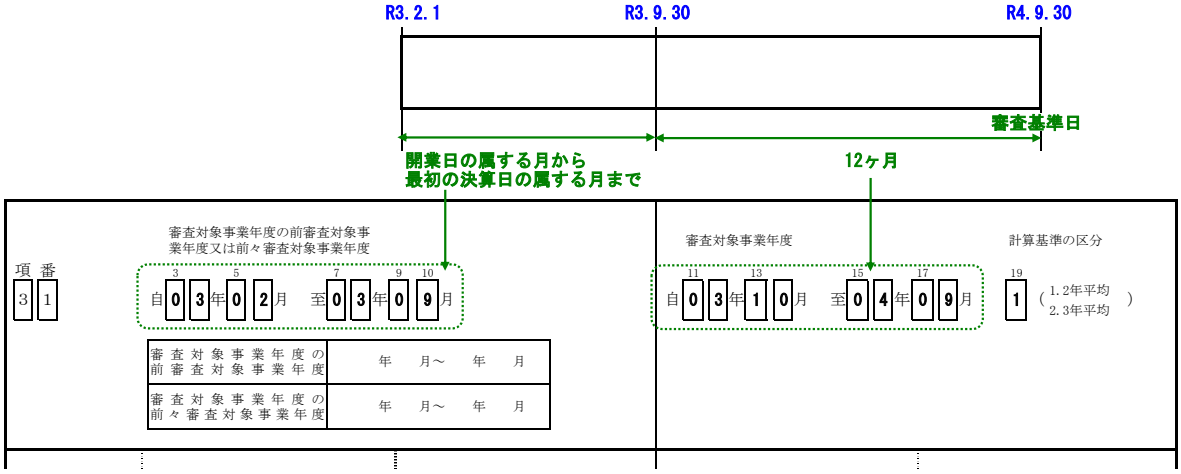

その他審査項目（社会性）【別紙３】

別紙三

詳細はP33～　参照

（用紙Ａ４）　2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

「項番49」…CPD単位取得数は所属する技術者が取得したCPD単位の合計とする。
技術者数は、技術職員名簿及び様式第4号に記載した人数（監理技術者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数）の合計とする。
※該当なければ「0」を記入

「項番50」…技能レベル向上者数は認定能力評価基準により受けた評価（レベル）が審査基準日以前3年間に1以上向上した者の数とする。
技能者数は審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者（監理のみの者を除く）の数とする。
控除対象者数は審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数とする。　※該当なければ「0」を記入

審査基準日時点での、建設業許可を受けて営業した満年数を記入します。
組織変更（有限会社・株式会社）や譲り受けた沿革を有する者等の場合は、以前建設業許可を有していた時を営業年数の起算点とすることができます。

審査基準日以前に再生又は更正手続開始の決定を受け、かつ当該手続終結の決定を受けている場合は、終結の決定を受けた日を営業年数の起算点とします。

審査基準日において、再生又は更正手続期間中である場合は「1」、それ以外の場合は「2」を記入。

以下の区分により記入（審査基準日時点）。
「1」…会計監査人の設置を行っている場合（監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点）
「2」…会計参与の設置を行っている場合（会計参与報告書が作成されている場合に加点）
「3」…下記の者のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類（経審通知に規定に自らの署名を付したものを提出している場合
・　公認会計士、税理士、（講習等の受講が必要）、これらとなる資格を有する者
・　1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者又は登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者
「4」…上記以外

※公認会計士等や二級登録経理試験合格者は、常勤性の確認が必要になります。

改正後の規則別記様式第17号の2注記表に記載された研究開発費の額をもって確認。
改正前の様式を使用している等で、確認できない場合は、有価証券報告書の写しのセグメント情報等で確認する。
決算期が12ヶ月に満たない場合の換算方法については、現行の完成工事高と同じ。

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

項番		
雇用保険加入の有無	41	〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
健康保険加入の有無	42	〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
厚生年金保険加入の有無	43	〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
建設業退職金共済制度加入の有無	44	〔1. 有、2. 無 〕
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	45	〔1. 有、2. 無 〕
法定外労働災害補償制度加入の有無	46	〔1. 有、2. 無 〕
若年技術職員の継続的な育成及び確保	47	〔1. 該当、2. 非該当 〕
新規若年技術職員の育成及び確保	48	〔1. 該当、2. 非該当 〕
CPD単位取得数	49	（単位）
技能レベル向上者数	50	（人）
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	51	1. えるぼし認定（1段階目）、2. えるぼし認定（2段階目）、3. えるぼし認定（3段階目）、4. プラチナえるぼし認定、5. 非該当
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	52	〔1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、3. プラチナくるみん認定、4. 非該当 〕
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	53	〔1. ユースエール認定、2. 非該当 〕
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	54	〔1. 「全ての建設工事で実施」に該当、2. 「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当 〕

※「CPD単位取得数」及び「技能レベル向上者数」が両方とも「0」の場合、「技術職員名簿」と「技能者名簿」の添付は不要です。

技術職員名簿に記載された若年技術職員（満35歳未満の技術職員をいう。）のうち審査対象年において新規に技術職員となった人数を記入。
新規若年技術職員の割合が1%以上で「該当」となる。

技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計を記入。

技術職員名簿に記載された若年技術職員（満35歳未満の技術職員をいう。）の人数を記入。
若年技術職員の割合が15%以上で「該当」となる。

小数点第2位以下の端数を切り捨てて記入。

技術職員数（A）	若年技術職員数（B）	若年技術職員の割合（B／A）
（人）	（人）	

新規若年技術職員数（C）	新規若年技術職員の割合（C／A）
（人）	

技術者数　　（人）　　技能者数　　（人）　　控除対象者数　　（人）

審査基準日時点で、認定されている場合はその「認定項目」を、それ以外の場合は「非該当」を記入。

措置を実施した工事の範囲により、「1」または「2」、該当なければ「3」を記入
※R5.8.14以降を審査基準日とする申請で審査対象となるため、それ以前は「3」を記入

建設業の営業継続の状況

営業年数	55	（年）
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	56	〔1. 有、2. 無 〕

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 平成 令和　　年　　月　　日	年　　か月	

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	57	〔1. 有、2. 無 〕

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	58	〔1. 有、2. 無 〕
指示処分の有無	59	〔1. 有、2. 無 〕

審査対象年に営業停止・指示処分（建設業法第28条）を受けた場合は「1」、それ以外の場合は「2」を記入。

建設業の経理の状況

監査の受審状況	60	1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無
公認会計士等の数	61	（人）
二級登録経理試験合格者等の数	62	（人）

「監査の受審状況」欄において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入。
それ以外の場合は、「0」を記入。

研究開発の状況

		審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
研究開発費（２期平均）	63	（千円）	（千円）

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	64	（台）

審査基準日時点で、所有しているか長期リースしている建設機械の保有数を右詰めで記入。
加点は15台までだが、それ以上保有している場合でも実数を記入。（ただし、稼働しないものは除く。）

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション２１の認証の有無	65	〔1. 有、2. 無 〕
ＩＳＯ９００１の登録の有無	66	〔1. 有、2. 無 〕
ＩＳＯ１４００１の登録の有無	67	〔1. 有、2. 無 〕

審査基準日時点で、EA21の認証またはISOの登録がなされている場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。
（ただし、登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合は除く。）

③その他審査項目

■雇用保険加入の有無（項番 41）

確認資料

審査基準日を含む年度の
〇「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し
（組合等経由の場合「労働保険料等納入通知書」の写しでも可）
〇「領収済通知書」※の写し
（「口座振替結果のお知らせ」の写しでも可、「振替のお知らせ」は不可）

※3回に分けて支払っている場合は審査基準日を含む期間の領収書
例：審査基準日が令和5年4月 1 日～令和5年 7 月 31 日まで ⇒令和5年度第 1 期分
審査基準日が令和5年8月 1 日～令和5年 11 月 31 日まで ⇒令和5年度第2期分
審査基準日が令和5年 12 月 1 日～令和6年3月 31 日まで ⇒令和5年度第3期分

加入有りの要件

雇用保険法第 7 条の規定による資格取得に関する届出を公共職業安定所に行っていること。

労働者を雇用する者はすべて加入を義務づけられています。
なお、従業員が 1 人も雇用されていない場合など、建設業者に加入義務がない場合などには審査の対象から除きます。（⇒申請書では「3.適用除外」となります。）

また、雇用保険の被保険者になれない人に関しては、加入義務がないものとして扱います。この場合は、他の加入義務のある建設業に従事する職員がすべて加入しているかどうかで雇用保険に加入しているかどうかを判断します。

雇用保険に加入できない人の例

〇個人事業主、法人の代表者及び役員
〇個人事業主と同居の親族（内縁関係にある配偶者を含む）
〇就労が認められていない外国人 ※
〇短時間就労者 ※
※建設業に従事する職員の対象になりません。

一般的な事項

〇平成 29 年 1 月 1 日から 65 歳以上の方も雇用保険の適用対象となりました。
〇雇用保険を遡及して加入した場合も「加入有り」と判断します。

※詳細については県内の公共職業安定所又は労働局職業安定部までお問い合わせください
（雇用保険事務を労働保険事務組合に委託している場合は労働保険事務組合へ）

■健康保険加入・厚生年金保険加入の有無（項番 42・43）

「1」加入有の確認書類

審査基準日を含む月の 「領収書」又は「納入通知書」の写し

「3」適用除外の確認書類

年金事務所の承認を受けて建設国保等に加入している場合 ○「健康保険被保険者適用除外承認証」の写し 後期高齢者保険に加入している場合 ○「後期高齢者医療被保険者証」の写し

「1」加入有りの要件

健康保険法の規定及び厚生年金保険法の規定による、異動、報酬等に関する報告書の提出を、年金事務所又は健康保険組合に行っていること。 建設業に従事する職員すべてが保険に加入していることが必要です。 法人及び常時5人以上の従業員を使用する事業所は強制適用事業所となります。

「3」適用除外となる場合

常時使用する従業員が4人以下である個人事業主であるなど加入義務のない場合及び承認を受けて建設国保に加入しているなど加入義務がないと扱う場合。（審査の対象から除きます。）

また、健康保険及び厚生年金保険の被保険者となることのできない人に関しては、加入義務がないものとして扱います。この場合は、他の加入義務のある建設業に従事する職員がすべて加入しているかどうかで健康保険及び厚生年金保険に加入しているかどうかを判断します。

健康保険及び厚生年金保険に加入できない人の例

○個人事業主及び個人事業主と同居の家族
（同居であっても、被保険者として認められるケースもあります。）
○日々雇い入れられる者　※
○2カ月以内の期間を定めて使用される者　※
○季節的業務（4カ月以内）に使用される者　※
○臨時的事業の事業所（6カ月以内）に使用される者　※
※建設業に従事する職員の対象となりません。

一般的な事項

○健康保険について、年金事務所の承認を受けて全国建設工事国民健康保険組合等のいわゆる建設国保に加入している場合は、健康保険の加入義務がないものとして扱います。
○70 歳以上の人は、原則として厚生年金保険の被保険者となることができませんので、厚生年金保険の加入義務がないものとして扱います。（平成 14 年 4 月 1 日から 65 歳以上 70 歳未満の方も厚生年金保険の被保険者となりました。）
○身分がパートタイマーの場合、勤務時間と勤務日数でそれぞれ他の一般の従業員の4分の3以上であれば被保険者とするのが妥当とされています。
○被扶養者として適用除外になっている者は、原則として建設業に従事する職員としての審査対象外です。

※制度の詳細については県内の年金事務所までお問い合わせください。
（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合へ）

■建設業退職金共済制度加入の有無（項番 44）

確認書類

○「建設業退職金共済制度加入・履行証明書」の写し ※証明日は、審査基準日以降の日付としてください。

建設業退職金共済制度の加入有りの要件

勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結していること。 共済契約を締結している場合でも、建設業退職金共済制度加入・履行証明書が発行されない場合には、加入しているとは認められません。

制度の詳細については、勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 長野県支部までお問い合わせください。

■退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入の有無（項番 45）

「退職一時金制度導入」の確認書類

下記のいずれかと退職金共済契約を締結している場合 ○（独）勤労者退職金共済機構 ○特定退職金共済団体	「加入証明書」又は「契約書」の写し
自社退職金制度を導入している場合	「労働協約」又は「就業規則」の写し 積み立て状況を確認できる書面の写し （決算書における退職金積立金、別途積立金の計上等）

「企業年年金制度導入」の確認書類

厚生年金基金設立（加入）の場合	「加入通知書」の写し
確定拠出年金（確定給付企業年金）の場合	「加入証明書」の写し
確定給付年金（確定給付企業年金）の場合	企業年金基金の発行する「加入証明書」（基金型企業年金）の写し 資産管理運営機関の発行する加入証明書（規約型企業年金）の写し

退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入有りの要件

以下のいずれかに該当する場合 ○厚生年金保険法第9章第1節の規定に基づき厚生年金基金を設立している場合 ○法人税法附則第20条に規定する適格退職年金契約を締結している場合 ○確定給付企業年金法第2条第1項に規定する確定給付企業年金が導入されている場合 ○確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金が導入されている場合 建設業に従事する職員すべてを対象とする制度である必要があります。

■法定外労働災害補償制度導入の有無（項番 46）

確認書類

下記いずれかに加入の場合 〇(公財)建設業福祉共済団 〇(一社)全国建設業労災互助会 〇全日本火災共済協同組合連合会 （全国中小企業共済協同組合連合会） 〇(一社)全国労働保険事務組合 〇中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の労働災害補償制度	加入期間に審査基準日を含む 「加入証明書」又は「保険証券」の写し
労働災害総合保険等、法定外労働災害補償の機能を持つ民間の保険に加入している場合	〇契約内容の分かる「加入証明書」又は「保険証券」の写し 〇審査基準日を含む年度の「概算保険料の領収書」又は「確定保険料領収書」の写し（準記名式の普通傷害保険の場合。）

導入有りの要件

（公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会及び中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者または保険会社などと政府の労働災害補償保険とは別に同程度の上乗せ給付などを行うことを目的とする契約を締結していること。

なお、同程度の上乗せ給付については、次の内容すべてを満たしている必要があります。

〇業務災害と通勤災害の両方を対象とすること
〇申請者の下請負人の直接の使用関係にある職員も対象とすること
〇政府の労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること（ただし、業務起因性の疾病については対象としなくても差し支えない）

■若年技術職員の継続的な育成及び確保（項番 47・48）

〇若年技術職員とは、満 35 歳未満の技術職員のことを指します。
〇若年技術職員の継続的な育成及び確保については、審査基準日において、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の **15%以上**に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。
〇新規若年技術職員の育成及び確保については、審査基準日において、若年技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の**1%以上**に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。
〇「技術職員数（A）」、「若年技術職員数（B）」、「新規若年技術職員数（C）」の欄には、別紙二の「技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数」、「審査基準日において満 35 歳未満の技術職員の人数」、「新規掲載者欄に〇が付され、審査基準日において満 35 歳未満のものの人数」をそれぞれ記載してください。
〇「若年技術職員の割合（B／A）」、「新規若年技術職員の割合（C／A）」については、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示してください。

※なお、年齢計算ニ関スル法律により、満年齢が上がるのは誕生日の前日であるため、35 年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の者が若年技術職員となる。

■CPD 単位取得数（項番 49）、技能レベル向上者数（項番 50）

項番 49「ＣＰＤ単位取得数」と項番 50「技能レベル向上者数」のいずれかが「１以上」の場合、
①・②の書類に合わせて、（申請書類 12）「技能者名簿（様式第５号）」の提出が必要です。
（技能者がいない場合でも提出が必要）
①・②の書類のみでは加点は認められません。

①「CPD単位取得者」確認書類

○申請書類11「CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号）」
※申請書類4「技術職員名簿（別紙二）」に記載のない技術者がCPD単位を取得している場合のみ必要

○「CPD実績証明書」又は「学習履歴証明書」等の写し

※記載する技術者については、審査基準日以前に6ケ月を超える雇用関係が必要
※保有資格及び常勤性の確認については、技術職員等の常勤性確認の審査方法に準じる。

②「技能レベル」向上者確認書類

○「能力評価（レベル判定）結果通知書」の写し
○審査基準日において稼働している工事1件に係る「作業員名簿」の写し

※記載する技能者については、審査基準日以前に6ケ月を超える雇用関係が必要
※保有資格及び常勤性の確認については、技術職員等の常勤性確認の審査方法に準じる。

技術者に関する評価については、建設業者に所属する技術者が、審査基準日以前1年間に取得した CPD 単位の平均値により評価する。

技能者に関する評価については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の割合により評価する。

（1） 技術者とは、「技術職員名簿」及び「CPD単位を取得した技術者名簿」に載っている技術者のことをいう。
（例：主任（監理）技術者になれる資格を有する者、二級技士補等）
（2） CPD単位取得数とは、建設業者に所属する技術者がそれぞれ取得したCPD単位の合計数とする。
（3） 各技術者のCPD単位は「審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数」÷「別表の右欄に掲げる数値」×30 で求められる。（小数点以下切捨て）

＜各技術者ごとの計算式＞

$$\frac{\text{審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数}}{\text{別表に掲げるCPD認定団体ごとに掲げる数値(P38)}} \times 30$$

（小数点以下切り捨て、上限30）

⇒各技術者が取得した単位数の合計がそのままカラムに入るのではなく、技術者ごとに算式で求めた数値を合計した数値が入ります。（CPD単位の上限は30）

※1人の技術者が2つ以上の CPD 認定団体によって単位の取得が認定されている場合、いずれか1つの CPD 認定団体において習得を認定された単位をもとに算出します。

（4） 技能者とは、建設工事のうち施工のみ又は監理及び施工に従事する（「技能者名簿」に記載のある）職員をいう。
（5） 技能レベル向上者とは、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者をいう。
（6） 控除対象者とは、審査基準日の3年前以前にレベル4の評価を受けていた者をいう。

CPD単位取得数の算出方法

（例）建設業者Sの技術者のうち、AとBがCPD単位を取得している技術者だとすると、
Aの取得した単位：8単位
Bの取得した単位：15 単位
2人とも（一財）建設業振興基金（算式用数値12）で講習を受講

このときのそれぞれの「CPD単位取得数」は、
A：8（単位数）÷12（（一財）建設業振興基金の算式用数値）×30＝19（19．999・・・）
B：15÷12×30＝37．5
37．5→30（上限が30）
→よって、建設業者Sの「CPD単位取得数」は49（19＋30）で、項番 49 のカラムには49が入る。

［別表］

CPD認定団体	算式用
（公社）空気調和・衛生工学会	50
（一財）建設業振興基金	12
（一社）建設コンサルタンツ協会	50
（一社）交通工学研究会	50
（公社）地盤工学会	50
（公社）森林・自然環境技術教育研究センター	20
（公社）全国上下水道コンサルタント協会	50
（一社）全国測量設計業協会連合会	20
（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20
（一社）全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
（公社）土木学会	50
（一社）日本環境アセスメント協会	50
（公社）日本技術士会	50
（公社）日本建築士会連合会	12
（公社）日本造園学会	50
（公社）日本都市計画学会	50
（公社）農業農村工学会	50
（一社）日本建築士事務所協会連合会	12
（公社）日本建築家協会	12
（一社）日本建設業連合会	12
（一社）日本建築学会	12
（一社）建築設備技術者協会	12
（一社）電気設備学会	12
（一社）日本設備設計事務所協会連合会	12
（公財）建築技術教育普及センター	12
（一社）日本建築構造技術者協会	12

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況（項番 51）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況（項番 52）、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況（項番 53）

確認書類

「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」等の写し

認定有りの要件

「女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）」、「次世代法に基づく認定（くるみん認定）」及び「若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）」について、審査基準日において各認定を取得していること。

なお、審査基準日において認定取消又は辞退が行われている場合は、加点対象になりません。

■建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(項番 54)

確認書類

（申請書類13）「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第6号）」

その他要件

確認書類の提出に加え、
①CCUS上での現場・契約情報の登録
②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
が必要となります。

※本審査項目は、令和５年８月 14 日以降を審査基準日とする申請において適用されるため、それ以前の申請については、非該当の扱いとなります

■営業年数（項番 55）

建設業法に基づく建設業の許可又は登録を受けたときから起算し、審査基準日までの満年数（休業等の期間を除く）を記入してください。また、初めて許可又は登録を受けた年月日をカラム右の表に記入してください。

営業休止の期間又は許可切れの期間がある場合はカラム右の表に明記し、当該休止（許可切れ）期間は営業年数から除いてください。

※営業の同一性を失うことなく組織変更を行なった沿革又は建設業を譲り受けた沿革を有する者は、組織変更前の許可（登録）又は譲り受けた許可（登録）が営業年数の起算点となります。これらの沿革についても、カラム右の表に明記してください。

■民事再生法又は会社更生法の適用の有無（項番 56）

確認書類

「再生又は更正手続き開始の決定を証明する書面」又は、
「再生又は更正の手続き終結の決定を証明する書面」の写し

再生手続又は更正手続開始決定日から再生手続又は更正手続終結決定日までの期間に、審査基準日が含まれる場合「有り」となります。

再生（更正）期間終了後は、「営業年数」（項番 45）はゼロ年から年数計算することとなります。

再生手続又は更正手続が終結した場合には、手続終結決定を受けたことを証する書面（官報公告の写し等）を持参してください。

なお、この措置は平成23年4月1日以降に民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを行う企業から適用します。

■防災協定への貢献の状況（項番 57）

確認書類

「地方公共団体等と締結している協定書」の写し
※申請者が所属する業者団体が協定を締結している場合には、併せて、申請者が一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書、当該団体発行の証明書等）の写しが必要です。

締結有りの要件

審査基準日時点において、国、特殊法人（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する法人）又は地方公共団体との間に、災害時における防災活動について定めた防災協定を締結していること。

○災害時の実際の活動が、有償であるか無償であるかを問いません。ただし、締結した防災協定が事実上の請負契約や期間委託契約と判断されるものは加点対象となりません。
○地方公共団体等との協議によって内容が定められた協定を締結している場合に加点対象となります。協定とはみなせない登録制度等は加点対象になりません

■営業停止処分の有無（項番 58）、指示処分の有無（項番 59）

該当有りの要件

審査対象事業年度において、建設業法第28条の規定により指示をされ（指示処分）、又は営業の全部若しくは一部の停止（営業停止）を命ぜられたことがある場合。

営業停止の期間が事業年度を跨ぐ場合には、処分日が属する事業年度が該当となります。
また、建設業法第41条の規定による指導・勧告や国、県、市町村等による入札参加資格の指名停止措置は、対象となりません。

■監査受審状況（項番 60）

確認書類

[1] 会計監査人の設置	○「有価証券報告書」又は「監査報告書」の写し ○「登記事項証明書」の写し
[2] 会計参与の設置	○「会計参与報告書」の写し ○「登記事項証明書」の写し
[3] 経理処理を適正に確認した旨の書類の提出	○「（申請書類 8）経理処理の適正を確認した旨の書類」 ※氏名欄に本人自筆による署名を付して提出すること

監査受審状況の各要件

[1] 会計監査人の設置を行っている場合 （監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が標記された場合に加点）
[2] 会計参与が設置されている場合（会計参与報告書が作成されている場合に加点）
[3] 次のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合 ○公認会計士、税理士（それぞれ公認会計士法第28条の規定による研修、所属税理士会が認定する研修を受講した者）、会計士補 ○1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者又は登録経理講習を受講した翌年度の開始の日から5年経過していない者 ※公認会計士等の数（項番 61）に該当する者です。

■公認会計士等の数（項番 61）、二級登録経理試験合格者等の数（項番 62）

確認書類

公認会計士	○資格者証 ○公認会計士法第 28 条の規定による研修の受講を証する書類の写し
税理士	○資格者証 ○所属税理士会が認定する研修の受講を証する書類の写し
一級登録経理試験に合格した者 二級登録経理試験に合格した者	○登録経理試験及び建設業経理事務士の合格証書の写し ○登録経理講習の修了証の写し

上記書類と併せて、常勤性の確認が必要です。確認書類については技術職員と同様に行います。
ただし、審査基準日時点で在籍していること及び常勤職員であることが要件であり、6か月を超える恒常的雇用関係は必要ありません。

◇「公認会計士等の数」（項番 61）

登録された公認会計士、税理士の研修受講者（研修受講は審査基準日がR3．4．1以降）及び一級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者、講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者※の審査基準日に在籍している者の人数の合計を記入してください。
※ただしH28年度以前に一級の登録経理試験に合格した者であっても、審査基準日がR5年3月末までの間は、引き続き経審上評価対象となります。

◇「二級登録経理試験合格者等の数」（項番 62）

二級登録経理試験の合格者等であって、審査基準日に在籍している二級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者、講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者※の人数の合計を記入してください。
※ただしH28年度以前に二級の登録経理試験に合格した者であっても、審査基準日がR5年3月末までの間は、引き続き経審上評価対象となります。

■研究開発費の状況（項番 63）

確認書類

「注記表」（建設業法施行規則別記様式第 17 号の２）又はこれに準ずる書類の写し（有価証券報告書等）
監査報告書の写し

「研究開発費の状況」に金額を計上できるのは、会計監査人設置会社であって、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限ります。

■建設機械の所有及びリースの台数（項番 64）

（申請書類 9)「建設機械の保有状況の一覧表」及び確認書類①、②すべての提出が必要です。片方の書類のみでは加点対象とはなりません。
ただし、ダンプで自己所有の場合は、「建設機械の保有状況の一覧表」及び確認書類②でかまいません。

自己所有又はリース契約をしていることの確認（確認書類①）

〇自己所有の場合
「売買契約書」、「譲渡証明書」、「販売証明書」、「所有者が確認できる書類」いずれかの写し
〇リースの場合
「リース契約書」の写し
※リースの期間が審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上であるものに限る。

定期検査を行っていることの確認（確認書類②）

〇A ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、締固め用機械、解体用機械、高所作業車
「特定自主検査記録表」の写し
〇B 移動式クレーン
「移動式クレーン検査証」の写し
〇C ダンプ
「自動車検査証（車検証）」の写し（電子車検証の場合は、併せて「自動車検査証記録事項」の写し）

A･B･Cの区分はP16～の確認書類一覧と対応しています。

加点となる建設機械の要件

対象となる建設機械（表1）について、自己所有又は審査基準日から将来に渡って 1 年7ヶ月以上のリース契約を締結しており、かつ、審査基準日において定期検査が行われているものが加点対象となります。（最大 15 台）

審査基準日以前に購入したもの又はリース契約したものに限ります。
リース契約は、申請者がリース会社と直接契約しているものに限ります。また、工事現場単位で一定期間のみ借りている建設機械や、他社と共同所有している建設機械は対象外です。
なお、リースの期間が審査基準日から将来に渡って 1 年 7 ヶ月に満たない場合でも、期間終了時に自動更新となる条項が記載されている契約又は期間終了後に借主が当該建設機械を買い取る条項が記載されている契約は加点対象となります。この場合、別紙「建設機械のリース契約に関する申出書」の提出が必要になります。

対象となる建設機械（表1）

名称	範囲	定期検査
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ等のアタッチメントを有するもの	特定自主検査
ブルドーザー	自重は 3トン以上のもの	
トラクターショベル	バケット容量が 0.4 立方メートル以上のもの	
モーターグレーダー	自重が 5トン以上のもの	
移動式クレーン	つり上げ荷重 3トン以上のもの	製造時検査 性能検査
ダンプ	土砂の運搬が可能な全てのダンプ ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ	自動車検査（車検）
締固め用機械	ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー	特定自主検査
解体用機械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機	
高所作業車	作業床の高さ2m以上のもの	

■エコアクション 21 の認証の有無（項番 65）、ISO９００１の登録の有無（項番 66）、ISO１４００１の登録の有無（項番 67）

確認書類

「審査登録期間の認証を証明する書類」（登録証等）の写し
※附属書がある場合は併せて添付してください。

登録有りの要件

審査基準日において、国際標準化機構第 9001 号（ISO9001）、14001 号（ISO14001）の規格により登録を受けていること。認証範囲に建設業が含まれている必要があります。

なお、会社単位でなく特定の事業所単位での認証となっている場合には対象となりません。

技術職員名簿【別紙２】

（審査基準日）
令和4年11月30日
（申請書提出日）
令和5年4月15日
としたときの例

別紙二

ページ番号を右詰めで記入する。
空位のカラムには「0」を記入する。

審査基準日（令和4年11月30日）時点の満年齢を記載する。
※満年齢は、法律により、誕生日の前日に1歳上がるので注意すること。
（例）生年月日が
・昭和62年12月2日以降の者は35歳未満
・昭和62年12月1日以前の者は35歳以上

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 5

当事業年度開始日（令和4年12月1日）の直前1年以内に技術職員名簿に掲載可能となった者に〇を付す。

監理技術者資格者証の交付を受けている場合に記入する。

技　術　職　員　名　簿

項番　3　5
頁　　数　8 1　0 0 1 頁

新規若年技術職員（1名）

若年技術職員（3名）

評価を希望する建設業の業種コードをP60のコード表を参照し記入する。

「有資格区分コード」はP47～のコード表により記入する。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢			業種コード 3	有資格区分コード 5	講習受講	業種コード 10	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	飯田　仁	Ｈ０２．１．１	３２	8	2	0 1	1 1 3	1	1 3	1 1 3	1	２１５４７８８	5
2		飯山　茂	Ｓ６３．６．６	３４	8	2	0 1	1 1 3	1	0 9	1 2 9	1	１１５３７７８１	
3		伊那　健一	Ｓ６２．１２．２１	３４	8	2	0 1	2 1 4	2	1 3	2 1 4	2		12
4		上田　敏	Ｓ５７．１１．３０	４０	8	2	0 1	2 1 4	2	0 9	2 3 0	2		2
5		大町　賢一	Ｓ５１．７．１０	４６	8	2	0 9	1 2 9	2	0 1	2 1 4	2		
6		岡谷　隆	Ｓ４９．２．２２	４８	8	2	0 1	1 1 3	2	1 3	1			
7	○	駒ヶ根　久美子	Ｓ４０．８．８	５７	8	2	0 9	2 3 0	2					
8		小諸　正人	Ｓ２７．１０．１０	７０	8	2	0 1	0 0 2	2					
9		佐久　武	Ｓ３０．６．７	６７	8	2	0 9	2 6 5	2					
10		塩尻　俊行	Ｓ３３．１２．４	６３	8	2	0 9	1 7 4	2					
11		須坂　正樹	Ｓ２２．１．２９	７５	8	2	0 1	0 0 1	2					
12		諏訪　浩	Ｓ２８．４．２８	６９	8	2	0 1	1 1 3	1	1 3	1			
13		千曲　俊一	Ｓ２７．３．４	７０	8	2	0 1	2 1 4	2					
14		茅野　貞夫	Ｓ３７．３．６	６０	8	2	0 1	1 1 3	1	1 3	1 1 3	1	２６８７３９２１	
15		中野　和彦	Ｓ３１．９．３０	６６	8	2	0 1	1 1 3	1	1 3	1 1 3	1	８４９７６８７８	
16		長野　和夫	Ｓ２１．６．８	７６	8	2	2 9	1 1 1	2					
17		松本　健吾	Ｓ３３．８．７	６４	8	2	0 1	1 1 3	2	2 9	1 1 3	2		
18					8	2								
19					8	2								
20					8	2								
21														
25														

審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数を記入する。

※CPD単位はP37の式により算出したものを記入する。

※取得なしの場合は空欄とする。

※1人のCPD単位取得数の上限は30となる。

技術職員のうち、審査基準日において在籍し、かつ審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある常勤の雇用者（役員を含む）が加点の対象です。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象とします。

技術職員１人につき、２業種のみ申請可
※１人の職員が、２つの資格で同一業種の技術職員としての申請は出来ません。

（2業種の考え方）
・ 1資格から2業種選択でもOK
　例：土木施工管理技士→土木・とび
　　この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入
・ 2資格から1業種ずつ選択でもOK
　例：土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木・建築

「講習受講」欄について

申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入してください。
① 法第15条第2号イに該当する者であること（1級国家資格者相当）
② 監理技術者資格者証の交付を受けていること。
③ **法第26条の4から6の規定による講習を修了した日が審査基準日より前の日付 かつ 審査基準日が講習を修了した日の属する年の翌年から5年以内に含まれていること。**

（例）

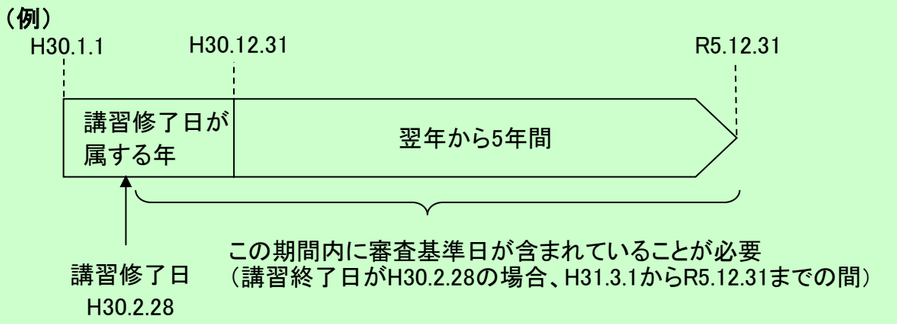

上記①であることの証明となる資格者証等の写しに加え、監理技術者資格者証及び監理技術者講習の受講が分かるものの写しを確認します。
※期限があるため、毎年の提出が必要です。

④技術職員名簿

1　評価対象とする技術者は、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある者に限る
※恒常的雇用関係があること（常勤性）の目安
社会保険（健康保険）の被保険者である
他の職員の年間総労働時間の75％以上である（社会保険未加入者の場合）
原則として、社会保険（健康保険）の被扶養者は、評価対象とはなりません。
新規掲載者について、標準報酬決定通知書で適用日が分からない場合は、資格取得日確認のため、
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを提出してください。

2　高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者（65歳以下）は、雇用期間が限定されていても評価対象に含める

3　建設業に従事すると認められない職員の例
例1）健康保険に加入しているが、商業登記簿で監査役になっている。
→　法人の監査役は業務に従事できない。
例2）他社から派遣されている。
→　派遣職員との間には雇用契約が存在しない。
注）労働者派遣については認められている業種が限られている。
例3）外国から来た研修生である。
→　研修目的であり、雇用には当たらない。賃金的なものをもらっていても研修に要する生活費の支給という形になる。研修期間終了後に適法に雇用されるケースはあるが、期間が限定されている。

4　出向（在籍出向）職員
次の4つが満たされていれば出向職員を技術職員として認めることとなります。
「出向元と出向先（申請者）の間で出向に関する契約がある」
「出向期間の定めがない」
「出向職員の給与を出向先が負担している」
「出向元で経営事項審査の対象となっていない」
注）建設工事における主任技術者（監理技術者）については、出向職員は認められていません。

5　産休等の取扱い
産休、育児休暇、介護休暇、傷病により一時的に勤務していない技術職員は、当該事業所の社会保険に、審査基準日から遡って6ヶ月超の連続する期間において加入している場合に限り、可とします。この場合、健康保険被保険者証の写し、又は健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しの「資格取得年月日」により雇用期間を確認します。

確認書類（6ヶ月を超える雇用の確認）

社会保険加入者の場合	○「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し　又は ○「70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ」の写し ※組合管掌健康保険に加入の場合は、健康保険組合発行の健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写しで決定後の標準報酬月額が記載されている書類の写し
社会保険未加入者（適用除外者）の場合	○「源泉徴収簿」の写し　又は ○「賃金台帳」の写し　又は ○「出勤簿」の写し （審査基準日以前の6ヶ月を超える雇用期間が分かるもの） ※上記の書類と併せて、「後期高齢者医療被保険者証」の交付を受けている場合は、その写し
新規掲載者の場合	上記の書類と併せて、 ○入社日の確認ができる書類（「健康保険証」の写し又は「雇用保険資格取得確認通知書」の写し等）

○上記の書類により、審査基準日以前に6ヶ月を超えるの雇用期間があることを確認できない場合は、別途その期間を証明できる書類を追加で求める場合があります。
○適用除外により社会保険に加入していない法人役員及び個人事業者の専従者（※1）については、次に該当する場合に限り、評価対象とします。
・ 法人役員であって、審査対象年度の税務申告書の勘定科目内訳書（役員報酬手当等及び人件費の内訳書）において、その者の氏名及び常勤である旨の記載が確認できる場合
・ 個人事業者の専従者であって、審査対象年度の所得税確定申告書に事業専従者として記載されている場合

※1個人事業主と生計を一にする配偶者やその他の親族で、事業に従事している者

技術職員の区分及び確認書類

級	該　当　す　る　者
1級技術者	法第15条第2号イに該当する者
監理技術者補佐	監理技術者を補佐する資格を有する者
基幹技能者	登録基幹技能者講習を修了した者又は認定能力評価基準においてレベル4と判定された技能者で1級技術者以外の者
2級技術者	法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者、登録基礎ぐい工事試験又は登録解体工事試験に合格した者若しくは認定能力評価基準においてレベル3と判定された技能者で1級技術者又は基幹技能者以外の者
その他の技術者	法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、基幹技能者及び2級技術者以外の者

			技術職員区分	
根拠・確認書類	コード	資　格　区　分	級	該　当　業　種
建設業法 「合格証明書」又は「技術検定試験合格通知書」	111	1級建設機械施工管理技士	1	土と舗
	212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	2	土と舗
	113	1級土木施工管理技士　※1	1	土と石鋼舗しゅ塗水解
		〃　＋実務経験3年(該当する業種)※3	他	左屋タ筋防絶井清
	11H	1級土木施工管理技士補＋実務経験3年(該当する業種)※3	他	左と石屋タ筋し塗防絶井水清解
	214	2級土木施工管理技士（土木）※1	2	土と石鋼舗しゅ水解
		〃　（土木）＋実務経験5年(該当する業種)※3	他	左屋タ筋塗防絶井清
	21J	2級土木施工管理技士補（土木）＋実務経験5年(該当する業種)※3	他	左と石屋タ筋し塗防絶井水清解
	215	2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）	2	塗
		〃　（鋼構造物塗装）＋実務経験5年(該当する業種)※3	他	左と石屋タ筋し防絶井水清解
	21K	2級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）＋実務経験5年(該当する業種)※3	他	左と石屋タ筋し塗防絶井水清解
	216	2級土木施工管理技士（薬液注入）	2	と
		〃　（薬液注入）＋実務経験5年(該当する業種)※3	他	左石屋タ筋し塗防絶井水清解
	21L	2級土木施工管理技士補（薬液注入）＋実務経験5年(該当する業種)※3	他	左と石屋タ筋し塗防絶井水清解
	120	1級建築施工管理技士　※1	1	建大左と石屋タ鋼筋板ガ塗防内絶具解
		〃　＋実務経験3年(該当する業種)※3	他	機水消清
	12C	1級建築施工管理技士補＋実務経験3年(該当する業種)※3	他	大左と石屋タ筋板ガ塗防内機絶具水消清解
	221	2級建築施工管理技士（建築）※1	2	建解
		〃　（建築）＋実務経験5年(該当する業種)※3	他	大左と石屋タ筋板ガ塗防内機絶具水消清解
	222	〃　（躯体）※1	2	大とタ鋼筋解
		〃　（躯体）＋実務経験5年(該当する業種)※3	他	左石屋板ガ塗防内機絶具水消清
	223	〃　（仕上げ）	2	大左石屋タ板ガ塗防内絶具
		〃　（仕上げ）＋実務経験5年(該当する業種)※3	他	と筋機水消清解
	22D	2級建築施工管理技士補＋実務経験5年(該当する業種)※3	他	大左と石屋タ筋板ガ塗防内機絶具水消清解
	127	1級電気工事施工管理技士	1	電
		〃　＋実務経験3年(該当する業種)※3	他	機消
	12E	1級電気工事施工管理技士補＋実務経験3年(該当する業種)※3	他	機消
	228	2級電気工事施工管理技士	2	電
		〃　＋実務経験5年(該当する業種)※3	他	機消
	22F	2級電気工事施工管理技士補＋実務経験5年(該当する業種)※3	他	機消

	129	1級管工事施工管理技士	1	管
		〃　＋実務経験3年(該当する業種)※3	他	筋し板機絶井具水消清
	12G	1級管工事施工管理技士補＋実務経験3年(該当する業種)※3	他	筋し板機絶井具水消清
	230	2級管工事施工管理技士	2	管
		〃　＋実務経験5年(該当する業種)※3	他	筋し板機絶井具水消清
	23A	2級管工事施工管理技士補＋実務経験5年(該当する業種)※3	他	筋し板機絶井具水消清
	131	1級電気通信工事施工管理技士	1	通
	232	2級電気通信工事施工管理技士	2	通
	133	1級造園施工管理技士	1	園
		〃　＋実務経験3年(該当する業種)※3	他	左と石屋タ筋し塗防絶井水清解
	13D	1級造園施工管理技士補＋実務経験3年(該当する業種)※3	他	左と石屋タ筋し塗防絶井水清解
	234	2級造園施工管理技士	2	園
		〃　＋実務経験5年(該当する業種)※3	他	左と石屋タ筋し塗防絶井水清解
	23E	2級造園施工管理技士補＋実務経験5年(該当する業種)※3	他	左と石屋タ筋し塗防絶井水清解
	005	1級技士補	補	該当する業種

※005：1級技士補については、主任技術者になれる資格を有していない場合、申請できません。
監理技術者証の実務で所有の業種でも申請可能

			技術職員区分	
根拠・確認書類	コード	資 格 区 分	級	該 当 業 種
建築士法	137	1級建築士	1	建大屋タ鋼内
	238	2級建築士	2	建大屋タ内
「免許証」	239	木造建築士	2	大

	141	建設・総合技術監理(建設)※1	1	土と電舗しゅ園解
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)※1	1	土と電鋼舗しゅ園解
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	1	土と
	144	電気電子・総合技術監理(電気・電子)	1	電通
	145	機械・総合技術監理(機械)	1	機
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)	1	管機
技術士法	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)	1	管水
「登録証」	148	上下水道「上水道及び工業用水」・総合技術監理(水道「上水道及び工業用水」)	1	管井水
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	1	土としゅ
	150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	1	園
	151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	1	土と園
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	1	管
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	1	管水
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	1	管水清

電気工事士法 「免状」	155	第一種電気工事士	2	電
	256	第二種電気工事士　＋実務経験3年(電)	他	電
電気事業法 「免状」	258	電気主任技術者(第1種～第3種)＋実務経験5年(電)	他	電
電気通信事業法「免状」	259	電気通信主任技術者＋実務経験5年(通)	他	通
電気通信事業法「資格者証」	235	工事担当者＋実務経験3年(通)※2	他	通

水道法 「免状」	265	給水装置工事主任技術者　＋実務経験1年(管)	他	管
消防法 「免状」	168	甲種消防設備士	2	消
	169	乙種消防設備士	2	消

			技術職員区分	
根拠･確認書類	コード	資 格 区 分	級	該当業種
	171	1級「建築大工」	2	大
	271	2級　〃　＋実務経験3年(大)	他	大
	164	1級「型枠施工」	2	大と
	264	2級　〃　＋実務経験3年(大)又は(と)	他	大と
	172	1級「左官」	2	左
	272	2級　〃　＋実務経験3年(左)	他	左
	157	1級「とび」「とび工」	2	と解
	257	2級　〃　＋実務経験3年(と) 又は(解)	他	と解
	173	1級「コンクリート圧装施工」	2	と
	273	2級　〃　＋実務経験3年(と)	他	と
	166	1級「ウェルポイント施工」	2	と
	266	2級　〃　＋実務経験3年(と)	他	と
	174	1級「冷凍空気調和機器施工」、「空気調和設備配管」	2	管
	274	2級　〃　＋実務経験3年(管)	他	管
	175	1級「給排水衛生設備配管」	2	管
	275	2級　〃　＋実務経験3年(管)	他	管
	176	1級「配管」「配管工」	2	管
	276	2級　〃　＋実務経験3年(管)	他	管
	170	1級「建築板金(ダクト板金作業)」	2	管屋板
	270	2級　〃　＋実務経験3年(管)、(屋)又は(板)	他	管屋板
職業能力開発促進法(旧職業訓練法) 「技能検定合格証書」 ※職業能力開発促進法の規定に係る2級の技術検定の合格後に必要な実務経験年数は、平成15年度以前の合格者は1年	177	1級「タイル張り」「タイル張り工」	2	タ
	277	2級　〃　＋実務経験3年(タ)	他	タ
	178	1級「築炉」「築炉工」「れんが積み」	2	タ
	278	2級　〃　＋実務経験3年(タ)	他	タ
	179	1級「ブロック建築」「ブロック建築工」「コンクリート積みブロック施工」	2	石タ
	279	2級　〃　＋実務経験3年(石タ)	他	石タ
	180	1級「石工」「石材施工」「れんが積み」	2	石
	280	2級　〃　＋実務経験3年(石)	他	石
	181	1級「鉄工」「製罐」	2	鋼
	281	2級　〃　＋実務経験3年(鋼)	他	鋼
	182	1級「鉄筋施工」「鉄筋組立て」	2	筋
	282	2級　〃　＋実務経験3年(筋)	他	筋
	183	1級「工場板金」	2	板
	283	2級　〃　＋実務経験3年(板)	他	板
	184	1級「板金(建築板金作業)」「建築板金(内外装板金作業)」「板金工(建築板金作業)」	2	屋板
	284	2級　〃　＋実務経験3年(屋)又は(板)	他	屋板
	185	1級「板金」「板金工」「打ち出し板金」	2	板
	285	2級　〃　＋実務経験3年(板)	他	板
	186	1級「かわらぶき」「スレート施工」	2	屋
	286	2級　〃　＋実務経験3年(屋)	他	屋
	187	1級「ガラス施工」	2	ガ
	287	2級　〃　＋実務経験3年(ガ)	他	ガ
	188	1級「塗装」「土木塗装」「木工塗装工」	2	塗
	288	2級　〃　＋実務経験3年(塗)	他	塗
	189	1級「建築塗装」「建築塗装工」	2	塗
	289	2級　〃　＋実務経験3年(塗)	他	塗
	190	1級「金属塗装」「金属塗装工」	2	塗
	290	2級　〃　＋実務経験3年(塗)	他	塗
	191	1級「噴霧塗装」	2	塗
	291	2級　〃　＋実務経験3年(塗)	他	塗
	167	「路面標示施工」	2	塗
	192	1級「畳製作」	2	内
	292	2級　〃　＋実務経験3年(内)	他	内
	193	1級「内装仕上げ施工」「カーテン施工」「天井仕上施工」「床仕上げ施工」「表装」「表具」「表具工」	2	内
	293	2級　〃　＋実務経験3年(内)	他	内

	194	1級「熱絶縁施工」	2	絶
	294	2級　〃　＋実務経験3年(絶)	他	絶
	195	1級「建具製作」「建具工」「木工」「カーテンウォール施工」「サッシ施工」	2	具
	295	2級　〃　＋実務経験3年(具)	他	具
	196	1級「造園」	2	園
	296	2級　〃　＋実務経験3年(園)	他	園
	197	1級「防水施工」	2	防
	297	2級　〃　＋実務経験3年(防)	他	防
	198	1級「さく井」	2	井
	298	2級　〃　＋実務経験3年(井)	他	井

			技術職員区分	
根拠･確認書類	コード	資　格　区　分	級	該当業種
登録資格試験「合格証等」	061	地すべり防止工事＋実務経験1年(と･井)	他	と井
	040	基礎ぐい工事	2	と
	062	建築設備士＋実務経験1年(電･管)	他	電管
	063	計装＋実務経験1年(電･管)	他	電管
	060	解体工事	2	解
	064	基幹技能者	基	該当する業種
	703	認定能力評価基準においてレベル3と判定された技能者	2	該当する業種
	704	認定能力評価基準においてレベル4と判定された技能者	基	該当する業種

実務経験証明書	001	①申請しようとする業種に関する専門学科を修めて高等学校を卒業 ＋実務経験5年以上(申請しようとする業種) ②申請しようとする業種に関する専門学科を修めて高等専門学校又は 大学を卒業＋実務経験3年以上(申請しようとする業種) (法第7条第2号イ該当)		他	該当する業種で申請者の指定する業種
	002	実務経験10年以上(申請しようとする業種) (法第7条第2号ロ該当)		他	
	099	①実務経験12年以上(土＋と)＋実務経験8年以上(と)	(法第7条第2号ハ該当)	他	と
		②実務経験12年以上(土＋しゅ)＋実務経験8年以上(しゅ)			しゅ
		③実務経験12年以上(土＋水)＋実務経験8年以上(水)			水
		④実務経験12年以上(建＋大)＋実務経験8年以上(大)			大
		⑤実務経験12年以上(建＋屋)＋実務経験8年以上(屋)			屋
		⑥実務経験12年以上(建＋内)＋実務経験8年以上(内)			内
		⑦実務経験12年以上(建＋ガ)＋実務経験8年以上(ガ)			ガ
		⑧実務経験12年以上(建＋防)＋実務経験8年以上(防)			防
		⑨実務経験12年以上(建＋絶)＋実務経験8年以上(絶)			絶
		⑩実務経験12年以上(大＋内)＋実務経験8年以上(大)			大
		⑪実務経験12年以上(大＋内)＋実務経験8年以上(内)			内
		⑫申請しようとする業種に関して建設業法施行規則第1条に規定される指定学科を修めた高度専門士または専門士＋実務経験3年以上(申請しようとする業種)			該当する業種で申請者の指定する業種
		⑬申請しようとする業種に関して建設業法施行規則第1条に規定される指定学科を修めた専修学校専門課程卒＋実務経験5年以上(申請しようとする業種)			該当する業種で申請者の指定する業種
大臣認定証		⑭国土交通大臣認定(外国の教育機関を卒業した場合などで、法第7条第2号イと同等以上と認定されたもの)			該当する業種で申請者の指定する業種
	003	国土交通大臣認定 (法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上))		他	土建管鋼ほ電園
指導監督的実務経験証明書	004	003を除くすべての有資格区分 ＋指導監督的実務経験2年(有資格区分で該当業種のもの) (法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上))		他	該当する業種で申請者の指定する業種

※1　H27年度までの合格者が解体工事業の技術者要件を満たすためには、解体工事に関する実務経験1年以上又は解体工事講習の受講が必要です。
※2　第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の資格者証又は総合通信の資格者証の交付を受けた者に限ります。
※3　R5年7月1日以降を審査基準日とする申請において申請可能です。

〇実務経験を必要とする資格で申請する場合は、以下の書類を提出してください。
・「実務経験証明書（建設業許可様式第9号）」※
・上記証明書に記載した工事の工期等を確認できる書類（契約書、工事経歴書等）の写し
※記載要領及び記載例については、県ホームページに掲載の「建設業許可申請書類作成の手引PART2」P86以降を参照

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）　　（用紙Ａ４）

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　　工事　（　税込　・　税抜　）

税込・税抜の該当するものに〇を付ける。

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者			請負代金の額		工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記載）			うち、（・PC ・法面処理 ・鋼橋上部）	着工年月	完成又は完成予定年月
						主任技術者	監理技術者				
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月

小　計	件	千円	千円	うち　元請工事	
				千円	千円
合　計	件	千円	千円	うち　元請工事	
				千円	千円

共同企業体（ＪＶ）として行った工事には「ＪＶ」と記入する。

工事名は、請負契約書の工事名を基本として記載しますが、工事名では工事の内容が不明確な場合は、工事内容を（　）書きで記入してください。

各工事現場に置かれた配置技術者について、該当する箇所にレ印を記入

請負金額のうち、「PC（土木一式）」、「法面処理（とび）」、「鋼橋上部（鋼構造物）」に係る工事の請負金額を記入

「注文者」及び「工事名」の記入に際してはその内容により、個人の氏名が特定されることのないよう記入する。

例）「長野一郎」発注の「長野邸玄関コンクリート工事」の場合

注文者：N

工事名：N邸玄関コンクリート工事

１　審査基準日を含む事業年度の完成工事を、以下のように分類し順序を付け、記入してください。

①　業種ごとに、公共元請・民間元請・下請の３区分に分類

②　記載する順序は、請負代金の額の大きい順

③　①の区分の請負代金の額の合計の７割に達するまで、工事１件ごとに記載し、それ以降は工事名に「〇〇工事ほか〇〇件」とまとめて記載

※７割に達する前に、軽微な工事（税込換算で 500 万円未満、建築一式は 1500 万円未満）が 10 件となった場合は、11 件目以降はまとめて記載する

業種ごとの最終ﾍﾟｰｼﾞにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

工事経歴書の作成について

1　この表は、建設工事の種類（業種）ごとに作成してください。許可を受けていない業種については「その他工事」として、作成してください。
　なお、同一の工事を二以上の業種に二重で計上することはできません。

2　完成工事（申請をする日の直前1年間に完成した建設工事をいう。以下同じ。）を、記載された請負代金の額（工事進行基準を採用している場合において、当該工事進行基準が適用される完成工事については、括弧書で付記された完成工事高）の合計が、完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合において、当該工事進行基準が適用される完成工事については、その完成工事高。以下同じ。）の合計のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。ただし、令第 1 条の 2 第 1 項に規定する建設工事については、10 件を超えて記載することを要しない。

3　下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。）については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。

4　「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。

5　「配置技術者氏名」の欄は、完成工事について、法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更のあった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。

6　「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。

7　「請負代金の額」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事についてこの表を作成する場合においては、同表の（二）欄に掲げる略称を「うち（　　）」の括弧内に記入し、各工事ごとに同表の（三）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	PC	プレストレストコンクリート構造物工事
とび・土工・コンクリート工事	法面処理	法面処理工事
鋼構造物工事	鋼橋上部	鋼橋上部工事

8　「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計並びに「PC」、「法面処理」及び「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

9　「合計」の欄は、業種ごとの最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計並びに「PC」、「法面処理」及び「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

（1）1件の工事の完成工事高を複数に分割してそれぞれ別の業務に計上することはできません。

例）

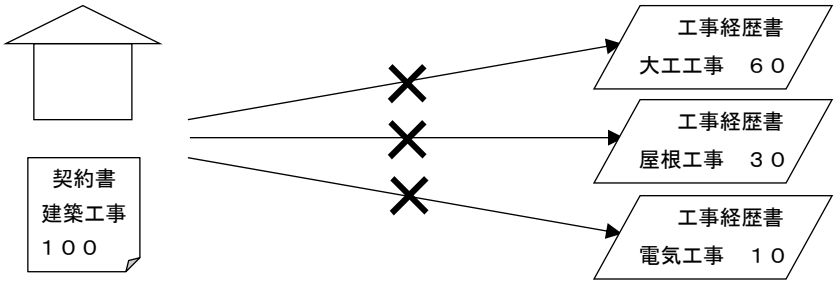

（2）専門工事が複合している場合等において、総合的な企画、指導、調整のもとに建設する工事に該当する場合は、一式工事に分類することになりますが、一式工事と専門工事の両方に重複して計上することはできません。

例）

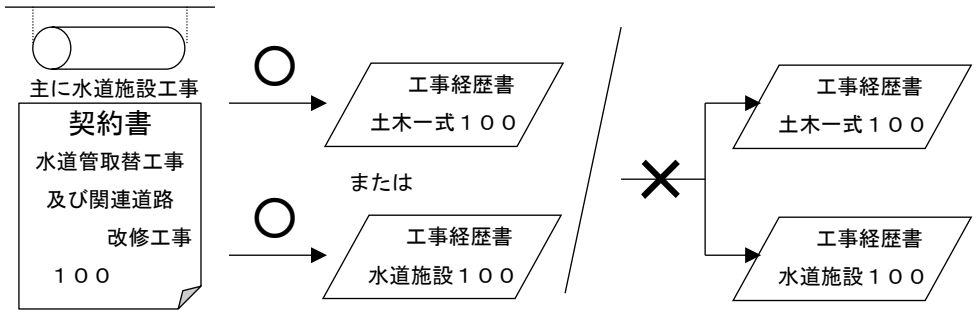

（3）専門工事の業種がいずれにも区分しがたい場合には、該当すると思われるいずれか1つの業種に計上してください。

例）

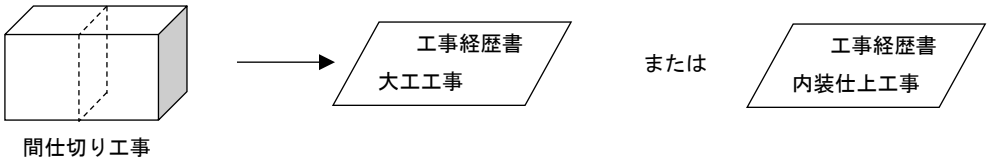

記入する工事は、申請時の直前の事業年度中の完成工事について記入してください。

「注文者」
請負契約の相手方の商号、名称を記載してください。(㈱、㈲なども省略しないこと。)
なお、発注者が個人の場合は、個人名が特定されないよう記載してください。

「元請又は下請の区別」「JVの別」
元請・下請のいずれかを記入してください。
「元請」とは、建設工事の最初の注文者(発注者)から直接請け負ったものをいいます。
共同企業体を結成し施工した工事については、「JV」と付記してください。

「工事名」

請け負った工事が何の工事かわかるように具体的な工事の名称を請負契約書の工事名等により記入してください。なお、工事名だけでは判断できない場合は(　)書きで工事内容を付記してください。

例)契約名「国道〇〇号△△△△地区道路改良工事」で下請負した盛土工事

〇〇土木(株)	下請	国道〇〇号△△△△地区道路改良工事(盛土)	長野県栄村		千円 8,000	千円

「配置技術者氏名」

工事ごとに配置された「主任技術者」又は「監理技術者」の氏名を記入してください。

なお、主任技術者及び監理技術者に出向職員(他の企業等に在籍している者)をあてることはできませんのでご注意ください。

「請負代金の額」

「工事名」欄に記載した工事の請負代金額は千円単位で記入してください。

当初請負金額から変更があった場合には、変更後の最終請負金額を記入してください。

工事進行基準を採用している場合の未成工事については、当該決算に算入した完成工事高相当額を記入し、当該工事の全体の請負代金額を(　)書きで併記してください。

共同企業体を結成し施工した工事については、出資比率に応じて按分した額を記入してください。

完成工事(工事進行基準を採用している場合の当該決算の完成工事高相当額を含む)については、元請公共、元請民間及び下請ごとに記載し、それぞれの小計を記入したうえで工事の種類ごとの合計を欄外の合計欄に記入してください。

(合計額は、事業年度終了に伴う変更届に添付した様式第3号の数値と一致します。)

参 考 具体的な方法は次の例を参考にしてください

① 業種ごとに、公共元請・民間元請・下請の3区分に分類します。

② 記載する順序は、完成工事高の大きい順とします。

③ 区分ごとの完成工事高の合計の7割に達するまで、工事1件ごとに記載し、それ以降は工事名に「〇〇工事ほか計〇〇件」とまとめて記載してください。

※7割に達する前に、軽微な工事(税込換算で500万円未満、建築一式は1500万円未満)が10件となった場合は、11件目以降はまとめて記載してください。

例:公共元請(民間元請・下請についても同様の方法で記載してください。)

完成工事高の大きい順

長野市	農業集落排水事業工事	48,000千円	工事1件ごとに記載
長野地域振興局	■■橋橋梁整備工事	35,500千円	
長野建設事務所	県道〇〇道路改良工事	28,500千円	
長野市	★★住宅団地造成工事	21,000千円	
ここまでで、公共元請完成工事高の7割超にあたる133,000千円になる。			
須坂市	市道◎◎線歩道設置工事	18,500千円	「市道◎◎線歩道設置工事他　計4件」と記載
長野地域振興局	河川維持工事	12,600千円	
千曲市	▲▲公園整備工事	8,000千円	
長野市	◇◇地区水路改修工事	4,200千円	
公共元請完成工事高の計		176,300千円	

完成工事高に含めないもの

1　次に掲げるものは「その他工事」に計上してください。

（1）許可が必要な工事を無許可で行った工事

（2）許可を受けていない業種に係る工事

（3）特定建設業許可を受けていないにも関わらず、4,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）以上の下請契約を締結した元請工事（令和4年12月31日以前は4,000万円（建築一式工事にあっては6,000万円））

（4）一括下請けを行った工事（発注者の承諾があった民間工事を除きます。）

（5）契約額からの値引き分

例）値引き分を「完成工事高」から減額せず「貸倒損失」に計上

⇒　修正方法

決算を修正できないため、

値引き分を申請業種の完成工事高から控除し、その他工事の完成工事高として計上

※　次に掲げるような請負契約は認められませんのでご注意ください。

○　受注者が勝手に共同企業体を結成しているケース（いわゆる「裏JV」）

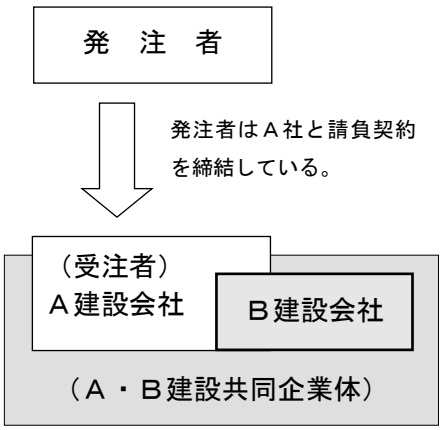

◎　発注者はA社に発注している

⇒　発注者の信頼を裏切っていることになる。

⇒　発注者に対して、実際とは異なる虚偽内容が報告される可能性が大きい。

◎　発注者とB者の間には請負関係は存在しない。

◎　実際の建設工事の実施状況によっては、B社への「一括下請」となる恐れがある。

○　共同企業体の構成員が他の構成員との間で下請契約を締結しているケース

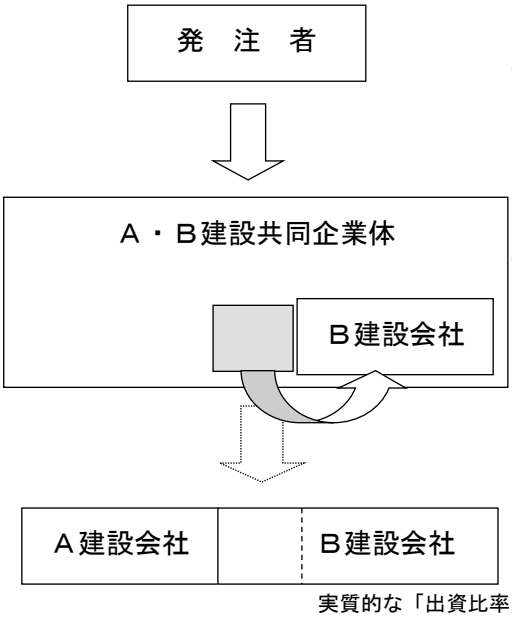

◎　A･BJVからの下請契約はA社単独、B社単独ではなくA･BJV名で行われる。

⇒　A社→B社への下請契約はあり得ない。（実質的な出資比率の変更）

◎　発注者はA･B社のJVに発注している

⇒　勝手に出資比率を変更することは、発注者の信頼を裏切っていることになる。

○ 下請契約をした相手方から下請けしているケース

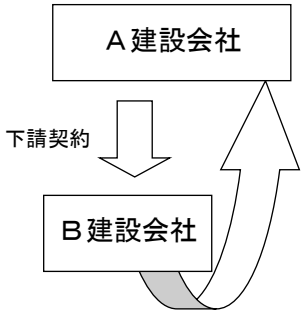

◎ 完成工事高の水増しとみなします。

2 次に掲げるものは、兼業事業売上高に計上しなおしてください。
（建設業法第11条に基づく変更届の工事経歴書及び損益計算書の修正が必要になります。
なお、(1)及び(2)については貸借対照表の修正を必要とする場合もありますが、経営事項審査は会社で作成した決算を基本としますので、財務諸表の修正対象は兼業事業売上高への計上先の変更及び完成工事原価報告書のみとします。）

（1） 販売用流動資産に係るもの（不動産販売に伴う売上高となるため）
例）分譲するための自社所有地の造成工事、自社で分譲するマンションの建設工事、
自社で販売する建売住宅の建設工事など

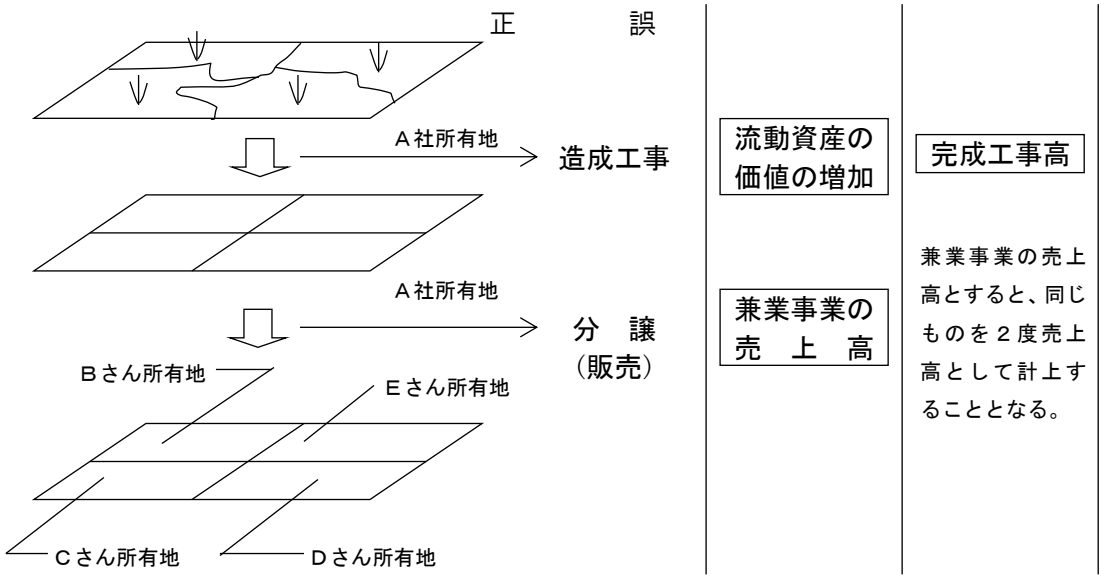

（2） 固定資産に係るもの（請負契約により建設したものではないため）
例）自社ビルの建設工事、自社で賃貸するためのアパート建設工事など

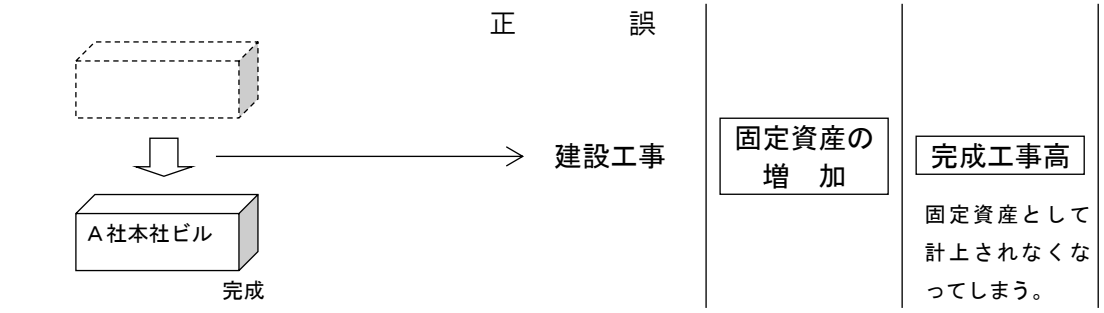

（3） 受託業務に係るもの（本来、兼業事業売上高として計上するもの）
例）保守点検、除草、伐採、除雪、清掃、運搬など
（公共工事の発注機関が発注した業務が「除草工」、「伐採工」、「除雪工」、「融雪剤散布工」、「道路清掃工」といった名称であっても、これらは建設工事には該当しません。）

5　コード表

コード表

1 申請の区分

コード	申 請 等 の 種 類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

2 処理の区分

(1)左欄

コード	処 理 の 種 類
00	12 か月ごとに決算を完結した場合 (例)令和2年5月1日から令和3年4月 30 日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例)令和2年 10 月1日から令和3年3月 31 日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他 12 か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年 10 月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月 31 日に終了した事業年度について申請するとき (例2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年5月 31 日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年 12 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例)令和2年 10 月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月 31 日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例)令和3年 10 月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和4年3月 31 日)より前の日(令和3年 12 月 15 日)に申請するとき

(2)右欄

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

３　業種コード

(1)完成工事高

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事	200	機械器具設置工事
011	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

(2)技術職員名簿

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事業	20	機械器具設置工事業		

4 市町村コード

（令和4年4月1日現在）

地域	市町村	コード	地域	市町村	コード	地域	市町村	コード
佐久	小諸市	20208	飯田	飯田市	20205	大町	大町市	20212
	佐久市	20217		下伊那郡松川町	20402		北安曇郡池田町	20481
	南佐久郡小海町	20303		〃 高森町	20403		〃 松川村	20482
	〃 佐久穂町	20309		〃 阿南町	20404		〃 白馬村	20485
	〃 川上村	20304		〃 阿智村	20407		〃 小谷村	20486
	〃 南牧村	20305		〃 平谷村	20409	長野	長野市	20201
	〃 南相木村	20306		〃 根羽村	20410		須坂市	20207
	〃 北相木村	20307		〃 下條村	20411		千曲市	20218
	北佐久郡軽井沢町	20321		〃 売木村	20412		埴科郡 坂城町	20521
	〃 御代田町	20323		〃 天龍村	20413		上高井郡小布施町	20541
	〃 立科町	20324		〃 泰阜村	20414		〃 高山村	20543
上田	上田市	20203		〃 喬木村	20415		上水内郡信濃町	20583
	東御市	20219		〃 豊丘村	20416		〃 飯綱町	20590
	小県郡 長和町	20350		〃 大鹿村	20417		〃 小川村	20588
	〃 青木村	20349	木曽	木曽郡 上松町	20422	北信	中野市	20211
諏訪	岡谷市	20204		〃 南木曽町	20423		飯山市	20213
	諏訪市	20206		〃 木曽町	20432		下高井郡山ノ内町	20561
	茅野市	20214		〃 木祖村	20425		〃 木島平村	20562
	諏訪郡 下諏訪町	20361		〃 王滝村	20429		〃 野沢温泉村	20563
	〃 富士見町	20362		〃 大桑村	20430		下水内郡栄 村	20602
	〃 原 村	20363	松本	松本市	20202			
伊那	伊那市	20209		塩尻市	20215			
	駒ヶ根市	20210		安曇野市	20220			
	上伊那郡辰野町	20382		東筑摩郡麻績村	20446			
	〃 箕輪町	20383		〃 生坂村	20448			
	〃 飯島町	20384		〃 山形村	20450			
	〃 南箕輪村	20385		〃 朝日村	20451			
	〃 中川村	20386		〃 筑北村	20452			
	〃 宮田村	20388						

６　参考資料

参考資料

1　建設工事の内容と例示

建設工事の種類	建設工事の内容 （昭和47年建設省告示第350号）	建設工事の例示 （昭和47年建設省通達第46号）	許可業種区分の考え方等 （建設業許可事務ガイドライン）
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。(と)参照 公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」である。(管)、(水)参照 農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「土木一式工事」に該当する。(水)参照
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	防水モルタルを用いた防水工事は、「左官工事」、「防水工事」のどちらの許可でも施工可能である。 ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然含まれるものである。 建築物に対するモルタル等の吹き付けが「左官工事」における「吹付け工事」に該当する。(と)参照
とび･土工･コンクリート工事	イ　足場の組立て、機械器具･建設資材等の重量物の運搬設置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ　くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ　土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ　コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ　その他基礎的ないしは準備的工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工　事、プレストレストコンクリート　工事 ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび･土工･コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。 (石)、(タ)参照 既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび･土工･コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。(鋼)参照 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式」に該当する。 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウェルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事の総称である。「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。(左)参照 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 現場で屋外広告物の制作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび･土工･コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ほ装工事に併せて施工されるガードレール設置工事は「ほ装工事」ではなく、「とび･土工･コンクリート工事」に該当する。 トンネル防水工事等の土木系防水工事は「とび･土工･コンクリート工事」に該当する。(防)参照

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	許可業種区分の考え方等
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。(と)、(タ)参照
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、またこれら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。(電)参照
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。(屋)参照
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水、給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 上下水道に関する施設の建設工事のうち、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」である。(土)、(水)参照 し尿処理に関する施設の内、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む)によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当する。 (水)、(清)参照 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当する。(機)参照
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事、サイディング工事	コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・レンガ・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。(と)、(石)参照 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。(屋)参照 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」である。 (と)参照 現場で屋外広告物の制作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」である(と)参照
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	許可業種区分の考え方等
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	舗装工事に併せて施工されるガードレール設置工事は、「とび･土工･コンクリート工事」に該当する。 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは「舗装工事」に該当する。
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	「建築板金工事」とは建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	「下地調整工事」や「ブラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	「防水工事」に含まれるもの、いわゆる建築系の防水工事のみである。(と)参照 防水モルタルを用いた防水工事は、「左官工事」、「防水工事」のどちらの許可でも施工可能である。
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音版、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造･加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては、「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」「消防施設工事」等と重複するものがあるが、原則としてそれぞれの専門工事の方に区分し、いずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が該当する。 「運搬機器設置工事」には、昇降機設置工事も含まれる。 「給排気機器設置工事」とは、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事をいう。(管)参照
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	許可業種区分の考え方等
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は「電気通信設備工事」に該当する。 なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう)に関する役務の提供等の業務は、「電気通信工事」に該当しない。
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 「屋上緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する工事である。 「植栽工事」には、植生を復元する工事が含まれる。 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」に該当する。(土)、(管)参照 し尿処理に関する施設の内、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当する。(管)、(清)参照 農業用水道、かんがい用排水施設等の工事は「土木一式工事」に該当する。
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等は該当しない。このような固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	し尿処理に関する施設の内、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。(管)、(水)参照 公害防止施設を単体で設置する工事は「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

２　登録経営分析機関一覧

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号 ホームページ
1	一般財団法人建設業情報管理センター	東京都中央区築地2－11－24	03-5565-6131 http://www.ciic.or.jp/
2	㈱マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2－2－37	096-278-8330 http://www.m-d-r.jp/
4	ワイズ公共データシステム㈱	長野県長野市田町2120－1	026-232-1145 http://www.wise-pds.jp/
5	㈱九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477 http://www.kyusyukeiei-bunseki.com/
7	㈱北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4－8－1	011-820-6111 http://www.hmic.co.jp/
8	㈱ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2－5－24	028-649-0111 http://www.netcore.co.jp/
9	㈱経営状況分析センター	東京都大田区大森西3－31－8	03-5753-1588 http://www.mfac.co.jp/
10	経営状況分析センター西日本㈱	山口県宇部市北琴芝1－6－10	0836-38-3781 http://www.kjbc.co.jp/
11	㈱NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3－2－12	093-982-3800 https://www.nkb-nkb.com/
22	㈱建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2－17－6	042-505-7533 http://www.ciac.jp/

３　公共工事の発注者

沖縄振興開発金融公庫
株式会社国際協力銀行
株式会社日本政策金融公庫
港務局
国立大学法人
社会保険診療報酬支払基金
水害予防組合
水害予防組合連合
大学共同利用機関法人
地方公共団体金融機構
地方公共団体情報システム機構
地方住宅供給公社
地方道路公社
地方独立行政法人
土地開発公社
土地改良区
土地改良区連合
土地区画整理組合
日本下水道事業団
日本司法支援センター
日本中央競馬会
日本年金機構
日本放送協会
沖縄科学技術大学院大学学園
自動車検査（独）
（独）奄美群島振興開発基金
（独）医薬基盤研究所
（独）医薬品医療機器総合機構
（独）宇宙航空研究開発機構
（独）海技教育機構
（独）海上技術安全研究所
（独）海洋研究開発機構
（独）家畜改良センター
（独）環境再生保全機構
（独）教員研修センター
（独）空港周辺整備機構
（独）経済産業研究所
（独）建築研究所
（独）航海訓練所
（独）工業所有権情報・研修館
（独）航空大学校
（独）交通安全環境研究所
（独）高齢・障害者・求職者雇用支援機構
（独）港湾空港技術研究所
（独）国際観光振興機構
（独）国際協力機構
（独）国際交流基金
（独）国際農林水産業研究センター
（独）国民生活センター
（独）国立印刷局
（独）国立科学博物館
（独）国立環境研究所
（独）国立がん研究センター
（独）国立健康・栄養研究所
（独）国立高等専門学校機構
（独）国立公文書館
（独）国立国際医療研究センター
（独）国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
（独）国立循環器病研究センター
（独）国立女性教育会館
（独）国立成育医療研究センター
（独）国立青少年教育振興機構
（独）国立精神・神経医療研究センター
（独）国立大学財務・経営センター
（独）国立長寿医療研究センター
（独）国立特殊支援教育総合研究所
（独）国立美術館
（独）国立病院機構
（独）国立文化財機構
（独）産業技術総合研究所
（独）住宅金融支援機構
（独）種苗管理センター
（独）酒類総合研究所
（独）自動車事故対策機構
（独）情報処理推進機構
（独）情報通信研究機構
（独）森林総合研究所
（独）水産総合研究センター
（独）水産大学校
（独）製品評価技術基盤機構
（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構
（独）造幣局
（独）大学入試センター
（独）大学評価・学位授与機構
（独）地域医療機能推進機構
（独）駐留軍等労働者労務管理機構
（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構
（独）電子航法研究所
（独）統計センター
（独）都市再生機構
（独）土木研究所
（独）日本学術振興会
（独）日本学生支援機構
（独）日本芸術文化振興会
（独）日本高速道路保有・債務返済機構
（独）日本スポーツ振興センター
（独）日本貿易振興機構
（独）日本貿易保険
（独）農業環境技術研究所
（独）農業・食品産業技術総合研究機構
（独）農業生物資源研究所
（独）農畜産業振興機構
（独）農林漁業信用基金
（独）農林水産消費安全技術センター
（独）福祉医療機構
（独）物資・材料研究機構
（独）防災科学技術研究所
（独）放射線医学総合研究所
（独）北方領土問題対策協会
（独）水資源機構
（独）郵便貯金・簡易生命保険管理機構
（独）労働安全衛生総合研究所
（独）労働者健康福祉機構
（独）労働政策研究・研修機構
年金積立金管理運用（独）
東京湾横断道路建設事業者
新関西国際空港株式会社
首都高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
成田国際空港株式会社
西日本高速道路株式会社
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
阪神高速道路株式会社
東日本高速道路株式会社
本州四国連絡橋高速道路株式会社
（公財）ＪＫＡ
公害健康被害補償予防協会
消防団員等公務災害補償等共済基金
地方競馬全国協会
東京地下鉄株式会社
（独）科学技術振興機構
（独）勤労者退職金共済機構
（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構
（独）中小企業基盤整備機構
（独）日本原子力研究開発機構
（独）農業者年金基金
（独）理化学研究所
日本私立学校振興・共済事業団
日本たばこ産業株式会社
日本電信電話株式会社
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
農林漁業団体職員共済組合
北海道旅客鉄道株式会社
四国旅客鉄道株式会社
九州旅客鉄道株式会社
日本貨物鉄道株式会社

７　総合評定値の算出方法

7　総合評定値の算出方法

審査項目のそれぞれの数値からそれぞれの評点を算出し、次の算式により建設工事の種類ごとに経営事項審査の総合評定値(P)を算定します。

$$P = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

X_1 ＝ 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点
X_2 ＝ 自己資本額及び平均利益額に係る評点(各業種共通)
Y ＝ 経営状況の評点(各業種共通)
Z ＝ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点
W ＝ その他の審査項目(社会性等)の評点(各業種共通)

X_1～Wは次頁以降の方法で算出してください。

なお、審査項目ごとの評点の算出にあたっては、算出に用いる数値を選択できるものがあります。選択の組み合わせは次の4通りになります。

	1	2	3	4
年間平均完成工事高	2 年 平 均	2 年 平 均	3 年 平 均	3 年 平 均
自己資本の額	基 準 決 算	2 期 平 均	基 準 決 算	2 期 平 均

※ 選択の組み合わせは 29 許可業種区分ごとに異なるものを選択することはできません。

① X_1評点

X_1の評点は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。

ただし、建設業の種類毎に直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択することはできず、すべて同一の方法によらなければならない。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高		評　点
(1)	1,000億円以上		2,309
(2)	800億円以上	1,000億円未満	114 ×(年間平均完成工事高)÷20,000,000 ＋ 1,739
(3)	600億円以上	800億円未満	101 ×(年間平均完成工事高)÷20,000,000 ＋ 1,791
(4)	500億円以上	600億円未満	88 ×(年間平均完成工事高)÷10,000,000 ＋ 1,566
(5)	400億円以上	500億円未満	89 ×(年間平均完成工事高)÷10,000,000 ＋ 1,561
(6)	300億円以上	400億円未満	89 ×(年間平均完成工事高)÷10,000,000 ＋ 1,561
(7)	250億円以上	300億円未満	75 ×(年間平均完成工事高)÷5,000,000 ＋ 1,378
(8)	200億円以上	250億円未満	76 ×(年間平均完成工事高)÷5,000,000 ＋ 1,373
(9)	150億円以上	200億円未満	76 ×(年間平均完成工事高)÷5,000,000 ＋ 1,373
(10)	120億円以上	150億円未満	64 ×(年間平均完成工事高)÷3,000,000 ＋ 1,281
(11)	100億円以上	120億円未満	62 ×(年間平均完成工事高)÷2,000,000 ＋ 1,165
(12)	80億円以上	100億円未満	64 ×(年間平均完成工事高)÷2,000,000 ＋ 1,155
(13)	60億円以上	80億円未満	50 ×(年間平均完成工事高)÷2,000,000 ＋ 1,211
(14)	50億円以上	60億円未満	51 ×(年間平均完成工事高)÷1,000,000 ＋ 1,055
(15)	40億円以上	50億円未満	51 ×(年間平均完成工事高)÷1,000,000 ＋ 1,055
(16)	30億円以上	40億円未満	50 ×(年間平均完成工事高)÷1,000,000 ＋ 1,059
(17)	25億円以上	30億円未満	51 ×(年間平均完成工事高)÷500,000 ＋ 903
(18)	20億円以上	25億円未満	39 ×(年間平均完成工事高)÷500,000 ＋ 963
(19)	15億円以上	20億円未満	36 ×(年間平均完成工事高)÷500,000 ＋ 975
(20)	12億円以上	15億円未満	38 ×(年間平均完成工事高)÷300,000 ＋ 893
(21)	10億円以上	12億円未満	39 ×(年間平均完成工事高)÷200,000 ＋ 811
(22)	8億円以上	10億円未満	38 ×(年間平均完成工事高)÷200,000 ＋ 816
(23)	6億円以上	8億円未満	25 ×(年間平均完成工事高)÷200,000 ＋ 868
(24)	5億円以上	6億円未満	25 ×(年間平均完成工事高)÷100,000 ＋ 793
(25)	4億円以上	5億円未満	34 ×(年間平均完成工事高)÷100,000 ＋ 748
(26)	3億円以上	4億円未満	42 ×(年間平均完成工事高)÷100,000 ＋ 716
(27)	2.5億円以上	3億円未満	24 ×(年間平均完成工事高)÷50,000 ＋ 698
(28)	2億円以上	2.5億円未満	28 ×(年間平均完成工事高)÷50,000 ＋ 678
(29)	1.5億円以上	2億円未満	34 ×(年間平均完成工事高)÷50,000 ＋ 654
(30)	1.2億円以上	1.5億円未満	26 ×(年間平均完成工事高)÷30,000 ＋ 626
(31)	1億円以上	1.2億円未満	19 ×(年間平均完成工事高)÷20,000 ＋ 616
(32)	8,000万円以上	1億円未満	22 ×(年間平均完成工事高)÷20,000 ＋ 601
(33)	6,000万円以上	8,000万円未満	28 ×(年間平均完成工事高)÷20,000 ＋ 577
(34)	5,000万円以上	6,000万円未満	16 ×(年間平均完成工事高)÷10,000 ＋ 565
(35)	4,000万円以上	5,000万円未満	19 ×(年間平均完成工事高)÷10,000 ＋ 550
(36)	3,000万円以上	4,000万円未満	24 ×(年間平均完成工事高)÷10,000 ＋ 530
(37)	2,500万円以上	3,000万円未満	13 ×(年間平均完成工事高)÷5,000 ＋ 524
(38)	2,000万円以上	2,500万円未満	16 ×(年間平均完成工事高)÷5,000 ＋ 509
(39)	1,500万円以上	2,000万円未満	20 ×(年間平均完成工事高)÷5,000 ＋ 493
(40)	1,200万円以上	1,500万円未満	14 ×(年間平均完成工事高)÷3,000 ＋ 483
(41)	1,000万円以上	1,200万円未満	11 ×(年間平均完成工事高)÷2,000 ＋ 473
(42)		1,000万円未満	131 ×(年間平均完成工事高)÷10,000 ＋ 397

注)評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

② X_2評点

(1)自己資本額の点数(X_{21})

▼自己資本額の点数(X_{21})は、自己資本の額(純資産合計の額)又は平均自己資本額(2期平均を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、自己資本の額が0円に満たない場合は0円とみなす。

区分	自己資本の額又は平均自己資本額		点　数
(1)	3,000億円以上		2,114
(2)	2,500億円以上	3,000億円未満	63 ×(自己資本額)÷50,000,000 ＋ 1,736
(3)	2,000億円以上	2,500億円未満	73 ×(自己資本額)÷50,000,000 ＋ 1,686
(4)	1,500億円以上	2,000億円未満	91 ×(自己資本額)÷50,000,000 ＋ 1,614
(5)	1,200億円以上	1,500億円未満	66 ×(自己資本額)÷30,000,000 ＋ 1,557
(6)	1,000億円以上	1,200億円未満	53 ×(自己資本額)÷20,000,000 ＋ 1,503
(7)	800億円以上	1,000億円未満	61 ×(自己資本額)÷20,000,000 ＋ 1,463
(8)	600億円以上	800億円未満	75 ×(自己資本額)÷20,000,000 ＋ 1,407
(9)	500億円以上	600億円未満	46 ×(自己資本額)÷10,000,000 ＋ 1,356
(10)	400億円以上	500億円未満	53 ×(自己資本額)÷10,000,000 ＋ 1,321
(11)	300億円以上	400億円未満	66 ×(自己資本額)÷10,000,000 ＋ 1,269
(12)	250億円以上	300億円未満	39 ×(自己資本額)÷5,000,000 ＋ 1,233
(13)	200億円以上	250億円未満	47 ×(自己資本額)÷5,000,000 ＋ 1,193
(14)	150億円以上	200億円未満	57 ×(自己資本額)÷5,000,000 ＋ 1,153
(15)	120億円以上	150億円未満	42 ×(自己資本額)÷3,000,000 ＋ 1,114
(16)	100億円以上	120億円未満	33 ×(自己資本額)÷2,000,000 ＋ 1,084
(17)	80億円以上	100億円未満	39 ×(自己資本額)÷2,000,000 ＋ 1,054
(18)	60億円以上	80億円未満	47 ×(自己資本額)÷2,000,000 ＋ 1,022
(19)	50億円以上	60億円未満	29 ×(自己資本額)÷1,000,000 ＋ 989
(20)	40億円以上	50億円未満	34 ×(自己資本額)÷1,000,000 ＋ 964
(21)	30億円以上	40億円未満	41 ×(自己資本額)÷1,000,000 ＋ 936
(22)	25億円以上	30億円未満	25 ×(自己資本額)÷500,000 ＋ 909
(23)	20億円以上	25億円未満	29 ×(自己資本額)÷500,000 ＋ 889
(24)	15億円以上	20億円未満	36 ×(自己資本額)÷500,000 ＋ 861
(25)	12億円以上	15億円未満	27 ×(自己資本額)÷300,000 ＋ 834
(26)	10億円以上	12億円未満	21 ×(自己資本額)÷200,000 ＋ 816
(27)	8億円以上	10億円未満	24 ×(自己資本額)÷200,000 ＋ 801
(28)	6億円以上	8億円未満	30 ×(自己資本額)÷200,000 ＋ 777
(29)	5億円以上	6億円未満	18 ×(自己資本額)÷100,000 ＋ 759
(30)	4億円以上	5億円未満	21 ×(自己資本額)÷100,000 ＋ 744
(31)	3億円以上	4億円未満	27 ×(自己資本額)÷100,000 ＋ 720
(32)	2.5億円以上	3億円未満	15 ×(自己資本額)÷50,000 ＋ 711
(33)	2億円以上	2.5億円未満	19 ×(自己資本額)÷50,000 ＋ 691
(34)	1.5億円以上	2億円未満	23 ×(自己資本額)÷50,000 ＋ 675
(35)	1.2億円以上	1.5億円未満	16 ×(自己資本額)÷30,000 ＋ 664
(36)	1億円以上	1.2億円未満	13 ×(自己資本額)÷20,000 ＋ 650
(37)	8,000万円以上	1億円未満	16 ×(自己資本額)÷20,000 ＋ 635
(38)	6,000万円以上	8,000万円未満	19 ×(自己資本額)÷20,000 ＋ 623
(39)	5,000万円以上	6,000万円未満	11 ×(自己資本額)÷10,000 ＋ 614
(40)	4,000万円以上	5,000万円未満	14 ×(自己資本額)÷10,000 ＋ 599
(41)	3,000万円以上	4,000万円未満	16 ×(自己資本額)÷10,000 ＋ 591
(42)	2,500万円以上	3,000万円未満	10 ×(自己資本額)÷5,000 ＋ 579
(43)	2,000万円以上	2,500万円未満	12 ×(自己資本額)÷5,000 ＋ 569
(44)	1,500万円以上	2,000万円未満	14 ×(自己資本額)÷5,000 ＋ 561
(45)	1,200万円以上	1,500万円未満	11 ×(自己資本額)÷3,000 ＋ 548
(46)	1,000万円以上	1,200万円未満	8 ×(自己資本額)÷2,000 ＋ 544
(47)		1,000万円未満	223 ×(自己資本額)÷10,000 ＋ 361

注)評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2)平均利益額の点数(X_{22})

▼平均利益額の点数(X_{22})は、利払前税引前償却前利益(営業利益＋減価償却実施額)の2年平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は0円とみなす。

区分	平均利益額		点　数
(1)	300億円以上		2,447
(2)	250億円以上	300億円未満	134 ×(平均利益額)÷5,000,000 ＋ 1,643
(3)	200億円以上	250億円未満	151 ×(平均利益額)÷5,000,000 ＋ 1,558
(4)	150億円以上	200億円未満	175 ×(平均利益額)÷5,000,000 ＋ 1,462
(5)	120億円以上	150億円未満	123 ×(平均利益額)÷3,000,000 ＋ 1,372
(6)	100億円以上	120億円未満	93 ×(平均利益額)÷2,000,000 ＋ 1,306
(7)	80億円以上	100億円未満	104 ×(平均利益額)÷2,000,000 ＋ 1,251
(8)	60億円以上	80億円未満	122 ×(平均利益額)÷2,000,000 ＋ 1,179
(9)	50億円以上	60億円未満	70 ×(平均利益額)÷1,000,000 ＋ 1,125
(10)	40億円以上	50億円未満	79 ×(平均利益額)÷1,000,000 ＋ 1,080
(11)	30億円以上	40億円未満	92 ×(平均利益額)÷1,000,000 ＋ 1,028
(12)	25億円以上	30億円未満	54 ×(平均利益額)÷500,000 ＋ 980
(13)	20億円以上	25億円未満	60 ×(平均利益額)÷500,000 ＋ 950
(14)	15億円以上	20億円未満	70 ×(平均利益額)÷500,000 ＋ 910
(15)	12億円以上	15億円未満	48 ×(平均利益額)÷300,000 ＋ 880
(16)	10億円以上	12億円未満	37 ×(平均利益額)÷200,000 ＋ 850
(17)	8億円以上	10億円未満	42 ×(平均利益額)÷200,000 ＋ 825
(18)	6億円以上	8億円未満	48 ×(平均利益額)÷200,000 ＋ 801
(19)	5億円以上	6億円未満	28 ×(平均利益額)÷100,000 ＋ 777
(20)	4億円以上	5億円未満	32 ×(平均利益額)÷100,000 ＋ 757
(21)	3億円以上	4億円未満	37 ×(平均利益額)÷100,000 ＋ 737
(22)	2.5億円以上	3億円未満	21 ×(平均利益額)÷50,000 ＋ 722
(23)	2億円以上	2.5億円未満	24 ×(平均利益額)÷50,000 ＋ 707
(24)	1.5億円以上	2億円未満	27 ×(平均利益額)÷50,000 ＋ 695
(25)	1.2億円以上	1.5億円未満	20 ×(平均利益額)÷30,000 ＋ 676
(26)	1億円以上	1.2億円未満	15 ×(平均利益額)÷20,000 ＋ 666
(27)	8,000万円以上	1億円未満	16 ×(平均利益額)÷20,000 ＋ 661
(28)	6,000万円以上	8,000万円未満	19 ×(平均利益額)÷20,000 ＋ 649
(29)	5,000万円以上	6,000万円未満	12 ×(平均利益額)÷10,000 ＋ 634
(30)	4,000万円以上	5,000万円未満	12 ×(平均利益額)÷10,000 ＋ 634
(31)	3,000万円以上	4,000万円未満	15 ×(平均利益額)÷10,000 ＋ 622
(32)	2,500万円以上	3,000万円未満	8 ×(平均利益額)÷5,000 ＋ 619
(33)	2,000万円以上	2,500万円未満	10 ×(平均利益額)÷5,000 ＋ 609
(34)	1,500万円以上	2,000万円未満	11 ×(平均利益額)÷5,000 ＋ 605
(35)	1,200万円以上	1,500万円未満	7 ×(平均利益額)÷3,000 ＋ 603
(36)	1,000万円以上	1,200万円未満	6 ×(平均利益額)÷2,000 ＋ 595
(37)		1,000万円未満	78 ×(平均利益額)÷10,000 ＋ 547

注)評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

$$X_2\text{評点} = \left\{ \text{自己資本額の点数}(X_{21}) + \text{平均利益額の点数}(X_{22}) \right\} \div 2$$

③ Ｙ評点（経営状況分析期間で算出）

（M_1～M_8：小数点以下４位四捨五入、各勘定科目の金額はすべて千円単位）

分析の指標	指標の概要	上限値	下限値
【負債抵抗力】			
M_1 純支払利息比率	（支払利息－受取利息配当金）／売上高×１００ ・売上高には完成工事高及び兼業事業売上高を含む。（以下同様） 売上高に対する純粋な支払利息の割合を見る比率で低いほどよい。	－0.3%	5.1%
M_2 負債回転期間	（流動負債＋固定負債）／（売上高÷１２） ・１月当たりの売上高は、売上高を１２で除して得た数値。 負債総額が月商の何ヶ月分に相当するかを見る比率で低いほどよい。	0.9ヶ月	18.0ヶ月
【収益性・効率性】			
M_3 総資本売上総利益率	売上総利益／総資本(2期平均)×１００ ・総資本の額は、貸借対照表における負債純資産合計額。 ・売上総利益の額は、審査対象事業年度の売上総利益額(個人の場合は完成工事総利益額(当該個人が建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合においては、兼業事業総利益を含む額))。 ・総資本を2期平均とし、さらにその平均額が3,000万円未満の場合は3,000万円を読み替える。 総資本に対する売上総利益の割合、つまり投下した総資本に対する売上総利益の状況を示す比率で高いほどよい。	63.6%	6.5%
M_4 売上高経常利益率	経常利益／売上高×１００ ・経常利益の額は、審査対象事業年度の経常利益額(個人の場合は事業主利益額)。 売上高に対する経営利益の割合、つまり企業の経常的活動による収益力を示す比率で高いほどよい。	5.1%	-8.5%
【財務健全性】			
M_5 自己資本対固定資産比率	自己資本／固定資産×１００ ・自己資本対固定資産比率は基準決算における自己資本の額を固定資産の額で除して得た額。 設備投資などの固定資産がどの程度自己資本で調達されているかを見る比率で高いほどよい。	350.0%	-76.5%
M_6 自己資本比率	自己資本／総資本×１００ ・自己資本比率は基準決算における自己資本の額を総資本の額で除して得た額。 総資本(負債＋資本)に対して自己資本の占める割合を示し、資本蓄積の度合いを示す比率で高い方がよい。	68.5%	-68.6%
【絶対的力量】			
M_7 営業キャッシュ・フロー	営業キャッシュ・フロー／１００，０００(２期平均) ・営業キャッシュ・フローの額を1億で除した数値の2年平均とする。 企業の営業活動により生じたキャッシュの増減を見る比率で高いほどよい。	15.0億円	-10.0億円
M_8 利益剰余金	利益剰余金／１００，０００ ・利益剰余金の額は、基準決算における利益剰余金合計額(個人の場合は純資産合計額)。 企業の営業活動により蓄積された利益のストックを見る比率で高いほどよい。	100.0億円	-3億円

総資本の算出法　　法人：流動負債＋固定負債＋資本金＋新株式払込金(又は新株式申込証拠金)＋資本剰余金＋利益剰余金＋土地再評価差額金＋株式等評価差額金―自己株式

個人：流動負債＋固定負債＋期首資本金＋事業主借勘定＋事業主利益－事業主貸勘定

自己資本の算出方法　法人：資本金＋新株式払込金(又は新株式申込証拠金)＋資本剰余金＋利益準備金＋任意積立金＋土地再評価差額金＋株式等評価差額金－自己株式＋利益処分における準備金・積立金(取崩の場合は控除)・資本金・次期繰越利益(又は次期繰越損失)

個人：期首資本金＋事業主借勘定＋事業主利益－事業主貸勘定

営業キャッシュ・フロー　＝　経常利益＋減価償却実施額－法人税、住民税及び事業税±引当金(貸倒引当金)増減額∓売掛債権(受取手形＋完成工事未収入金)増減額±仕入債務(支払手形＋工事未払金)増減額∓棚卸資産(未成工事支出金＋材料貯蔵品)増減額±受入金(未成工事受入金)増減額

※電子記録債権及び電子記録債務は、それぞれ受取手形及び支払手形に含むこととする。

▼Yの評点は、上記の経営状況分析の8指標の数値をもとに「経営状況点数(A)」の算式により算出した点数を、「経営状況の評点(Y)」の算出に当てはめて求める。

$$A(\text{経営状況点数}) = -0.4650 \times M_1 - 0.0508 \times M_2 + 0.0264 \times M_3 + 0.0277 \times M_4 + 0.0011 \times M_5 + 0.0089 \times M_6 + 0.0818 \times M_7 + 0.0172 \times M_8 + 0.1906$$

（A：小数点第3位を四捨五入）

Y(経営状況評点)＝　167.3×A＋583　(最高 1,595 点　最低 0 点)

(Y：小数点第1位を四捨五入)

④ 技術職員数(Z_1)

▼技術職員の数の点数(Z_1)は、許可を受けた建設業の種類毎に次の算式により「技術職員数」を算出し、当該数値を以下のテーブル表に当てはめて求める。

技術職員数値＝１級監理受講者数×６＋１級技術者×５＋監理技術者補佐×４＋
基幹技能者数×３＋２級技術者数×２＋その他技術者数×１

※１級監理受講者とは、1 級技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けているもの(ただし、直前５年以内に講習を受講したものに限る)。

※具体的な資格等は、P47～P51 参照

▼ただし、１人の職員につき技術職員として申請できるのは、２業種まで

区分	技術職員数値		点 数
(1)	15,500 以上		2,335
(2)	11,930 以上	15,500 未満	62 ×(技術職員数値)÷3,570 ＋ 2,065
(3)	9,180 以上	11,930 未満	63 ×(技術職員数値)÷2,750 ＋ 1,998
(4)	7,060 以上	9,180 未満	62 ×(技術職員数値)÷2,120 ＋ 1,939
(5)	5,430 以上	7,060 未満	62 ×(技術職員数値)÷1,630 ＋ 1,876
(6)	4,180 以上	5,430 未満	63 ×(技術職員数値)÷1,250 ＋ 1,808
(7)	3,210 以上	4,180 未満	63 ×(技術職員数値)÷970 ＋ 1,747
(8)	2,470 以上	3,210 未満	62 ×(技術職員数値)÷740 ＋ 1,686
(9)	1,900 以上	2,470 未満	62 ×(技術職員数値)÷570 ＋ 1,624
(10)	1,460 以上	1,900 未満	63 ×(技術職員数値)÷440 ＋ 1,558
(11)	1,130 以上	1,460 未満	63 ×(技術職員数値)÷330 ＋ 1,488
(12)	870 以上	1,130 未満	62 ×(技術職員数値)÷260 ＋ 1,434
(13)	670 以上	870 未満	63 ×(技術職員数値)÷200 ＋ 1,367
(14)	510 以上	670 未満	62 ×(技術職員数値)÷160 ＋ 1,318
(15)	390 以上	510 未満	63 ×(技術職員数値)÷120 ＋ 1,247
(16)	300 以上	390 未満	62 ×(技術職員数値)÷90 ＋ 1,183
(17)	230 以上	300 未満	63 ×(技術職員数値)÷70 ＋ 1,119
(18)	180 以上	230 未満	62 ×(技術職員数値)÷50 ＋ 1,040
(19)	140 以上	180 未満	62 ×(技術職員数値)÷40 ＋ 984
(20)	110 以上	140 未満	63 ×(技術職員数値)÷30 ＋ 907
(21)	85 以上	110 未満	63 ×(技術職員数値)÷25 ＋ 860
(22)	65 以上	85 未満	62 ×(技術職員数値)÷20 ＋ 810
(23)	50 以上	65 未満	62 ×(技術職員数値)÷15 ＋ 742
(24)	40 以上	50 未満	63 ×(技術職員数値)÷10 ＋ 633
(25)	30 以上	40 未満	63 ×(技術職員数値)÷10 ＋ 633
(26)	20 以上	30 未満	62 ×(技術職員数値)÷10 ＋ 636
(27)	15 以上	20 未満	63 ×(技術職員数値)÷5 ＋ 508
(28)	10 以上	15 未満	62 ×(技術職員数値)÷5 ＋ 511
(29)	5 以上	10 未満	63 ×(技術職員数値)÷5 ＋ 509
(30)		5 未満	62 ×(技術職員数値)÷5 ＋ 510

注)評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

⑤ 元請完成工事高(Z_2)

▼元請完成工事高の点数（Z_2）は、許可を受けた建設業の種類毎の直前２年又は直前３年の年間平均元請完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、直前２年平均又は直前３年平均の選択については、X_1（完成工事高）の方法と同一でなければならない。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高		評　点
(1)	1,000億円以上		2,865
(2)	800億円以上	1,000億円未満	119 ×(年間平均元請完成工事高)÷20,000,000 ＋ 2,270
(3)	600億円以上	800億円未満	145 ×(年間平均元請完成工事高)÷20,000,000 ＋ 2,166
(4)	500億円以上	600億円未満	87 ×(年間平均元請完成工事高)÷10,000,000 ＋ 2,079
(5)	400億円以上	500億円未満	104 ×(年間平均元請完成工事高)÷10,000,000 ＋ 1,994
(6)	300億円以上	400億円未満	126 ×(年間平均元請完成工事高)÷10,000,000 ＋ 1,906
(7)	250億円以上	300億円未満	76 ×(年間平均元請完成工事高)÷5,000,000 ＋ 1,828
(8)	200億円以上	250億円未満	90 ×(年間平均元請完成工事高)÷5,000,000 ＋ 1,758
(9)	150億円以上	200億円未満	110 ×(年間平均元請完成工事高)÷5,000,000 ＋ 1,678
(10)	120億円以上	150億円未満	81 ×(年間平均元請完成工事高)÷3,000,000 ＋ 1,603
(11)	100億円以上	120億円未満	63 ×(年間平均元請完成工事高)÷2,000,000 ＋ 1,549
(12)	80億円以上	100億円未満	75 ×(年間平均元請完成工事高)÷2,000,000 ＋ 1,489
(13)	60億円以上	80億円未満	92 ×(年間平均元請完成工事高)÷2,000,000 ＋ 1,421
(14)	50億円以上	60億円未満	55 ×(年間平均元請完成工事高)÷1,000,000 ＋ 1,367
(15)	40億円以上	50億円未満	66 ×(年間平均元請完成工事高)÷1,000,000 ＋ 1,312
(16)	30億円以上	40億円未満	79 ×(年間平均元請完成工事高)÷1,000,000 ＋ 1,260
(17)	25億円以上	30億円未満	48 ×(年間平均元請完成工事高)÷500,000 ＋ 1,209
(18)	20億円以上	25億円未満	57 ×(年間平均元請完成工事高)÷500,000 ＋ 1,164
(19)	15億円以上	20億円未満	70 ×(年間平均元請完成工事高)÷500,000 ＋ 1,112
(20)	12億円以上	15億円未満	50 ×(年間平均元請完成工事高)÷300,000 ＋ 1,072
(21)	10億円以上	12億円未満	41 ×(年間平均元請完成工事高)÷200,000 ＋ 1,026
(22)	8億円以上	10億円未満	47 ×(年間平均元請完成工事高)÷200,000 ＋ 996
(23)	6億円以上	8億円未満	57 ×(年間平均元請完成工事高)÷200,000 ＋ 956
(24)	5億円以上	6億円未満	36 ×(年間平均元請完成工事高)÷100,000 ＋ 911
(25)	4億円以上	5億円未満	40 ×(年間平均元請完成工事高)÷100,000 ＋ 891
(26)	3億円以上	4億円未満	51 ×(年間平均元請完成工事高)÷100,000 ＋ 847
(27)	2.5億円以上	3億円未満	30 ×(年間平均元請完成工事高)÷50,000 ＋ 820
(28)	2億円以上	2.5億円未満	35 ×(年間平均元請完成工事高)÷50,000 ＋ 795
(29)	1.5億円以上	2億円未満	45 ×(年間平均元請完成工事高)÷50,000 ＋ 755
(30)	1.2億円以上	1.5億円未満	32 ×(年間平均元請完成工事高)÷30,000 ＋ 730
(31)	1億円以上	1.2億円未満	26 ×(年間平均元請完成工事高)÷20,000 ＋ 702
(32)	8,000万円以上	1億円未満	29 ×(年間平均元請完成工事高)÷20,000 ＋ 687
(33)	6,000万円以上	8,000万円未満	36 ×(年間平均元請完成工事高)÷20,000 ＋ 659
(34)	5,000万円以上	6,000万円未満	22 ×(年間平均元請完成工事高)÷10,000 ＋ 635
(35)	4,000万円以上	5,000万円未満	27 ×(年間平均元請完成工事高)÷10,000 ＋ 610
(36)	3,000万円以上	4,000万円未満	31 ×(年間平均元請完成工事高)÷10,000 ＋ 594
(37)	2,500万円以上	3,000万円未満	19 ×(年間平均元請完成工事高)÷5,000 ＋ 573
(38)	2,000万円以上	2,500万円未満	23 ×(年間平均元請完成工事高)÷5,000 ＋ 553
(39)	1,500万円以上	2,000万円未満	28 ×(年間平均元請完成工事高)÷5,000 ＋ 533
(40)	1,200万円以上	1,500万円未満	19 ×(年間平均元請完成工事高)÷3,000 ＋ 522
(41)	1,000万円以上	1,200万円未満	16 ×(年間平均元請完成工事高)÷2,000 ＋ 502
(42)		1,000万円未満	341 ×(年間平均元請完成工事高)÷10,000 ＋ 241

注）評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

Ｚ評点＝｛技術職員数の点数（Z_1）×０．８｝＋｛元請完成工事高の点数（Z_2）×０．２｝

⑥ W評点

▼Wの評点は、建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W1）、建設業の営業継続の状況（W2）、防災協定締結の有無（W3）、法令遵守の状況（W4）、建設業の経理に関する状況（W5）、研究開発の状況（W6）、建設機械の保有状況（W7）、及び国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況（W8）の点数の合計点数に係数を乗じた数値として求める。

（1）建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の評点（W1）

$W1 = Y1 \times 15 - Y2 \times 40 + W_{17} + W_{18} + W_{19} + W_{110}$

Y1：加点項目④～⑥のうち該当する項目の数

Y2：減点項目①～③のうち該当する項目の数

＜減点評価される項目＞

①雇用保険加入の有無（未加入）

②健康保険加入の有無（未加入）

③厚生年金保険加入の有無（未加入）

＜加点評価される項目＞

④建設業退職金共済制度加入の有無（加入）

⑤退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無（導入）

⑥法定外労働災害補償制度加入の有無（加入）

⑦若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の評点（W_{17}）

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	評点
15% 以上	1
15% 未満	0

新規若年技術職員の育成及び確保の状況	評点
1% 以上	1
1% 未満	0

⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の評点（W_{18}）

W_{18}＝（技術者数／技術者数＋技能者数）×（CPD単位取得数／技術者数）
＋（技能者数／技術者数＋技能者数）×（技能レベル向上者数／技能者数－控除対象者数）

①（CPD単位取得数／技術者数）について

「CPD 単位取得数／技術者数」の数値が、下表の左欄の数値になった場合、それぞれの数値の右欄の数値が評点の計算式で使用される。

数値計算結果	評点用
3未満	0
3以上6未満	1
6以上9未満	2
9以上12未満	3
12以上15未満	4
15以上18未満	5
18以上21未満	6
21以上24未満	7
24以上27未満	8
27以上30未満	9
30以上	10

②(技能レベル向上者数／
　技能者数－控除対象者数)について

「技能レベル向上者数／技能者数－控除対象者数」の数値を百分率で表した数値が、下表の右欄の数値になった場合、それぞれの数値の左欄の数値が評点の計算式で使用される。

なお、技能者数－控除対象者数＝0の場合、評点用の数値は0。

数値計算結果	評点用
1.5%未満	0
1.5%以上3%未満	1
3%以上 4.5%未満	2
4.5%以上 6%未満	3
6%以上 7.5%未満	4
7.5%以上 9%未満	5
9%以上 10.5%未満	6
10.5%以上 12%未満	7
12%以上 13.5%未満	8
13.5%以上 15%未満	9
15%以上	10

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数}+\text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}\right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数}+\text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上数}}{\text{技能者数}-\text{控除対象者数}}\right)$$

上記の算式によって算出される数値を、下表に当てはめて求める。

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	評点
10以上	10
9以上	9
8以上	8
7以上	7
6以上	6
5以上	5
4以上	4
3以上	3
2以上	2
1以上	1
1未満	0

（参考）告示別表第 18　ＣＰＤ単位数を求めるために必要な団体毎の数値

CPD認定団体	算式用
(公社)空気調和･衛生工学会	50
(一財)建設業振興基金	12
(一社)建設コンサルタンツ協会	50
(一社)交通工学研究会	50
(公社)地盤工学会	50
(公社)森林･自然環境技術教育研究センター	20
(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50
(一社)全国測量設計業協会連合会	20
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20
(一社)全日本建設技術協会	25
土質･地質技術者生涯学習協議会	50
(公社)土木学会	50
(一社)日本環境アセスメント協会	50
(公社)日本技術士会	50
(公社)日本建築士会連合会	12
(公社)日本造園学会	50
(公社)日本都市計画学会	50
(公社)農業農村工学会	50
(一社)日本建築士事務所協会連合会	12
(公社)日本建築家協会	12
(一社)日本建設業連合会	12
(一社)日本建築学会	12
(一社)建築設備技術者協会	12
(一社)電気設備学会	12

（一社）日本設備設計事務所協会連合会	12
（公財）建築技術教育普及センター	12
（一社）日本建築構造技術者協会	12

⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の評点（W19）

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	評点
プラチナえるぼし認定を取得	5
プラチナくるみん認定を取得	
えるぼし認定（3段階目）を取得	4
ユースエール認定を取得	
えるぼし認定（2段階目）を取得	3
くるみん認定を取得	
トライくるみん認定を取得	
えるぼし認定（1段階目）を取得	2
該当無し	0

⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の評点（W_{110}）

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	評点
全ての建設工事で実施	15
全ての公共工事で実施	10
該当なし	0

（2）建設業の営業継続の状況の評点（W2）

W2＝W21＋W22

①営業年数（W21）

営業年数	評点	営業年数	評点	営業年数	評点	営業年数	評点
5年以下	0	13年	16	21年	32	29年	48
6年	2	14年	18	22年	34	30年	50
7年	4	15年	20	23年	36	31年	52
8年	6	16年	22	24年	38	32年	54
9年	8	17年	24	25年	40	33年	56
10年	10	18年	26	26年	42	34年	58
11年	12	19年	28	27年	44	35年以上	60
12年	14	20年	30	28年	46	－	－

②民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数（W22）

民事再生法・会社更生法の適用の有無	評点
有	－60
無	0

（3）防災協定締結の評点（W3）

防災協定締結の有無	評点
有	20
無	0

（4）法令遵守の状況の評点（W4）

法令遵守の状況	評点
無	0
指示をされた場合	－15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	－30

(5)建設業の経理の状況の評点(W5)

W5＝W51＋W52

①監査の受審状況の評点(W51)

監査の受審状況	評点
会計監査人の設置	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提	2
無	0

②公認会計士等の数値の評点(W52)

公認会計士等数値＝

公認会計士等の数(登録経理試験1級合格者を含む)×1＋登録経理試験2級合格者の数×0．4

年間平均完成工事高	公認会計士					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	10	8	6	4	2	0
600億円以上	13.6 以上	10.8 以上 13.6 未満	7.2 以上 10.8 未満	5.2 以上 7.2 未満	2.8 以上 5.2 未満	2.8 未満
150億円以上 600億円未満	8.8 以上	6.8 以上 8.8 未満	4.8 以上 6.8 未満	2.8 以上 4.8 未満	1.6 以上 2.8 未満	1.6 未満
40 億円以上 150 億円未満	4.4 以上	3.2 以上 4.4 未満	2.4i 以上 3.2 未満	1.2 以上 2.4 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.8 未満
10 億円以上 40 億円未満	2.4 以上	1.6 以上 2.4 未満	1.2 以上 1.6 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	0.4 未満
1 億円以上 10 億円未満	1.2 以上	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	－	－	0.4 未満
1 億円未満	0.4 以上	－	－	－	－	0.4 未満

(6)研究開発の状況の評点(W6)

研究開発費の額の平均の額を以下の表の区分にあてはめて求めます。

平均開発研究費の額	点数
100億円以上	25
75億円以上	24
50 億円以上	23
30 億円以上	22
20 億円以上	21
19 億円以上	20
18 億円以上	19
17 億円以上	18
16 億円以上	17
15 億円以上	16
14 億円以上	15
13 億円以上	14
12 億円以上	13
11 億円以上	12
10 億円以上	11
9億円以上	10
8億円以上	9
7億円以上	8
6億円以上	7
5億円以上	6
4億円以上	5
3億円以上	4
2億円以上	3
1億円以上	2
5,000 万円以上	1
5,000 万円未満	0

(7)建設機械の保有状況の評点(W7)

台数	評点	台数	評点
15台以上	15	7台	11
14台	15	6台	10
13台	14	5台	9
12台	14	4台	8
11台	13	3台	7
10台	13	2台	6
9台	12	1台	5
8台	12	0台	0

(8)国又はISOが定めた規格による認証又は登録の状況の評点(W8)

エコアクション 21 又はISOの認証又は登録の状況	評点
エコアクション 21 の認証並びにISO9001及びISO14001の登録	10
ISO9001及びISO14001の登録	10
エコアクション 21 の認証及びISO9001の登録	8
エコアクション 21 の認証及びISO14001の登録	5
IOS9001の登録	5
IOS14001の登録	5
エコアクション 21 の認証	3
該当無し	0

8　様式集

経営事項審査申請用様式は、下記の長野県又は国土交通省のホームページからダウンロードしてください。

【長野県ホームページ】
http://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/shinsa/shinsei.html
【国土交通省ホームページ】
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000193.html

様式第二十五の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 1

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

令和　　年　　月　　日

建設業法第27条の26第２項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第１項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

申請者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

行政庁側記入欄	項番			
申請年月日	0 1	令和□□年□□月□□日	請求年月日 令和□□年□□月□□日	土木事務所コード 整理番号 □□－□□□□□□

項目	項番	記入欄
申請時の許可番号	0 2	大臣／知事 コード□□　国土交通大臣／知事 許可（般／特－□□）第□□□□□□号　許可年月日 令和□□年□□月□□日
前回の申請時の許可番号	0 3	大臣／知事 コード□□　国土交通大臣／知事 許可（般／特－□□）第□□□□□□号　許可年月日 令和□□年□□月□□日
審査基準日	0 4	令和□□年□□月□□日
申請等の区分	0 5	□
処理の区分	0 6	□□ □□
法人又は個人の別	0 7	□（1. 法人 2. 個人）　資本金額又は出資総額 □,□□□,□□□,□□□（千円）　法人番号 □□□□□□□□□□□□□
商号又は名称のフリガナ	0 8	□×40
商号又は名称	0 9	□×40
代表者又は個人の氏名のフリガナ	1 0	□×20
代表者又は個人の氏名	1 1	□×10
主たる営業所の所在地市区町村コード	1 2	□□□□□
主たる営業所の所在地	1 3	□×40
郵便番号	1 4	□□□－□□□□　電話番号 □□□□□□□□□□□□□
許可を受けている建設業	1 5	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　□×29（1. 一般 2. 特定）
経営規模等評価等対象建設業	1 6	□×29

	項番		審査対象	
自己資本額	17	3 □,□□□,□□□,□□□ (千円)	13 □	(1. 基準決算 2. 2期平均)

基準決算	□,□□□,□□□,□□□ (千円)
直前の審査基準日	□,□□□,□□□,□□□ (千円)

利益額（2期平均）	18	3 □,□□□,□□□,□□□ (千円)	利益額（利払前税引前償却前利益） = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	□,□□□,□□□,□□□ (千円)	営業利益	□,□□□,□□□,□□□ (千円)
減価償却実施額	□,□□□,□□□,□□□ (千円)	減価償却実施額	□,□□□,□□□,□□□ (千円)

技術職員数	19	3 □□□,□□□ (人)	
登録経営状況分析機関番号	20	3 □□□□□□	経営状況分析を受けた機関の名称

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第　　号	令和　　年　　月　　日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先

所属等　　氏名　　電話番号

ファックス番号

別紙一

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 2

工　事　種　類　別　完　成　工　事　高
工　事　種　類　別　元　請　完　成　工　事　高

項番 3 1

審査対象事業年度の前審査対象事業年度　自 3 □□年 5 □□月　至 7 □□年 9 □□ 10 月

審査対象事業年度の前審査対象事業年度	年　月～　年　月
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	年　月～　年　月

審査対象事業年度　自 11 □□年 13 □□月　至 15 □□年 17 □□月

計算基準の区分 19 □（1.2年平均 2.3年平均）

業種コード	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）
3 2 工事の種類 工事	6 □,□□□,□□□,□□□ 15	16 □,□□□,□□□,□□□ 25	26 □,□□□,□□□,□□□ 35	36 □,□□□,□□□,□□□ 45
3 2 工事の種類 工事	6 □,□□□,□□□,□□□ 15	16 □,□□□,□□□,□□□ 25	26 □,□□□,□□□,□□□ 35	36 □,□□□,□□□,□□□ 45
3 2 工事の種類 工事	6 □,□□□,□□□,□□□ 15	16 □,□□□,□□□,□□□ 25	26 □,□□□,□□□,□□□ 35	36 □,□□□,□□□,□□□ 45
3 2 工事の種類 工事	6 □,□□□,□□□,□□□ 15	16 □,□□□,□□□,□□□ 25	26 □,□□□,□□□,□□□ 35	36 □,□□□,□□□,□□□ 45
3 2 工事の種類 工事	6 □,□□□,□□□,□□□ 15	16 □,□□□,□□□,□□□ 25	26 □,□□□,□□□,□□□ 35	36 □,□□□,□□□,□□□ 45
3 3 その他 工事の種類 その他　工事	3 □,□□□,□□□,□□□ 10	13 □,□□□,□□□,□□□ 20	23 □,□□□,□□□,□□□ 30	33 □,□□□,□□□,□□□ 40
3 4 合　計	3 □,□□□,□□□,□□□ 10	13 □,□□□,□□□,□□□ 20	23 □,□□□,□□□,□□□ 30	33 □,□□□,□□□,□□□ 40

完成工事高計算表	
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	

元請完成工事高計算表	
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	

契約後ＶＥに係る完成工事高の評価の特例　（ 1. 有　2. 無 ）

別紙三

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

	項番		
雇用保険加入の有無	41		〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
健康保険加入の有無	42		〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
厚生年金保険加入の有無	43		〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
建設業退職金共済制度加入の有無	44		〔1. 有、2. 無 〕
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	45		〔1. 有、2. 無 〕
法定外労働災害補償制度加入の有無	46		〔1. 有、2. 無 〕
若年技術職員の継続的な育成及び確保	47		〔1. 該当、2. 非該当 〕

技術職員数（Ａ）	若年技術職員数（Ｂ）	若年技術職員の割合（Ｂ／Ａ）
（人）	（人）	

新規若年技術職員の育成及び確保	48		〔1. 該当、2. 非該当 〕

新規若年技術職員数（Ｃ）	新規若年技術職員の割合（Ｃ／Ａ）
（人）	

CPD単位取得数	49		（単位）
技術者数			（人）
技能レベル向上者数	50		（人）
技能者数			（人）
控除対象者数			（人）
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	51		〔1. えるぼし認定（1段階目）、2. えるぼし認定（2段階目）、3. えるぼし認定（3段階目）、4. プラチナえるぼし認定、5. 非該当〕
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	52		〔1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、3. プラチナくるみん認定、4. 非該当 〕
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	53		〔1. ユースエール認定、2. 非該当 〕
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	54		〔1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当 〕

建設業の営業継続の状況

営業年数	55		（年）
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	56		〔1. 有、2. 無 〕

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和・平成・令和　年　月　日	年　か月	

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	57		〔1. 有、2. 無 〕

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	58		〔1. 有、2. 無 〕
指示処分の有無	59		〔1. 有、2. 無 〕

建設業の経理の状況

監査の受審状況	60		〔1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無〕
公認会計士等の数	61		（人）
二級登録経理試験合格者等の数	62		（人）

研究開発の状況

研究開発費（２期平均）	63		（千円）

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
（千円）	（千円）

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	64		（台）

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション２１の認証の有無	65		〔1. 有、2. 無 〕
ＩＳＯ９００１の登録の有無	66		〔1. 有、2. 無 〕
ＩＳＯ１４００１の登録の有無	67		〔1. 有、2. 無 〕

別紙二

（用紙Ａ４）

2	0	0	0	5

技　術　職　員　名　簿

項番 8 1

頁数 8 1 　3 □ □ 5 □ 頁

通番	新規掲載者	氏　　名	生　年　月　日	審査基準日現在の満年齢			業種コード 3	有資格区分コード 5	講習受講	業種コード 10	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1			年　月　日		8	2								
2			年　月　日		8	2								
3			年　月　日		8	2								
4			年　月　日		8	2								
5			年　月　日		8	2								
6			年　月　日		8	2								
7			年　月　日		8	2								
8			年　月　日		8	2								
9			年　月　日		8	2								
10			年　月　日		8	2								
11			年　月　日		8	2								
12			年　月　日		8	2								
13			年　月　日		8	2								
14			年　月　日		8	2								
15			年　月　日		8	2								
16			年　月　日		8	2								
17			年　月　日		8	2								
18			年　月　日		8	2								
19			年　月　日		8	2								
20			年　月　日		8	2								
21			年　月　日		8	2								
22			年　月　日		8	2								
23			年　月　日		8	2								
24			年　月　日		8	2								
25			年　月　日		8	2								
26			年　月　日		8	2								
27			年　月　日		8	2								
28			年　月　日		8	2								
29			年　月　日		8	2								
30			年　月　日		8	2								

別紙様式第１号

審査等手数料証紙貼付書

長野県収入証紙貼付欄（長野県知事許可業者用）
＊証紙は消印しないでください。 ＊電子申請の場合は、電子申請システムより 貼付様式を印刷して提出してください。

経営規模等評価申請手数料及び総合評定値請求手数料

業種	(1)	(2)	(3)	業種	(1)	(2)	(3)
1	11,000円	10,400円	600円	15	46,000円	42,600円	3,400円
2	13,500円	12,700円	800円	16	48,500円	44,900円	3,600円
3	16,000円	15,000円	1,000円	17	51,000円	47,200円	3,800円
4	18,500円	17,300円	1,200円	18	53,500円	49,500円	4,000円
5	21,000円	19,600円	1,400円	19	56,000円	51,800円	4,200円
6	23,500円	21,900円	1,600円	20	58,500円	54,100円	4,400円
7	26,000円	24,200円	1,800円	21	61,000円	56,400円	4,600円
8	28,500円	26,500円	2,000円	22	63,500円	58,700円	4,800円
9	31,000円	28,800円	2,200円	23	66,000円	61,000円	5,000円
10	33,500円	31,100円	2,400円	24	68,500円	63,300円	5,200円
11	36,000円	33,400円	2,600円	25	71,000円	65,600円	5,400円
12	38,500円	35,700円	2,800円	26	73,500円	67,900円	5,600円
13	41,000円	38,000円	3,000円	27	76,000円	70,200円	5,800円
14	43,500円	40,300円	3,200円	28	78,500円	72,500円	6,000円

長野県知事許可は長野県収入証紙での納付となります。

手数料の区分

(1)　「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求」の場合

※申請書（様式二十五号の十一）の項番「05」申請等の区分が「1」

手数料＝8,500円＋2,500円×業種数

(2)　「経営規模等評価の申請」の場合

※申請書（様式二十五号の十一）の項番「05」申請等の区分が「2」

手数料＝8,100円＋2,300円×業種数

(3)　「総合評定値の請求」の場合

※申請書（様式二十五号の十一）の項番「05」申請等の区分が「3」

手数料＝400円＋200円×業種数

別紙様式第３号

工事種類別完成工事高付表
工事種類別元請完成工事高付表

申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

審査対象建設業	完成工事高

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

(1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。

(2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

別紙様式第３号

記載例

工事種類別完成工事高付表
工事種類別元請完成工事高付表

申請者 株式会社ナガノケン・コンストラクション

審査対象建設業		完成工事高	
(審査対象事業年度)		(審査対象事業年度)	
R2年4月～R3年3月		R2年4月～R3年3月	
土木一式工事	15,000千円	土木一式工事	10,000千円
うち元請	11,000千円	うち元請	7,000千円
		とび土工工事	4,000千円
		うち元請	4,000千円
		舗装工事	1,000千円
		うち元請	0千円
(前審査対象事業年度)		(前審査対象事業年度)	
H31年4月～R2年3月		H31年4月～R2年3月	
土木一式工事	11,000千円	土木一式工事	9,000千円
うち元請	11,000千円	うち元請	9,000千円
		とび土工工事	0千円
		うち元請	0千円
		舗装工事	2,000千円
		うち元請	2,000千円

〇包含(業種の振替)した場合、振替元の業種について経営事項審査を受けることが出来ません。
この例の場合には「とび土工工事業」、「舗装工事業」について、受けることが出来なくなります。

〇包含を行うためには、振替元、振替先双方の業種の許可が必要です。

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

(1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。

(2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

建設機械の保有状況一覧表

審査基準日：　　年　　月　　日

事業者名

No.	新規掲載	対象建設機械	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号（ダンプ車）	種別又は規格	保有の状況 （所有・リースの別）	リース契約期間	検査実施年月日
1		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・リース	～	
2		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・リース	～	
3		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・リース	～	
4		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・リース	～	
5		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・リース	～	
6		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・リース	～	
7		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・リース	～	
8		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・リース	～	
9		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・リース	～	
10		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・リース	～	
11		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・リース	～	
12		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・リース	～	
13		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・リース	～	
14		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・リース	～	
15		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有 ・リース	～	

※「新規掲載」の欄は、前審査基準日の一覧表と比較し、新規に掲載する機械に〇を記入すること　　※「対象建設機械」の欄は、該当するものを〇で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「対象建設機械」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

①「ショベル系掘削機」は、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。（例：バックホウ）
②「ブルドーザー」は、自重。（自重3トン以上の機械が対象）
③「トラクターショベル」は、バケット容量。（バケット容量が0.4 ㎥以上の機械が対象）
④「モーターグレーダー」は、自重。（自重が5トン以上の機械が対象）
⑤「移動式クレーン」は、つり上げ荷重。（つり上げ荷重が3トン以上の機械が対象）
⑥「ダンプ車」は、土砂等の運搬に供されるダンプ・ダンプフルトレーラ・ダンプセミトレーラのうち該当するもの。
⑦「締固め用機械」は、ロードローラー・タイヤローラー・振動ローラー・ハンドガイドローラーのうち該当するもの。
⑧「解体用機械」は、ブレーカ・鉄骨切断機・コンクリート圧砕機・解体用つかみ機のうち該当するもの。
⑨「高所作業車」は、作業床の高さ。（作業床の高さが2メートル以上の機械が対象）

※リース契約の対象建設機械で、審査基準日から1年7カ月以上の使用期間が定められていない機械については、対象外とする。
（但し、契約書に自動更新の条項が含まれており、当該条項を適用して確実に1年7カ月以上の継続リースとなる機械は、対象とする。また、契約書に買取条項があり、確実に買い取りを行う機械については、対象とする。）
※工事現場単位ごとのスポット的なリース契約及び1台の建設機械を複数の業者と共有している機械などは、対象外とする。

記載例

建設機械の保有状況一覧表

審査基準日：　令和4年　9月　30日

事業者名　(株)□□□建設

No.	新規掲載	対象建設機械	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(ダンプ車)	種別又は規格	保有の状況 (所有・リースの別)	リース契約期間	検査実施年月日
1		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車	○○製作所	PY115A-26	02P115004M	3．89トン	(所有)・リース	～	
2	○	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・(ダンプ車)・締固め用機械・解体用機械・高所作業車	△△△工業	AKB10-38	03K1-68M	ダンプセミトレーラ	所有・(リース)	R2.4.1　～　R7.3.31	
3	○	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・(締固め用機械)・解体用機械・高所作業車	□□建機	YY-0000	9876543	ロードローラー	(所有)・リース	～	
4	○	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・(高所作業車)	○×自動車	XXX-AABB	☆☆　建　1234	作業床高さ 12m	(所有)・リース	～	
5		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	
6		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー …所作業車					所有		
7		…グレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	
8		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー …用機械・高所作業車					所有・リース	～	
9		…ル・モーターグレーダー …用機械・高所作業車					所有・リース	～	
10		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	
11		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	
12		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	
13		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	
14		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	
15		ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー 移動式クレーン・ダンプ車・締固め用機械・解体用機械・高所作業車					所有・リース	～	

該当する機械を○で囲むこと。

新規に掲載する機械に○を記入

特定自主検査記録表、移動式クレーン検査証又は自動車検査証から「メーカー名」、「型式」及び「製造・車体番号」などを転記

「ダンプ車」にあっては、「ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ」の別を記入

・リース契約書のリース期間を転記
（基準日から1年7カ月以上あること。）

特定自主検査記録表等の「検査年月日」を転記

※「新規掲載」の欄は、前審査基準日の一覧表と比較し、新規に掲載する機械に○を記入すること

※「対象建設機械」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「対象建設機械」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

①「ショベル系掘削機」は、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。（例：バックホウ）
②「ブルドーザー」は、自重。（自重3トン以上の機械が対象）
③「トラクターショベル」は、バケット容量。（バケット容量が0.4 ㎥以上の機械が対象）
④「モーターグレーダー」は、自重。（自重が5トン以上の機械が対象）
⑤「移動式クレーン」は、つり上げ荷重。（つり上げ荷重が3トン以上の機械が対象）
⑥「ダンプ車」は、土砂等の運搬に供されるダンプ・ダンプフルトレーラ・ダンプセミトレーラのうち該当するもの。
⑦「締固め用機械」は、ロードローラー・タイヤローラー・振動ローラー・ハンドガイドローラーのうち該当するもの。
⑧「解体用機械」は、ブレーカ・鉄骨切断機・コンクリート圧砕機・解体用つかみ機のうち該当するもの。
⑨「高所作業車」は、作業床の高さ。（作業床の高さが2メートル以上の機械が対象）

※リース契約の対象建設機械で、審査基準日から1年7カ月以上の使用期間が定められていない機械については、対象外とする。
（但し、契約書に自動更新の条項が含まれており、当該条項を適用して確実に1年7カ月以上の継続リースとなる機械は、対象とする。また、契約書に買取条項があり、確実に買い取りを行う機械については、対象とする。）
※工事現場単位ごとのスポット的なリース契約及び1台の建設機械を複数の業者と共有している機械などは、対象外とする。